

令和2年第3回定例会

# 湯前町議会会議録

開会 令和2年6月 4日

閉会 令和2年6月11日

熊本県球磨郡湯前町

## 令和2年第3回定例会

会 期 令和2年6月 4日（木）から 8日間  
令和2年6月11日（木）まで

### 会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
6	4	木	本会議	午前10時	会期の決定、諸般の報告、行政報告、議案審議
	5	金	本会議	午前10時	一般質問、全員協議会
	6	土	休 会		
	7	日	休 会		
	8	月	休 会		15：30 厚生文教常任委員会
	9	火	休 会		10：00 総務常任委員会 13：30 経済建設常任委員会
	10	水	休 会		
	11	木	本会議	午前10時	一般質問、議案審議



**第 1 号**

**6 月 4 日 ( 木 )**



## 令和2年第3回湯前町議会定例会

[第1号]

令和2年6月4日  
午前10時00分開議  
湯前町議会議場

### 1. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般の報告
日程第 4		行政報告
日程第 5	承認第 1号	専決処分承認について(湯前町税条例の一部を改正する条例)
日程第 6	承認第 2号	専決処分承認について(湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第 7	承認第 3号	専決処分承認について(湯前町介護保険条例の一部を改正する条例)
日程第 8	承認第 4号	専決処分承認について(令和2年度湯前町一般会計補正予算(第1号))
日程第 9	報告第 1号	令和元年度湯前町事故繰越しの報告について
日程第10	報告第 2号	令和元年度湯前町繰越明許費繰越しの報告について
日程第11	議案第33号	湯前町税条例の一部を改正する条例について
日程第12	議案第34号	湯前町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第35号	湯前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第36号	令和2年度湯前町一般会計補正予算(第2号)について
日程第15	議案第37号	令和2年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
日程第16	議案第38号	令和2年度湯前町水道事業会計補正予算(第1号)について

### 2. 応招議員

1番 遠坂道太	2番 椎葉弘樹
3番 森山宏	4番 黒木龍次
5番 味岡恭	6番 金子光喜
7番 高橋一雄	8番 黒木喜巳男
9番 山下力	10番 倉本豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長    西 村 洋 一    議 会 事 務 局 主 事    勘 米 良 康 隆

7. 説明のため出席した者

町	長	長	谷	和	人	教	育	長	中	村	富	人							
総	務	課	長	高	橋	誠	税	務	町	民	課	長	中	村	富	人			
教	育	課	長	北	崎	真	介	保	健	福	祉	課	長	高	木	堅	介		
建	設	水	道	課	長	皆	越	克	己	企	画	観	光	課	長	本	山	り	か
農	林	振	興	課	長	稻	森	一	彦										

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和2年第3回湯前町議会定例会を開会します。  
これから、議事日程に従い、本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉本 豊君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、味岡議員、金子議員を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（倉本 豊君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月11日までの8日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月11日までの8日間に決定しました。

-----○-----

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（倉本 豊君） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

3月24日、人吉市において、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので、出席しました。令和2年度事業計画及び議長会の諸懸案事項等について協議を行いました。なお、令和2年度も、要望活動をはじめ議員研修等が予定されております。

4月8日、西米良村において、西都市・西米良村・湯前町の議会で構成しています三市町村議会国道整備促進合同協議会の委員長会が開催されましたので、遠坂経済建設常任委員長と共に出席しました。令和元年度の監査と令和2年度事業計画等について協議が行われましたが、新型コロナウイルスの影響で事業実施が難しい状況でありますので、今後、状況を見ながら慎重に判断していくことになりました。

4月9日、人吉市において、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので、出席しました。新型コロナウイルス感染症対策などについて協議を行いました。各町村の公共施設の閉鎖等について、住民の混乱が予想されることから、可能な限り郡内で統一するよう、町村会へ求めることを決定しました。

5月27日、水上村において、上球磨正副議長会定期総会が開催されましたので、味岡副議長と共に出席しました。会議では役員改選が行われ、会長に多良木町高橋議長、副会長に水上村那須議長、監事にあさぎり町徳永議長と私、倉本が選任されました。

なお、令和2年度事業につきましては、例年どおり計画がなされております。

5月28日、人吉市において、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので、出席しました。会議では、副会長の選任が行われ、水上村の那須議長が選任されました。

また、各町村の新型コロナウイルス感染症対策について、意見交換を行いました。

湯前町監査委員会から3月、4月、5月の例月現金出納検査結果報告書と湯前町監査委員監査基準が、お手元に配布のとおり議長あて提出されています。

緊急議員派遣は、お手元に配布の一覧表のとおりです。緊急議員派遣の報告書は、先の定例会で議決した議員派遣の報告書と併せて、議長室にございますので、そちらをご覧ください。

本定例会の説明員は、町長、執行機関代表及び委任された説明員として、課長職並びに各課担当職員が通知されております。

これで、議長の報告を終わります。

続いて、一部事務組合議会の結果の報告を行います。

人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

**○2番（椎葉弘樹君）** 2番議員の椎葉です。人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

令和2年第1回定例会2日目の最終日が、3月26日人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開かれました。五木村議会の黒川麻里子議員が、ごみの搬入量増加について一般質問を行いました。令和2年度当初予算の関連議案3件と会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例改正1件を、異議なく原案のとおり可決しました。

令和2年第2回臨時会が、5月29日に開かれました。多良木町議会の村山昇議員が、新議長に就任しました。また、あさぎり町議会の皆越てる子議員を議会運営委員に選任しました。

組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会からは、昨年7月12日に農業協同組合4組織の組合長から提出された農業用廃プラスチック類の処理に関する陳情の取下げが報告されました。今後のサイレージフィルム等の処理は、現在の処理先に加えて、石坂グループとの契約で対応します。

臨時会終了後、全員協議会が開催され、新型コロナ関係による管内施設の状況2件が報告されました。2月から4月における人吉球磨クリーンプラザへのごみ搬入状況は、直接搬入の個人ごみが前年比で2,225台、108.54トンの増加、事務所ごみが138台、8.43トンの減少でした。また、新型コロナに感染した方を火葬できる葬祭場は、人吉と免田

の2箇所のみで、水上は火葬の前室がないため、対象外になるとのことでした。これらの詳細は、本組合のホームページに掲載されていますのでご覧ください。

以上で、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

**○議長（倉本 豊君）** 次に、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を求めます。

**○1番（遠坂道太君）** 球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告をいたします。

令和2年第2回球磨郡公立多良木病院企業団議会臨時会報告。

あさぎり町議会の改選に伴う令和2年第2回臨時会は、5月26日火曜日に招集されました。開会に先立ち、各議員、開設者協議会及び執行部からの自己紹介が行われました。その中で、大島企業長より、今般の新型コロナウイルス感染症に関する公立多良木病院の対策について報告がありました。開設者協議会長となられた吉瀬多良木町長より、「議員の皆様と一緒に病院を維持していけるように頑張っていければ」とのお言葉がありました。

開会となった本会議については、会期を1日とし、議席の決定、副議長の選挙及び議会運営委員の選任並びに4件の専決処分の承認について、慎重審議しました。副議長の選挙においては、指名推選によりあさぎり町選出の難波文美議員が選ばれました。

あさぎり町議会の改選に伴い欠員のあっていた議会運営委員会については、あさぎり町選出議員の中から、豊永喜一議員及び溝口峰男議員以上2名が選任されました。

専決処分4件については、うち3件が会計年度任用職員制度に係る法改正施行に伴う条例改正について、残り1件が今回の新型コロナウイルス感染症に係り、令和2年度の病院等予算について補正予算をされたものでした。

執行部からの報告・質疑等の後、いずれの専決処分についても承認いたしました。

以上、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告といたします。

**○議長（倉本 豊君）** 次に、上球磨消防組合議会の報告を求めます。

**○6番（金子光喜君）** おはようございます。消防組合議会議員の金子です。上球磨消防組合議会の報告をいたします。

令和2年第1回上球磨消防組合議会臨時会は、5月19日午後1時30分より、上球磨消防署会議室において開催されました。開会に先立ち、あさぎり町議会の改選により議員の構成が変わったことと、年度変わりによる職員の異動等もあり、議員並びに執行部、それぞれの自己紹介から始まりました。

審議内容は、空席となっていた議長の選出で、全会一致で引き続きあさぎり町議会選出の永井英治議員が選任されました。また、消防庁舎建設調査特別委員会委員の補充選任では、新たに加わったあさぎり町議会の岩本議員を選任しました。

議案第3号、物品売買契約の締結については、老朽化した自動車ポンプを更新するもので、5,533万円で熊本市の株式会社田原商会と入札の結果契約する内容で、原案のとおり可決されました。

閉会后、休憩を挟んで、第15回の消防庁舎建設調査特別委員会が開催され、空席となっていた委員長には、改選前に引き続き、あさぎり町議会選出の橋本誠議員が選任されました。執行部からの経過報告で、解体工事が3月27日で完了したこと、また遅れている訓練棟及び外構整備工事については、令和3年3月までの完成に向けて、7月までに着工できるよう、準備を進めていること等が説明されました。

以上で、上球磨消防組合議会の報告を終わります。

**○議長（倉本 豊君）** これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

#### **日程第4 行政報告**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第4、「行政報告」、町長の行政報告を求めます。

**○町長（長谷和人君）** 改めまして、おはようございます。それでは、行政報告を行います。

今回は、コロナ感染症の経過につきましても併せて御報告をさせていただきます。それでは、一番下にごさいます行政報告の部分をお開きいただきたいと思います。

3月2日、球磨郡定例町村長会が多良木町で開催されましたので、出席いたしました。

同日、球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会が多良木町で開催されましたので、出席いたしました。

3月5日、11日、13日、24日、第2回議会定例会が開会されましたので、出席いたしました。

3月23日、上球磨消防組合正副組合長会が多良木町で開催されましたので、出席いたしました。

同日、くま川鉄道株式会社取締役会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。

3月26日、人吉球磨広域行政組合議会定例会及び定例理事会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。

同日、人吉球磨定住自立圏推進協議会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。また同時に、協定変更に伴う合同調印式が開催されました。

同日、湯前町高齢者福祉計画策定等検討委員会を保健センターで開催しましたので、出席いたしました。

次のページをお願いいたします。

4月1日、職員の辞令交付式を行いましたので、出席いたしました。社会福祉協議会職員の辞令交付式を福祉センター湯愛で行いましたので、出席いたしました。

同日、湯楽里株式会社の社員辞令交付式を行いましたので、出席いたしました。

同日、課長会と新型コロナウイルス感染対策等の情報提供と対応協議を行いましたの

で、出席いたしました。

4月2日、上球磨消防組合正副組合長会が多良木町で開催されましたので、出席いたしました。

4月7日、議会全員協議会が行われましたので、出席いたしました。

同日、新型コロナウイルス感染拡大による政府の緊急事態宣言が発令されたことにより、行動計画により湯前町新型コロナウイルス対策本部を設置いたしました。

4月13日、議会全員協議会が開催されましたので、出席いたしました。

同日、くま川鉄道株式会社臨時株主総会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。

4月15日、ふるさと納税推進の協力体制強化のため、人吉市の株式会社くまライス、相良村の球磨酪農農業組合を訪問し、協議を行いました。

同日、湯楽里株式会社取締役会を開催しましたので、出席いたしました。

4月16日、人吉球磨広域行政組合定例理事会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。主な議題は、理事会副代表理事の互選等について、規則及び訓令の一部改正について、入札及び契約締結結果について、その他でした。

次のページをお願いいたします。

4月23日、奥球磨駅伝大会実行委員会発足式が水上村で開催されましたので、出席いたしました。

4月24日、上球磨消防組合正副組合長会が多良木町で開催されましたので、出席いたしました。

5月6日、新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急の球磨郡町村長会議が山江村で開催されましたので、出席いたしました。

5月12日、球磨郡定例町村長会が人吉市で行われましたので、出席いたしました。

5月14日、人吉球磨広域行政組合定例理事会が人吉市で行われましたので、出席いたしました。

5月15日、球磨郡公立多良木病院企業団開設者協議会が多良木町で開催されましたので、出席いたしました。会長に多良木町長の吉瀬町長が就任されましたので、御報告いたします。

5月19日、課長会を開催しましたので、出席いたしました。

同日、上球磨消防組合議会臨時会が開会されましたので、出席いたしました。議事には、災害特殊水槽付消防ポンプ自動車更新1台の物品売買契約の締結の議案が上程され、可決されました。また、議長にあさぎり町議会の永井英治議員が就任されましたので、御報告いたします。

5月22日、湯前町総合戦略策定委員会による総合戦略の検証結果答申が行われました

ので、出席いたしました。

同日、議会全員協議会が保健センターで開催されましたので、出席いたしました。

同日、農業公社理事会を開催しましたので、出席いたしました。

5月27日、議会運営委員会が開催されましたので、出席いたしました。

5月29日、人吉球磨広域行政組合議会臨時会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。

同日、湯楽里株式会社役員会を開催しましたので、出席いたしました。

次のページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する経過でございます。こちらも主な部分だけのみ、御報告をさせていただきます。

2月21日、新型コロナウイルス感染拡大防止対策会議を実施しております。

2月27日、安倍首相が、全国の小・中学校の休校を要請。新型コロナウイルス感染拡大防止対策会議を実施いたしまして、小学校と中学校に1,080枚の子ども用マスク、アルコール消毒液の備蓄品を提供しております。

2月28日、新型コロナウイルス感染拡大防止対策会議を実施しております。

3月2日から3月15日までの休校を、学校で決定をしておるところでございます。

それから、2月29日でございますが、町内の公共施設の3月1日から3月15日までの休館を決定したところでございます。

それから3月13日に、新型コロナウイルス特措法が成立をしておるところでございます。

4月6日、新型コロナウイルス感染拡大防止対策会議を実施しております。

湯前町商工会会長が、商工業者の経済影響による商工会プレミアム商品券発行事業を、町長と議会議長に要望書を提出されておるところでございます。

4月7日、安倍首相が緊急事態宣言を発令、東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県を指定しております。

湯前町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づきまして、湯前町新型インフルエンザ等対策本部を設置したところでございます。

次のページをお願いいたします。

4月12日、人吉市の球磨病院の男性医師70歳が感染したことが確認され、報道されたところでございます。これを受けまして、当日の午後、臨時の球磨郡町村長会が山江村で開催されたところでございます。

午後、緊急的に課長会を招集いたしまして、新型コロナウイルス対策本部を実施したところでございます。

4月13日、町内の13施設に、保健センター備蓄のサージカルマスク2万枚のうち、5,700

枚を配布したところでございます。

それから、4月14日、湯前小学校と中学校の休業を5月6日までに決定したところでございます。

6ページをご覧いただきたいと思えます。

4月15日、ゆのまえ温泉湯楽里の取締役会にて、4月16日から5月11日までの間を、休館することに決定したところでございます。

4月16日、安倍首相が、緊急事態宣言の対象地域を、全ての都道府県に拡大することを発令。7都府県に、北海道などを加えた13都道府県を特定警戒都道府県として指定したところでございます。

4月27日、県教育委員会におきましては、県下5月31日までの公立学校の休校の延長を決定し、本町も同様の措置をとったところでございます。

5月4日、政府は、緊急事態宣言を5月31日まで延長することを決定したところでございます。

次のページをお願いいたします。

5月11日、保健福祉課で保管のサージカルマスク5,400枚を福祉施設、小・中学校、保育園、学童クラブ、医療機関に配布したところでございます。また、表のすぐ下にございますけども、福岡市の株式会社アスク様からサージカルマスク2,000枚を寄付いただいておりますところでございます。

それから、5月14日、安部首相は、特定警戒都道府県に指定しておりました茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、福岡県を含む39県で、緊急事態宣言を解除したところでございます。

それから、最後8ページでございますけども、5月20日、臨時定額給付金の1回目を各世帯に口座振込したところでございます。

最後に、5月27日といたしまして、政府は、経済対策2次補正予算を閣議決定したところでございます。31兆円の規模でございます。なお、地方創生臨時交付金につきましては、第1次の1兆円に加えまして、2兆円を増額し、計3兆円としたところでございます。

コロナ感染症の関連につきましては、先ほど申しましたように、緊急事態宣言は解除されたところでございますが、感染症対策と並行して、経済へ舵を切ったところでございます。完全にコロナを収束するための現時点での有効な治療薬、ワクチン等が開発されておらず、感染リスクはこれまでと変わっていないところでございます。以前と同じ生活に戻るのではなく、新しい生活様式で示されているように、日頃から感染予防に細心の注意を払う生活を送り、新型コロナウイルスとうまく向き合っていくことが大切でございます。引き続き、県外への不要不急の往来の自粛、密閉空間、密集した場所、密

接した会話の3蜜を避ける、手洗いうがいの励行、マスクの常時着用、人との距離を保つ、頻繁な換気などを、日々徹底して行う、新しい生活様式を習慣していただくよう改めてお願いを申し上げます。

今回のコロナ危機を乗り越え、平穏な日々を取り戻すことを確信しておりますが、町民の皆様方の大切な命を危険にさらすことがないように、お一人、お一人の行動が大切でございます。正しい情報をもとに、冷静に行動し、一丸となって、未曾有の危機を町民の皆様と乗り越えていけるよう、引き続き町民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。行政報告及びコロナ感染症に関する経過につきまして、御報告をさせていただきます。終わります。

**○議長（倉本 豊君）** これで、行政報告を終わります。

-----○-----

**日程第5 承認第1号 専決処分承認について（湯前町税条例の一部を改正する条例）**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第5、承認第1号、「専決処分承認について（湯前町税条例の一部を改正する条例）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（長谷和人君）** 承認第1号について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部改正が必要となり、専決処分したものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

**○税務町民課長（堤田真由美君）** それでは、承認第1号、湯前町税条例の一部を改正する条例の専決処分について説明いたします。

この改正は、令和2年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律に伴い、令和2年4月1日施行を含む改正が行われましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

15ページからの湯前町税条例の一部を改正する条例、新旧対照表により、主なものを説明いたします。改正の箇所は、新旧対照表の下線表示がある部分になります。改元に伴う改正も今回併せて行っています。

第1条による改正から御説明いたします。

第24条、「個人の町民税の非課税の範囲」では、昨年、未婚の方で児童扶養手当を受給している人を非課税の対象とする単身児童扶養者の改正を行いましたが、大学生の子どもさんがおられる方は対象となっていませんでした。今回の改正により、ひとり親という新しい定義づけがなされたことにより対象となってきます。婚姻歴や性別での不公平が解消され、全てのひとり親家庭に対して公平な課税がなされることとなります。令

和3年1月1日からの適用となります。

第34条の2から17ページの36条の3の3にかけ、ひとり親控除の追加や扶養親族等申告書の単身児童扶養者の記載不要など、関係所要措置の改正になります。

18ページ、第54条、「固定資産税の納税義務者等」では、規定の整備及び第5項に新たに、所有者不明の固定資産税に、登記簿に所有者として登記されている方が死亡している場合、調査をしても所有者が一人も明らかにならない場合、現に所有している方を現所有者とみなして、課税することができる規定を追加するものです。

21ページ、第74条の3、「現所有者の申告」については、第54条第5項の新設に伴い、現所有者への賦課徴収に関し、必要な申告事項を定めたものになります。

22ページにかけ、第94条、「たばこ税の課税標準」では、軽量の葉巻たばこについては、現行では令和2年10月1日から、葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算することになっていますが、令和3年9月30日までの間については、0.7グラム未満の葉巻たばこ1本は、紙巻たばこ0.7本に換算するよう見直しが行われたことによる改正になります。

第96条、「たばこ税の課税免除」の新設については、輸出免税等に係る手続きの簡素化を図る改正になっています。

次に、23ページから24ページ、附則第3条の2については、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正により、事業廃止等による納税猶予など限定されますが、平均貸付割合に現行1パーセント加算を0.5パーセントにするものです。令和3年1月1日からの適用となります。

25ページから26ページ、附則第8条では、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の適用期限を3年延長するものです。

26ページ、附則第10条については、法律改正及び改元に併せての改正になります。

以下、28ページ、附則第11条から33ページ、附則第16条までは、改元による改正となっています。

附則第17条、「長期譲渡に係る個人の町民税の課税の特例」については、都市計画区域内にある低未利用地等を長期譲渡した場合も対象とするものです。

34ページ、第17条の2では、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例を3年延長し、令和5年度までとするものです。

37ページから第2条による改正について説明いたします。

38ページにかけ、第19条については、規定の整備を行い、2号を追加しました。

第31条では、法人税法において、通算法人ごとに申告を行うこととする連結納税の廃止に伴う規定の整備を行っています。令和4年4月1日施行となります。

40ページ、第48条は、法律改正による項ずれによるものです。

44 ページから 47 ページにかけ、第 50 条、52 条では、連結納税の廃止に伴い、規定の整理、削除を行っています。令和 4 年 4 月 1 日施行となります。

第 94 条、「たばこ税の課税標準」では、先ほどの第 1 条による改正の中で、0.7 グラム未満の葉巻たばこは、紙巻きたばこ 0.7 本に換算としましたが、激変緩和の観点から 2 段階での見直しが行われて、令和 3 年 10 月 1 日からは、1 グラム 1 本に換算とすることになります。

48 ページからの第 3 条による改正は、平成 31 年に改正している税条例の一部改正になり、主に改元に伴う元号の改正になります。

第 24 条については、ひとり親の定義づけにより、単身児童扶養者を個人住民税の非課税措置の対象者に加える改正規定を削るものです。

また、49 ページ、附則第 1 条第 4 号、50 ページ、附則第 4 条の削除も、ひとり親の定義づけによるものとなります。

その他については、改元による改正となっています。

52 ページから 53 ページ、第 8 条による改正は、平成 27 年に改正している税条例等の一部改正の一部改正になり、改元に伴う元号の改正になります。

54 ページからの第 9 条による改正は、平成 28 年に改正している税条例等の一部改正の一部改正になり、改元に伴う元号の改正になります。

55 ページ、第 10 条による改正は、平成 29 年に改正している税条例等の一部改正の一部改正になり、改元に伴う元号の改正になります。

56 ページから 60 ページ、第 11 条による改正は、平成 30 年に改正している税条例等の一部改正の一部改正になり、改元に伴う元号の改正になります。

改正文に戻ります。10 ページをご覧ください。

附則第 1 条に、施行期日を定めています。

「この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。」としており、主なものについては説明の中で行いました。その他については、以下に掲げている日が施行日となります。

12 ページにかけ、経過措置を規定しました。

また、14 ページにかけ、税条例の一部改正の一部改正の改正文となっております。

以上で、説明及び報告を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（倉本 豊君）** これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第1号、「専決処分承認について（湯前町税条例の一部を改正する条例）」を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。

-----○-----

**日程第6 承認第2号 専決処分承認について（湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）**

○議長（倉本 豊君） 日程第6、承認第2号、「専決処分承認について（湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 承認第2号について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、国民健康保険法施行令の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部改正が必要となり、専決処分したものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○税務町民課長（堤田真由美君） それでは、承認第2号、湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、御説明いたします。

議案書4ページからの新旧対照表から御説明いたします。

第2条、「課税額」の見直しになります。前年に引き続きの引上げとなります。

第2項にある基礎課税額とは、加入者の所得に課税する所得割額、人数に課税する均等割額、世帯に課税する世帯別平等割額を合計した額となっており、その限度額を現行の61万円から63万円に引き上げるものです。

第4項においては、介護納付金課税額の限度額も、現行の16万円から17万円に引き上げるものです。中間所得層被保険者の負担に配慮した見直しになっております。

後期高齢者支援金等課税額の限度額19万円は据置きとなっておりますので、令和2年度の課税限度額は、現行の96万円に3万円増の99万円になります。

次に、第23条になります。経済動向等を踏まえ、前年度軽減を受けていた世帯が、生活水準等が変わらなければ、本年度も引き続き軽減を受けられるよう、軽減判定所得の見直しながなされています。昨年同様、5割、2割軽減が対象となっております。

5割軽減基準額、第23条第1項第2号では、5割軽減基準額の算定において被保険者

の数に乗すべき金額、現行 28 万円を 28 万 5,000 円への引上げをしています。

また、5 ページになりますが、2 割軽減基準額、第 23 条第 1 項第 3 号では、2 割軽減基準額算定において被保険者の数に乗すべき金額、現行 51 万円を 52 万円への引上げをしています。

この軽減判定の見直しは、平成 26 年度以降、7 年連続の措置になります。

今回の改正は、限度額超過世帯には負担増となりますが、中間所得者層には負担が大きく掛からないよう配慮した改正となっています。

5 ページから 6 ページにかけ、附則第 4 項、第 5 項においては、課税の特例として、都市計画区域内にある低未利用土地等の譲渡があった場合を追加しています。

次に、議案書の 3 ページをご覧ください。

附則において、施行期日を令和 2 年 4 月 1 日からとしています。

以上で、説明及び報告を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（倉本 豊君）** これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第 2 号、「専決処分承認について（湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（倉本 豊君）** 起立全員。したがって、承認第 2 号は、承認することに決定しました。

-----○-----

### **日程第 7 承認第 3 号 専決処分承認について（湯前町介護保険条例の一部を改正する条例）**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第 7、承認第 3 号、「専決処分承認について（湯前町介護保険条例の一部を改正する条例）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（長谷和人君）** 承認第 3 号について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分について、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和 2 年 4 月 1

日から施行されたことに伴い、条例の一部改正が必要となり、専決処分したものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願ひいたします。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** それでは、承認第3号、専決処分承認、湯前町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

条例改正の概要は、介護保険第1号被保険者の保険料につきまして、低所得者の負担を軽減するものでございます。

それでは、資料に基づき、御説明いたします。

資料は、議案説明資料をご覧ください。議案説明資料の01専決処分の5ページをお願いいたします。この資料は、介護保険の第1号被保険者保険料につきまして、低所得者の保険料軽減強化を説明しているものでございます。

まず、介護保険料につきましては、資料の下段に示してありますとおり、市町村民税の課税・非課税、年金収入額、合計所得金額に応じまして、第1段階から第9段階まで設定されております。

次に、資料の上段にあります緑の枠囲みをご覧ください。左側に記載のとおり、低所得者の保険料軽減強化第1弾としまして、平成27年4月に市町村民税非課税世帯のうち、特に所得の低い第1段階につきまして、保険料基準額に対する割合が0.5から0.45に軽減されました。さらに、昨年、令和元年10月から消費税が10パーセントに引き上げられましたので、それに伴いまして、第1段階が0.45から0.3に、第2段階が0.75から0.5に、第3段階が0.75から0.7に、それぞれ軽減が強化され、令和2年度におきましては、4月からの完全実施となるところでございます。

次に、1ページ戻りまして4ページをご覧ください。議案説明資料の4ページになります。先ほどの説明の一つ前のページになります。よろしいでしょうか。

この表は、第7期の各年度の介護保険料の推移を示しております。湯前町の第7期の基準額である第5段階の介護保険料年額につきましては、表の右下に記載しておりますとおり、7万4,400円であります。上の表の右側真ん中に示してありますが、令和元年度の保険料となります。令和元年度は10月からの半年分が軽減対象となりましたので、これを年額保険料として計算したときに、基準額に対する割合が第1段階につきましては0.375で年額2万7,900円、第2段階は0.625となりまして年額4万6,500円、第3段階は0.725で年額5万3,940円となったところです。

今回の条例改正により令和2年度の保険料は、4月からの完全実施となりますので、表の一番右に示してありますとおり、基準額に対する割合が、第1段階は0.3で年額2万2,320円、第2段階は0.5で年額3万7,200円、第3段階は0.7となりまして年額5万2,080円となります。

それでは、また資料は戻りまして、議案書のほうをお願いします。議案書は、承認 03 の 4 ページの新旧対照表をご覧ください。

保険料率を定めております第 5 条の第 2 項、第 3 項、第 4 項の改正が、令和 2 年度におけます第 1 段階から第 3 段階の介護保険料年額の改正となります。年額での条例改正となりましたので、令和 2 年 3 月 31 日に専決処分を行い、令和 2 年 4 月 1 日から施行することといたしました。

以上で、説明を終わります。

**○議長（倉本 豊君）** これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第 3 号、「専決処分承認について（湯前町介護保険条例の一部を改正する条例）」を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（倉本 豊君）** 起立全員。したがって、承認第 3 号は、承認することに決定しました。

-----○-----

#### **日程第 8 承認第 4 号 専決処分承認について（令和 2 年度湯前町一般会計補正予算（第 1 号））**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第 8、承認第 4 号、「専決処分承認について（令和 2 年度湯前町一般会計補正予算（第 1 号））」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（長谷和人君）** 承認第 4 号について、提案理由の説明を申し上げます。

令和 2 年度湯前町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分について、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴い、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 億 8,606 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 33 億 9,668 万 6,000 円とするものでございます。特別定額給付金給付事業、そして子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に係る事業費が主なものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

**○総務課長（高橋 誠君）** 一般会計補正予算（第1号）の内容について、御説明いたします。

今回の補正につきましては、国における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る経済対策を盛り込んだ国の令和2年度補正予算が成立したことにより、臨時定額給付金関係予算などを追加した補正予算を行うもので、令和2年5月1日付、専決処分いただいたものでございます。御説明申し上げます。

事項別明細書の歳出13ページをお開きいただきたいと思います。

款2総務費、項1総務管理費、目13特別定額給付金給付事業費3億8,134万円は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う家計への支援を目的として、国民一人当たり10万円を給付するものでございます。基準日は、令和2年4月27日において、本町の住民基本台帳に記載されている方で、その住民基本台帳に記載されている者の属する世帯主に支給する事業でございます。

節1報酬94万6,000円のほか、職員手当等、共済費、旅費は、給付事務における会計年度任用職員の雇用3か月分に要する費用、職員の休日受付事務、時間外受付に要する費用を計上いたしました。

節10需用費は、事務用消耗品、申請書送付用封筒の調達に要する経費を計上しました。

節11役務費は、各世帯への申請書郵送代、給付金の口座振込手数料を計上しました。

節12委託料は、給付金システムの対応業務委託料179万6,000円を計上しました。

節13材料及び賃借料は、受付期間中に税務町民課窓口のほか、洋会議室に受付対応の執務室を設けましたので、申請書添付書類の専用コピー機、受付事務を行う職員の専用パソコンの設置に要する経費を計上しました。

節18負担金補助及び交付金3億7,700万円は、住民3,770人として、一人当たり10万円を乗じた給付金を計上しました。

次に、款3民生費、項2児童福祉費、目4子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費472万4,000円は、子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当を受給する0歳から中学生のいる世帯に対し、臨時特別給付金を支給する事業でございます。

節3職員手当等5万4,000円、節10需用費2万1,000円は、支給事務に要する経費を計上し、節11役務費は、各世帯への申請書郵送代、給付金の口座振込手数料を計上しました。

節12委託料は、給付金システムの対応業務委託料77万9,000円を計上しました。

14ページをお開きください。節18負担金補助及び交付金、子育て世帯への臨時特別給付金ですけれども、380万円は、対象児童数380人について、一人当たり1万円を乗じた給金を計上いたしました。

次に、歳入です。12ページをお開きください。

款 15 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金 3 億 8,134 万円は、特別定額給付金給付事業費補助金、そして事務費補助金を計上しました。

また、目 2 民生費国庫補助金 472 万 4,000 円は、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金、そして事務費補助金を計上しました。

以上、説明及び報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○2番（椎葉弘樹君） 13 ページの会計年度任用職員の数について伺います。今現状は、当初は 86 人の職員数から会計年度任用職員を一人追加したことで、87 人になっているということよろしいでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 予算上はですね、お二方の会計年度任用職員の予算を計上させていただきました。

○2番（椎葉弘樹君） 2人追加となったということは、現職員数は 88 人ということよろしいのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 88 人になります。

○2番（椎葉弘樹君） そうであれば、15 ページの職員数のほうも変更をお願いしたいというところです。これについては、一般会計補正予算の第 2 号についても同様ですので、併せて修正のほうをお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） はい、大変申し訳ございませんでした。御指摘どおりでしたので、修正をさせていただきます。

○7番（高橋一雄君） 国民一人 10 万円の特別定額給付金が振り込まれたと思いますが、本町での暫定的な世帯のパーセントをまず質問します。

○税務町民課長（堤田真由美君） 昨日が 3 回目の振込みをいたしました。それで、給付率は 96.4 パーセントになっております。

○7番（高橋一雄君） この給付金は辞退することもできるのですが、本町の全住民を対象にされた国からの支給額が出ていると思います。私は、自分は要らないとおっしゃる方もですね、本町の事業所に使うとか、あるいは政治に関わってない方でしたら、本町に寄付することもできますから、そういうことをしていただきたいと思っているんですけども、もう 99 パーセントとかになると、本町の規模でしたら、どなたが受給されていないのか、申請されていないのかというのは大体分かると思うんですけど、そういう方に対して、うちは要らないからと考えていらっしゃる方か、あるいはよく分からなくてほったらかしている方、そういう方に対して、この事業を説明して、是非申請して受給されるようにというような取組をされる考えはないでしょうか。

○税務町民課長（堤田真由美君） 世帯の把握はしっかりできております。今回、6 月 15 日の旬報のほうにもですね、もう一度周知をするように手配をしております。

それから、今のところあと 38 世帯が申請されていないんですけども、そちらについては、一応、うちのほうからも、特に高齢の世帯、お一人の世帯のところについては、お電話等を一応差し上げまして、どうでしょうかという御案内はしております。また、8 月 14 日までが提出期限、申請期限になっておりますので、それまでに、ないところに対しては、うちのほうから、詐欺とか、いろんな情報も流れますので、そういうところに注意をしながら、給付申請のほうを対応していきたいと思っております。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○3 番（森山 宏君）** 子育て世帯の部分ですね、これで委託料が経費的にもものすごく掛かっているんですよ。全世帯に配るので約 180 万円、今度の子育て世帯にするのが 77 万 9,000 円。これだけの費用が掛かって、世帯のときには住民基本台帳からとかいうのがありましたけども、子育て世帯というのは、その前に審査があつて、児童手当ですかね、その対象者だというのは事前に把握されているとは思いますが、何で 2 割以上の経費が掛かっているのかと。昨今、全国紙のほうでも、そういう問題が指摘されておりますので、それだけあつたら、その分手厚く、2,000 円でも 5,000 円でも、余計にやられたほうがいいのではないかと思いますけども。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** システム改修の対応業務委託料につきましては、77 万 9,000 円の予算を計上しております。内訳につきましては、言われましたとおり、既存の総合行政システムの中の児童手当分の改修及び、それだけではなくてですね、特別定額給付金のシステムとの連動もありますので、総合行政システムの委託先であります R K K コンピューターサービスからの見積りの内容でですね、そういうふうに関連させる部分がありますので、このような委託料の経費となっております。

**○3 番（森山 宏君）** 言っているのは、この児童手当の部分だと思いますので、この部分は審査があつて、児童手当支給世帯というのは事前に審査で分かっていると思うんですよ。確かに、住民基本台帳からといって 10 万円のほうは分かりましたけども、380 人の部分というのは審査があつて分かっていることで、一回だけの加給といいますか、一回だけ付けるというだけの作業だと思いますけども、このシステム改修、380 人ですので、課長の部署でも 380 人というのは把握できていると思うので、ここの部分だけは手作業という考えはなかったのですかね。

**○町長（長谷和人君）** 今の御質問のシステム改修対応ということで、定額給付金と金額を見ましたときにですね、確かに森山議員の御指摘の部分も見え隠れするところもあるかと思えます。

ただ、今おっしゃっている既存の部分の 380 人でございますか、それに単純に足すから手作業でいいのではないかというふうなことでございますけども、国が示している、いわゆる交付金の中でのルールに基づいて動くわけでございますので、それぞれの文章

も追加して行く必要がございますし、そこはやっぱりシステムの改修が必要になってくるところでございますので、時間的なロスもございましてしょうけども、これまで使っているシステムをそれぞれ運用するという立場上、どうしてもこういう金額になってくるということで、私としては理解しておるところでございますので、御理解いただければというふうに思っている次第でございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○9番（山下 力君）** 13 ページの使用料及び賃借料、これのコピー機の使用料が専決されておりますけども、そのコピー機をリースされた目的は何だったのでしょうか。

**○税務町民課長（堤田真由美君）** これにつきましては、各世帯への申請書のコピーですね、印刷、それから通知、振込通知ですね、それに関しての印刷になります。これが、枚数が多いものですから、ほかのを利用をせずに、専用に給付事務だけのコピー機を使用させていただきました。

**○9番（山下 力君）** いわゆる世帯に10万円給付、これに対して、添付書類として免許証のコピーとか口座のコピー、これが必要だったんですね。住民の方に、そのお知らせのところ、コピー機は役場に用意しておりますという連絡がなかったと思うんですよ。ほとんどの方が知らずに、コンビニ等でコピーして添付されたと思うんですよね。そここのところの事実関係と、もし私が言うのが本当だったら、反省のところがあるのではないかというふうに思いますので、答弁をお願いいたします。

**○税務町民課長（堤田真由美君）** 通知に関しましては、申請書の中に書いておりました。コピーができない場合は、役場のほうにお知らせくださいということですね。でするので、ちょっと申請書を送るのが遅れたものですから、その間に準備をされているところに対しては、ちょっと通知が遅かったかなと思っておりますが、申請書の中には、案内はしておりました。

それと、おうちのほうでコピーができない、それから役場にも出てこられないという方に対しても、役場のほうに御連絡いただければ、役場から小型のコピー機を持って、御自宅のほうに申請を受け付けますという御案内もしておりました。その関係で、実績的には8件ほどですね、その依頼がありましたので、うちのほうから対応をしております。

**○9番（山下 力君）** 世帯数が1,700弱ですか、1,600弱、そのうちの8件くらいでしょ。ですから、やはり通知はしましたけれども、利用率は少なかったということですよ、違うんですかね。

**○税務町民課長（堤田真由美君）** 8件というのは、役場にも来られなくて、郵送での申請もできないという方の対応です。そのほかの方々については、役場のほうで申請書の受付をしまして、窓口で受け付けた分については、今のところ375件は申請を受

け付けております。その中には、コピーをしていらっしゃる世帯もありましたけども、ないところは役場のほうでコピーをして添付しております。そのときには手数料もいただかずにやっております。

**○9番（山下 力君）** もう少し丁寧に説明してください。その 375 件のうち、どれくらいの方がコピーをされて申込みをされたのか。

**○議長（倉本 豊君）** ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 10 分

再開 午前 11 時 20 分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいま、日程第 8、承認第 4 号、専決処分承認について（令和 2 年度湯前町一般会計補正予算（第 1 号））の審議の途中です。発言を許します。

**○税務町民課長（堤田真由美君）** 先ほどの質問に関してですけども、コピー機の使用の目的というのが、もう一度復唱しますけど、申請書の印刷、それから振込通知の印刷、それと各種書類の印刷、それから住民の方に添付書類をお願いしている本人確認書類と通帳のコピー、これに対応するためのコピー機の使用料になっております。そして、相談室を 3 日ほど設けまして、別室にて行いましたので、そちらの別室にそのコピー機を備えましたので、ほかの部署と切り離しての対応をさせていただきました。

それから、先ほどの質問のお答えですけども、370 件ほどのうちの、こちらのほうの概算ですけども、300 件ほどはその中で、住民対応のコピーはしております。それと、これは本来、コロナ感染拡大の防止のために、郵送というのが基本になっておりますので、まずそこが郵送で申請をしていただくということが基本になっておりましたので、そのコピーは、郵送であれば事前にコピーを準備しておくということになってきます。それで対応できないところは役場のほうに窓口を設けたということで、対応をさせていただいておりました。以上です。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○2番（椎葉弘樹君）** 13 ページの特別定額給付金システム対応業務委託料について伺います。本町は、今あるシステムの中で、職員の皆様は最善の努力をされたというふう聞いております。ただ、ちょっとシステムのネックというのがあるのかなと感じたところです。例えば、取りかかりは早かったのですが、どうしてもシステム上のネックで、2週間程度の遅れになってしまう、ペーパーの申請でですね、というところがありまして、今後に向けて、本町のシステムと、ほかの早かった自治体のシステムの比較というのでも検討されてはいかがでしょうか。町長に伺います。

○総務課長（高橋 誠君） 本町の電算システムのほうですね、熊本市のほうのベンダーに委託しております。県下の町村の、そのベンダーがシェアしているところは、かなりの町村のシステムを取り扱っているところがございます。そのほかのベンダーさんを使っているところの市町村、県下でもなく、九州管内でもあるかと思えます。その比較というのをできるかどうか、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第4号、「専決処分承認について（令和2年度湯前町一般会計補正予算（第1号））」を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第9 報告第1号 令和元年度湯前町事故繰越しの報告について

○議長（倉本 豊君） 日程第9、報告第1号、「令和元年度湯前町事故繰越しの報告について」を議題とします。

本案の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 報告第1号について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和元年度湯前町一般会計予算において、予算の一部を令和2年度へ事故繰越しを行ったので、報告するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 令和元年度湯前町事故繰越しについて御説明いたします。

2ページをお開きください。事故繰越し繰越し計算書でございます。

款3民生費、項2児童福祉費、事業名、放課後児童健全育成事業費補助金でございます。事故繰越額63万3,000円でございます。本事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する緊急対応として、空気清浄機を購入したところですが、3月末までの需要が集中し、納品が年度内に完了することが困難となったため、その理由による事故ということで、繰り越したものでございます。現在、納品はまだ完了していないところでございます。

以上、説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（倉本 豊君） 以上で、説明を終わります。質疑に入ります。発言を許します。

○6番（金子光喜君） 現時点で入っていないということですが、見通しと申しますか、いつ頃までには入るとかということについては、お答えできますでしょうか。これに関しては、入らないことには対策にはなりませんので、答弁を求めます。

○保健福祉課長（高木堅介君） 納品が遅れておまして、湯愛学童クラブの分になりますけれども、確認しましたところ、業者のほうからですね、新型コロナ関係でということがありまして、部品の調達ができていないとか、あと移動制限もありましてということで遅れているということで、最新の情報では秋口頃になる予定ということでした。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、報告第1号、「令和元年度湯前町事故繰越しの報告について」の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第10 報告第2号 令和元年度湯前町繰越明許費繰越しの報告について

○議長（倉本 豊君） 日程第10、報告第2号、「令和元年度湯前町繰越明許費繰越しの報告について」を議題とします。

本案の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 報告第2号について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和元年度湯前町一般会計予算において、農地耕作条件改善事業を含め、7事業を令和2年度に繰り越したので、報告するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 令和元年度湯前町繰越明許費繰越しにつきまして、御説明いたします。

2ページをご覧ください。繰越明許費繰越計算書です。

一般会計の繰越明許費の総額が、1億9,036万3,000円であります。

まず、款5農林水産業費、項1農業費の農地耕作条件改善事業で、繰越額1,770万円です。本事業は、植木地区用水路改修工事分でございます。熊本県からの要請で、令和2年度で予定していた工事分を前倒し予算で成立、繰越事業の前提で計上した事業でございます。年度内の事業完了が困難であるため繰り越したものでございます。

次に、款7土木費、項1土木総務費、耐震改修等補助金事業、繰越額が100万円です。熊本県の事業で、耐震診断による町民世帯の建替工事で年度内完了が困難であり、繰り

越したものでございます。

次に、事業名、土砂災害危険住宅移転促進事業、繰越額が 170 万 2,000 円です。熊本県の事業で、町民世帯が危険箇所から移転する際に、移転先の賃貸住宅の場合は補助対象期間が 1 年間該当するというものでございまして、令和 2 年度まで期間を引き継ぐことから繰り越したものでございます。

次に、事業名、社会資本整備総合交付金事業でございます。繰越額が 2,790 万円です。事業は、橋梁補修工事、町道上里古城線歩道整備工事でございます。補償処理に時間を要し、年度内の完了が困難であり、繰り越したものでございます。

次に、事業名、社会資本整備総合交付金事業でございます。国の補正予算第 1 号分です。繰越額が 8,650 万円です。事業は、橋りょう点検業務委託、橋梁補修詳細設計業務委託料、町道補修修繕工事、町道上里古城線舗装工事でございます。年度内完了が困難のため、繰り越したものでございます。

次に、款 9 教育費、項 1 教育総務費、小学校情報通信ネットワーク環境整備事業で、これも国の補正予算第 1 号分でございます。繰越額は 690 万円です。公立学校情報ネットワーク環境整備費補助金事業による ICT 環境整備で、小学校の W i - F i 整備、18 教室分でございますが、年度内完了が困難のため、繰り越したものでございます。

次に、款 10 災害復旧費、項 2 農林水産施設災害復旧費、林道災害復旧事業、林道宮の谷線第 2 工区になります。年度内完了が困難のため、繰り越したものでございます。

なお、事業ごとのそれぞれの財源内訳につきましては、計算書のとおりであります。

以上、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

**○議長（倉本 豊君）** 以上で、説明を終わります。質疑に入ります。発言を許します。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで、報告第 2 号、「令和元年度湯前町繰越明許費繰越しの報告について」の報告を終わります。

-----○-----

#### **日程第 11 議案第 33 号 湯前町税条例の一部を改正する条例について**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第 11、議案第 33 号、「湯前町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（長谷和人君）** 議案第 33 号について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町税条例の一部を改正する条例について、新型コロナウイルス感染症の影響により、納税者等を支援する観点から、地方税法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

**○税務町民課長（堤田真由美君）** 議案第 33 号、湯前町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

この改正は、令和 2 年 4 月 20 日に公布された地方税法等の一部改正に伴い、行うものです。

4 ページからの湯前町税条例等の一部を改正する条例、新旧対照表により、主なものを説明いたします。改正の箇所は、新旧対照表の下線表示がある部分になります。

第 1 条による改正から説明いたします。

附則第 10 条に、法附則第 61 条において、新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置により、厳しい経営状態にある中小事業者等を支援する観点から、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税の負担を軽減する措置と、法附則第 62 条において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、対象資産に事業用家屋と構築物が追加されましたので、特例対象とするものです。また、生産性向上特別措置法の改正により、令和 2 年度までに限定されている適用期間を、令和 4 年度までの 2 年間に限り延長とされることとなります。

この拡充・延長による固定資産税の減収額については、国費により全額補填されることになっています。

附則第 10 条の 2 の第 27 項の新設については、法附則第 62 条において町で定める率については、ゼロとするものです。

5 ページの附則第 15 条の 2、「軽自動車税の環境性能割の非課税」では、昨年、消費税増税の影響を考慮し、税率を 1 パーセント分軽減する特例措置が施行され、令和 2 年 9 月 30 日までの取得分について適用する改正を行いました。この特例期間を 6 か月延長し、令和 3 年 3 月 31 日取得分までを対象とする改正になります。この措置による減収分については、国費により全額補填されることになっています。

附則第 24 条の追加については、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例措置が地方税法によりなされていますが、手続きについて、町税条例第 9 条から第 10 条までを準用する改正となっています。

6 ページ、第 2 条による改正を説明いたします。

第 25 条においては、住民税の税額控除に、イベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除を対象とする改正になります。

第 26 条においては、住宅ローンを借りて新築した住宅等に、令和 2 年 12 月末までに入居できなかった場合でも、要件によって、控除期間を 13 年に延長された住宅ローン控除を適用されたことにより、住民税でも所得税から控除しきれなかった額を控除する期間を 1 年延長する改正になります。

附則において、この条例は、公布の日から施行としています。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日からの施行としています。

以上で、説明を終わります。よろしくお願ひします。

**○議長（倉本 豊君）** これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第33号、「湯前町税条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひします。

[賛成者起立]

**○議長（倉本 豊君）** 起立全員。したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第12 議案第34号 湯前町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

**○議長（倉本 豊君）** 日程第12、議案第34号、「湯前町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（長谷和人君）** 議案第34号について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対して、傷病手当金を支給することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願ひいたします。

**○税務町民課長（堤田真由美君）** 議案第34号、湯前町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正は、令和2年3月10日、新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策、第2弾が決定され、その中で、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う。」と記載がなされました。また、県からも、規約を定めて実施した保険者に対し、特別調整補助金にて財政支援を行う通知があり、これらを受け、本条例を改正するもの

です。

4 ページの新旧対照表から御説明いたします。

附則に次の3条を加えました。

第3条、「新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金」、第1項において、対象者を、新型コロナウイルス感染症に感染した、または、感染の疑いがある給与等を受けている被用者としています。支給対象は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間となっています。

4 ページから5 ページにかけ、第2項において、支給額を、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に日数を掛けた額としています。

第3項において、支給期間は、入院等も考慮し、ほかの健康保険と同様の、支給を始めた日から1年6月までとしています。

第4条では、給与等の全部又は一部が支払われる場合は、支給しないと規定しています。ただし、第2項で算出した金額より少ないときは、その差額を支給することとしています。

第5条では、給与等の全部又は一部を受け取ることができるのに、受け取ることができなかった場合においては、その差額を支給し、第2項で、支給分については、被保険者を使用する事業主から徴収することとしています。

3 ページに戻りまして、附則において、この条例は公布の日から施行し、適用は、令和2年1月1日から令和2年9月30日までとしています。

以上で、説明を終わります。

**○議長（倉本 豊君）** これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第34号、「湯前町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（倉本 豊君）** 起立全員。したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。



**日程第 13 議案第 35 号 湯前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例  
について**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第 13、議案第 35 号、「湯前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（長谷和人君）** 議案第 35 号について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対して、傷病手当金を支給することに伴い、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正がありましたので、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○税務町民課長（堤田真由美君）** 議案第 35 号、湯前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正は、議案第 34 号、湯前町国民健康保険条例の一部改正と同じ内容で、傷病手当金の支給について、熊本県後期高齢者医療広域連合においても後期高齢者医療に関する条例の一部改正が行われることに伴い、改正するものです。

議案書 3 ページの新旧対照表から御説明いたします。

第 2 条、「町が処理する事務」に、第 8 号、傷病手当金の支給に係る申請書の受付事務を追加するものです。

2 ページに戻りまして、附則にて、公布の日から施行するとしています。

以上で、説明を終わります。

**○議長（倉本 豊君）** これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 35 号、「湯前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（倉本 豊君）** 起立全員。したがって、議案第 35 号は、原案のとおり可決され

ました。

-----○-----

**日程第 14 議案第 36 号 令和 2 年度湯前町一般会計補正予算（第 2 号）について**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第 14、議案第 36 号、「令和 2 年度湯前町一般会計補正予算（第 2 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（長谷和人君）** 議案第 36 号、令和 2 年度湯前町一般会計補正予算（第 2 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 3 億 1,623 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 37 億 1,292 万 3,000 円とするものでございます。主な補正につきましては、国の第 1 号補正予算に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る各種事業費ほか、社会資本整備総合交付金事業による町道等整備費、御大師堂保存修復工事費等が主なものでございます。また、併せまして、地方債の補正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

**○総務課長（高橋 誠君）** 一般会計補正予算（第 2 号）の内容について、御説明いたします。

事項別明細書の歳出 13 ページをお開きください。

今回の補正の主なものは、国の補正予算に伴いますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る各種事業費の補正が大きなものでございます。

それでは主なものについて御説明します。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、報酬、職員手当等、共済費、それぞれの減額は、総務課の会計年度任用職員の人件費、そして育児休業代替の会計年度任用職員の方の分ですが、8 月から 11 月までの国勢調査事務に係る期間の費用分を、指定統計費のほうで充当するため組み替えましたので、更正減額しております。

節 10 需用費の消耗品費は、役場庁舎の町民係窓口など、来庁された住民との飛沫感染を防止するため、透明アクリル板を使ったエチケットパネルの購入予算を計上しました。

節 12 委託料、社会保障・税番号制度システム改修業務委託料 217 万 8,000 円は、国外転出者対応に係る電算システムの改修費です。これは、歳入のほうで国庫補助金 10 分の 10 を充当するものです。同額の金額を計上しております。

次に、目 3 財政管理費、節 24 積立金、財政調整基金積立金 1,321 万 7,000 円は、令和元年度の国債運用に係る歳入分でございます。運用利益でございます。財政調整基金条例第 4 条により、積立てするものでございます。

次に、目 8 防災諸費、節 10 需用費の消耗品費は、マスク、アルコール消毒液など、避

難所用の備蓄を目的とした衛生品の購入のため、99万3,000円を計上しました。

目9企画調整費、節7報償費19万3,000円は、総合計画策定に伴う町民アンケート調査を実施する予定でございまして、アンケート回収作業を行う方への謝金を計上しました。7月に実施を予定するものでございます。

次に、目12諸費、節18負担金補助及び交付金、幸野溝土地改良区補助金26万9,000円になります。幸野溝、百太郎溝、中球磨土地改良区、この3つの土地改良区への維持管理負担金に、多良木町、あさぎり町、錦町、湯前町の4つの町がそれぞれ負担金あるいは補助金で支出しているもので、その金額の算出根拠を統一された考え方が土地改良区から示されたものでございます。1年間の巡視や支障木の除去といった人件費に充当するもので、過去5年間の掛かった人件費の平均の40パーセント分、さらにその40パーセント相当分の2分の1を、4町で負担するものでございます。

4町には、使用者割、幹線水路の延長割、受益面積割で、それぞれ算出された金額を分担されます。これは、人件費を5年ごとに見直し、再算定を行っていくことになってございます。

次に、項5統計調査費、目2指定統計費、節1報酬、これは日本に住んでいる全ての人、世帯を対象とする国の最も重要な国勢調査でございまして、10月1日基準日で実施されるものでございます。国勢調査指導員・調査員報酬、またこれは24箇所の調査区ごとに調査員を置き、調査票の回収を担当していただきます。指導員は4名です。調査員が回収してきていただいた調査票の内容確認、精査、整理を行うものでございます。

また、節8旅費の普通旅費、節10需用費の消耗品費、節11役務費の通信費まで、歳入のほうでございしますが、県支出金の統計調査費委託金の中で、国勢調査ほか、工業統計調査等、それぞれ統計調査事務委託金の決定によりまして、歳出のほうもそれぞれ調整の上、計上しております。

次に、14ページです。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は、委託料に地域福祉計画・地域福祉活動計画改定業務委託料200万円でございますが、平成27年度に策定された湯前町地域福祉計画、これは平成28年度から平成32年度分でございますけれども、その改定業務を委託するものでございます。今回、令和3年度から令和7年度までの計画を策定するものでございます。

次に、目2老人福祉費、節10需用費の消耗品費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る健康支援事業の一つでございまして、公民分館単位で行われている健康づくり憩いの場に、消毒液、非接触型体温計を購入し、配布する予定でございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節18負担金補助及び交付金は、新型コロナウイルス感染症対策に係るものでございます。

放課後児童健全育成事業費補助金26万7,000円は、学童クラブ内での感染拡大防止の

ため、衛生用品の購入、消毒液、非接触型体温計等の購入の経費に補助するものでございます。対象は、湯愛学童クラブと慈光学童クラブが対象となります。

次に、保育環境改善等事業補助金 49 万 1,000 円は、湯前保育園と慈光こども園に、消毒液、非接触型体温計等の購入に要する経費への補助を行うものでございます。なお、歳入のほうに、民生費国庫補助金に 33 万円を計上しております。

次に、子育て世帯支援活動事業補助金 5 万円は、小学校臨時休業に伴い、慈光学童クラブにおいて昼食の弁当持参に代わり、児童との共同調理を行って、児童の栄養管理と保護者の心的・経済的負担軽減を図ったもので、食事材料費への補助を行うものでございます。

次に、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費でございます。節 10 需用費、消耗品費 112 万 1,000 円は、新型コロナウイルス感染症対応に係るものでございます。

医療提供体制等整備事業として、防護服、ゴム手袋、フェイスシールドなど、本町の医療機関への配布用とするものでございます。

また、公的空間安全確保事業として、保健センターで実施する集団健診の際の消毒液、本町の飲食店やサービス業等の事業所への消毒液の購入予算を計上いたしております。

次に、節 17 備品購入費 90 万円は、保健センターでの集団健診の際に使用する空気清浄機の購入でございます。

節 18 負担金補助及び交付金につきましては、新生児聴覚検査料補助金は、圏域外医療機関における新生児聴覚検査に掛かった費用に対する補助金を計上しました。

15 ページをお開きください。款 5 農林水産業費でございます。目 3 農業振興費でございますが、節 18 負担金補助及び交付金、農業後継者等支援補助金 240 万円でございます。令和 2 年度から、お二方の農業後継者が新規に交付対象になりますので計上しました。

次に、新型コロナウイルス感染症対応に係るものでございます。農林業経営持続化支援事業補助金 1,500 万円は、連続する前年同時期の 3 か月間の比較で、15 パーセント以上減少した農林業事業者に対して、減少額の 3 分の 1 を補助するものでございます。上限 30 万円でございます。

次に、目 4 畜産業費、節 18 負担金補助及び交付金の 110 万円は、新型コロナウイルス感染症対応に係るもので、やむを得ず、出荷時期の調整を行う肥育牛農家に対して、出荷遅延の 1 頭当たり 2 万 2,000 円を補助するものでございます。

目 5 農地費につきましては、節 12 委託料、深田地区排水路改修工事測量設計業務委託料 899 万 9,000 円を計上しました。なお、歳入のほうに、県支出金に、国費と県費、合わせて 69 パーセント分の 620 万 9,000 円を計上しております。また、分担金のほうに受益者負担金として、地元 10 パーセントの 89 万 9,000 円をそれぞれ計上しております。

次に、農村地域防災減災事業ハザードマップ作成委託料 319 万 9,000 円でございます

が、菘谷ため池の分です。ため池決壊の災害を想定したものです。議案説明資料のほうに、過去に大谷ため池分のハザードマップを作成していますので参考にさせていただきたいと思います。これについては、歳入のほうで、農業費県補助金のほうで、299万9,000円を計上しております。

次に、款6 商工費でございます。目2 商工振興費の節18 負担金補助及び交付金は、地方創生臨時交付金充当事業でございます。事業者の持続的な経営を図ることを目的としております。

湯前町休業要請等協力金260万円でございますが、令和2年4月21日に発出された熊本県の休業要請で、休業又は時間短縮営業をされた事業者に、1日当たり2万円、上限20万円を給付するものでございます。

**○議長（倉本 豊君）** 多分もう少し時間が掛かりますので、昼から、再度商工費から説明をいただきたいというふうに思います。

ここで、昼食のため休憩します。

-----○-----  
休憩 午前11時59分  
再開 午後 0時59分  
-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいま、日程第14、議案第36号、令和2年度湯前町一般会計補正予算（第2号）についての説明の途中です。発言を許します。

**○総務課長（高橋 誠君）** 説明が大変長くなってしまいまして、申し訳ございません。引き続き、款6の商工費、15ページから説明をさせていただきます。

商工費のほうは、節18の負担金補助及び交付金でございます。

湯前町休業要請等協力金260万円でございますが、令和2年4月21日に発出された熊本県の休業要請で、休業又は時間短縮営業をされた事業者に、1日当たり2万円、上限20万円を給付するものでございます。

次に、湯前町商工業者経営持続化支援金3,720万円は、感染症拡大に伴い、影響を受けた町内事業者に対し、町が支援金を交付するものでございます。前年2か月比で売上げが15パーセント以上減少した法人・個人事業所に対して、売上げ減少額の3分の1を補助するものでございます。上限30万円です。

次に、商工会補助金1,510万円は、内訳でございますが、まず湯前町ふるさと商品券プレミアム付与事業に200万円、過去に発行した商品券で、御家庭でまだ使用されていない商品券の消費を促そうというものでございます。30パーセントのプレミアム分を付与するものでございます。

そして、湯前町商工会プレミアム付き商品券発行事業 1,300 万円で、30 パーセントプレミアムを付与した商品券 5,200 万円を発行する事業で、そのうちプレミアム 30 パーセントの分 1,200 万円と事務費分 110 万円を負担するものでございます。

目 3 観光費でございます。節 18 負担金補助及び交付金、人吉球磨観光地域づくり協議会負担金（事業費分）ですけれども、393 万 5,000 円は、令和 2 年度の事業計画が定められたため、構成町村の負担金が決定されたことにより計上しました。均等割 10 パーセント、人口割 45 パーセント、財政割 45 パーセントです。事業内容は、民間事業者主導型による地域資源をマーケティングにした商品開発などでございます。

この事業費分について、歳入のほうになります。総務費国庫補助金、地方創生推進交付金により、事業費の 2 分の 1 の 196 万 8,000 円を計上しております。

また、雑入のほうに、ふるさと市町村圏基金分配金 110 万 5,000 円は、人吉球磨広域行政組合が基金を管理しておりますが、この事業に充当するため、この基金を構成町村に分配されましたので計上いたしました。

同じく、事務費分 146 万 8,000 円は、協議会事務局に、錦町、あさぎり町、多良木町から職員を派遣されておりますので、その職員分の給与費相当分でございます。

次に、款 7 土木費、項 2 道路橋りょう費でございます。社会資本整備総合交付金の内示によるものでございます。節 12 委託料のほうで舗装構造調査業務委託料でございますが、町道向田上辻線、町道高沖線、合計 9 キロメートルの調査を実施するものでございます。また、町道新村線歩道整備用地測量業務委託料 899 万 9,000 円を計上しました。

節 14 の工事請負費、町道舗装修繕工事 4,499 万 9,000 円は、町道松原上車線、延長 430 メートルの舗装を実施するものでございます。また、橋梁補修工事につきましては、梅木橋、瀬戸口橋、深田線橋の長寿命化の工事を実施いたします。

歳入のほうに、社会資本整備総合交付金のほうの金額を上げております。また、補助裏の財源として、地方債のほうで道路整備債 3,210 万円を計上しております。

次に、16 ページでございます。項 5 住宅費、目 1 住宅管理費のほうですけれども、節 12 委託料 109 万 9,000 円と節 14 工事請負費 2,099 万 9,000 円は、上村住宅 6 棟分の屋根外壁の改修工事と工事監理委託料になります。これも、社会資本整備総合交付金を歳入のほうで計上いたしております。また、地方債のほうですけれども、住宅整備債 1,159 万 9,000 円を計上しております。

次に、款 9 教育費でございます。項 2 小学校費、目 1 学校管理費でございます。節 10 の需用費、消耗品費のほうには、非接触型赤外線体温計と、衛生用品の購入に要する経費でございます。

また、節 17 備品購入費のほうは、空気清浄機の購入と小学校への学習用タブレット端末の購入に要する経費を計上しております。

次に、項3中学校費でございますが、会計年度任用職員のほうでございます。報酬でございます。こころの教室相談員1名を雇用したいので、7月から3月までの報酬を計上しました。

節10需用費、消耗品費のほうでございますが、これも体温計、また衛生用品の購入に要する経費でございます。

節17備品購入費のほうでございます。124万円でございますが、空気清浄機の購入、そしてICT活用学習環境整備として、学校を臨時休業とした場合に、家庭での学習に活用できる生徒貸出用Wi-Fi無線ルーターの購入に要する経費を計上しました。

次に、文化財保護費でございますが、節12の委託料、御大師堂保存修復工事設計監理業務委託料1,600万円、そして、節14の工事請負費に6,349万9,000円をそれぞれ計上しました。令和2年度は、委託のほうで工事監理、構造診断、また工事のほうは、仮設、解体、組立て、防災設備工事を予定しております。なお、歳入のほうに、街なみ環境整備費国庫補助金3,847万4,000円を計上しております。補助裏でございますが、一般財源として、地方債の文化財施設整備債3,839万9,000円を計上しております。

次に、17ページでございます。項5保健体育費でございますが、目1保健体育総務費、節10需用費の消耗品費は、B&G海洋センター利用者、プール利用者のための消毒液などを購入しております。

次に、目3の給食費でございます。節21補償補填及び賠償金9万8,000円は、小・中学校臨時休業により、熊本県給食会がパンと牛乳の原材料事業者・加工業者に対して保障費を支払いますが、その補償費分を熊本県給食会へ本町分を支払うものでございます。なお、歳入のほうで、雑入になりますが、この本町分の補償費9万8,000円分に対する4分の3は、全国学校給食連合会が補填していただけるようになっておりますので、7万3,000円を計上しております。

次に、11ページの歳入でございます。

歳出で説明した以外のものについて説明します。

款15国庫支出金でございますが、地方創生臨時交付金でございます。歳出で説明申し上げました新型コロナウイルス感染症対応の各種事業に充当するもので、国の補助金5,580万7,000円を計上しました。

次に、12ページでございます。款19繰入金、目1財政調整基金繰入金は、地方創生臨時交付金の各事業に一般単独事業を含んでおりますので、その継ぎ足した経費に充当するために、3,109万1,000円を財政調整基金から取り崩して繰り入れるものでございます。

次に、款20の繰越金は、今回の補正財源として、3,436万2,000円を計上いたしました。

8ページをご覧ください。地方債の補正で、変更です。歳入で説明しました住宅整備

事業債、道路整備事業債、文化財施設整備債、限度額を変更するものです。町債の合計は、4億4,460万3,000円となります。

以上、説明を終わります。

**○議長（倉本 豊君）** これから質疑を行います。

**○2番（椎葉弘樹君）** 15ページの湯前町休業要請等協力金についてお尋ねします。課長の説明では、休業又は営業時間の短縮ということで伺っておりますが、町が考える件数というのは、例えば、休業要請何件、時間短縮のほうで何件というところは、どのように考えていますでしょうか。

**○企画観光課長（本山りか君）** 休業要請が2件、時間短縮営業が11件、一応見込んでおります。

**○2番（椎葉弘樹君）** 熊本県のほうでは、飲食店に対しては、休業要請の対象外、そして営業時間の短縮については、要請は行うとしております。本町において、休業要請2件と言われたのは、町独自の規定なのでしょうか。

**○企画観光課長（本山りか君）** 休業要請2件を見込んでおりますのは、一応業種といえますか、店舗名で申しますと、スナックということで、こちらが休業要請の対象になっておりますので、こちらを2件と見込んでおります。

**○2番（椎葉弘樹君）** ということは、スナックに関しては、県の協力金が10万円と、今回町のほうで、上限20万円ということで、合計30万円支給される。それ以外の飲食店については、上限が20万円という考えでよろしいでしょうか。

**○企画観光課長（本山りか君）** はい、今議員おっしゃったとおりでございます。

**○2番（椎葉弘樹君）** そのときに、上限20万円とされているのですが、県のほうは10万円としていて、本町は20万円ということで、2倍の上限値になっています。この根拠は何でしょうか。

**○企画観光課長（本山りか君）** 根拠と申しましてですね、積算としましては、1日当たり2万円の、しかもその対象期間を4月22日から5月6日までの15日間としておりまして、単純に計算しますと、30万円ということになるんですけども、一応、区切りの良いところで、県が10万円ですので、そしてやはり飲食店等の、今回コロナによる影響が大きいという実態が見えてまいっておりますので、そこはやはり県の支援の対象外、対象といえますか、補償額というか、補償額と言うといけないんですけども、支援額がそれであれば、町のほうで、実態に応じてですね、より支援を行いたいということで考えました。

**○2番（椎葉弘樹君）** 確かに前回の商品券のデータを見ますと、外出の自粛等がありまして、飲食店の商品券の販売額というのはかなり下がっているということで、町として、そういう手厚い支援をされることは非常に良いことだと思います。ただ、そのとき

にですね、じゃあ飲食店がどれだけあつての11件なのか、というところは、データはありますか。

**○企画観光課長（本山りか君）** 商工会さんの業種ごとの件数をお伺いしております、ちょっと余計に見積ったところがございます。商工会さんの昨年度末の店舗数が11軒と聞いておりましたので、ちょっと予算的には多めに見ております。

**○2番（椎葉弘樹君）** 飲食店が非常に厳しい状況というのは見えていますので、例えば、上限20万円でカウントするよりも、例えば、一律10万円とか一律20万円とか、そういう一律のほうにして、県方式と合わせた方が、支給もやりやすいし、飲食店業としてもマイナス分を補填できるのでよろしいのではないのでしょうか。

**○企画観光課長（本山りか君）** はい、休業をされた期間については、こちらで、まだ現時点では把握をしておりませんで、実際申請に来られたときに、その日数等の把握ができるかと思えます。今回、一日当たり2万円ということですが、例えば、一日休業された方については2万円、それからマックスの20万円をいただける方も、あることになると思いますが、そこはですね、少しは実態に応じたところで、予算の都合もございまして、そういうところで考えさせていただきました。

**○2番（椎葉弘樹君）** スナックなどは、時短ではなく休業をされていると。片や、営業時間の短縮のほうは、何日休んだかということで、この条件というのほどのように付けられるのですか。

**○企画観光課長（本山りか君）** 要件的にはですね、休業要請のスナックさんにおきましては、もう県の休業要請を明確に受けておられますので、そちらは一律給付ということで、時間短縮のほうはですね、要請をしない施設の中でも、時間短縮の要請をするところを町の対象にしております、そこで、申し訳ございませんが、日数で申請していただくこととしております。

**○2番（椎葉弘樹君）** 最後に町長に伺います。今、11飲食業があるうちの11件を見込んでの予算計上となっております。100パーセントの予算計上であれば、多分自己申告による、何日時間短縮をしましたという自己申請になってしまいますので、そうではなく、飲食店業さんは困っておられる中で、しっかりと協力をしていただいたという前提で、一律給付のほうよろしいのではないのでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 今椎葉議員は一律という、20万円を交付したらどうだろうかというお話だろうと思うんですけども、先ほど課長のほうから答弁しておるところでございますし、加えまして、熊本県からの特措法による休業要請の施設の中にスナックも入っていただいております。今回、時短のほうも御協力いただいたということで、その時短をしたとしても、いわゆるその時間帯の中でお客様がお見えになっているかといいますと、ほとんどお見えになっていない状況も実は見えているところがございます。

椎葉議員のおっしゃるとおりでございます。そこも今度は、そのときに申請書を出していただくわけでございますけども、十分そこらは審査をさせていただきましてですね、間違いのないように、これは会計検査の対象にもなる事業でございますので、そこはちゃんとその実態に即したところで申請をしていただくということで、私としては、今回の部分については事務処理をさせていただけないかと、かように思っている次第でございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○6番（金子光喜君）** 14 ページですけども、児童福祉総務費でも、また保健衛生総務費でも、先ほど説明の中であつたように、体温計なり、空気清浄機なりを購入予定ということでお伺いしたところです。ただ、先ほどの説明では、課長の答弁のほうで、空気清浄機が秋頃にしか入らないということでしたので、ここに予算計上されているものに関しても、同じように遅く納品されることになることが予想されるのかと思いますけども、答弁を求めます。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 空気清浄機を備品購入費として予算計上しております。これらにつきましては、補正予算が通りました後、発注をかけたいと思いますので、納期がどれくらいというのは現在把握しておりませんが、先ほどの事故繰越しでもありましたとおり、なかなか納期は早くはならないかなという予想はしております。ただ、空気清浄機の種類もたくさんありますので、性能ですとか価格とかも考慮しながらですね、なるべく早い納品をお願いするというところで準備を進めたいと思います。

**○6番（金子光喜君）** 購入先の選定なり、製品の内容なり、様々に御検討いただいて、できるだけ早くに納品ができるようなかたちを取っていただければと思います。

**○2番（椎葉弘樹君）** 15 ページの経営持続化支援金についてお尋ねします。これは全員協議会の中でも質問したのですが、なぜ1月から6月という範囲になっているのかについて伺います。

**○企画観光課長（本山りか君）** 1月の根拠としましては、まず国とか県が示します新型コロナウイルス感染症の影響による明確に文書がきておりまして、その日付が1月24日ということでございます。国と県も同じような支援金を交付しておりますが、対象期間が1月からになっておりますので、それに合わせさせていただいております。

また、終期の6月につきましては、まず今後、コロナの第2波ですとか3波、あつてはならないことですが、そういった事態に備えまして、国の第2次補正による臨時交付金もございますことから、今回は上半期の対象期間ということで定めさせていただいております。

**○2番（椎葉弘樹君）** 上半期にしたときに、連続して2か月という条件を付けられた理由は何でしょうか。例えば、上半期でのマイナス分としたほうが良いのか、それとも

2か月に限定してのマイナス分が良いのか、それはどのように考えておられますか。

**○企画観光課長（本山りか君）** 今回の対象者の方はですね、15パーセント以上の減少があられた方ということで、当初はひと月で計算していただいて15パーセント以上ということも考えましたが、いろいろ予算の都合もございますし、蓋を開けてみると、やはり今回対象者の方が非常に多いという実態が見えてまいりまして、予算の範囲内ということも考慮しております。

**○2番（椎葉弘樹君）** 予算が厳しいから2か月にさせてもらったということで、今答弁を受けたところです。では、上半期の分はそれで良いとして、恐らく下半期のほうにも影響が出てくる可能性があります。実際に事業者の業種によっては、収入が後から入ってくるところもあるものですから、それで国は1月から12月にしているのだと考えています。本町も下期の同じような支援金を考えておられるか、これは町長のほうにお尋ねします。

**○町長（長谷和人君）** 今回、11日でございましたか、閣議決定がなされまして、11日は本会議で、第2次の補正予算が通るであろうというお話でございます。まだそのメニューなるものが、ちょっとはつきり分からないわけございますけども、同じようなメニューもございますし、新しい内容のやつも、国における部分でございまして、出てきているようでございます。

今回、下期の場合、7月からの分になるわけでございますけども、同様な形で、今制度がございまして、いくらかそれに改善点も加える部分があるかもしれませんが、そこらへんも加えさせていただきまして、同様にさせていただければというふうに思っております。それから加えまして、1月から6月分の中に、今支援金30万円という農林の分も含めまして、商工業を含めまして30万円でございますけども、もし可能でございましたらば、先ほど課長が言いましたように、予算的にも苦しい部分がございます。今回、本町のほうにも、5,500万円に対しまして、9,100万円の全額で予算を立てさせていただいておりますので、4,000万円近い一般財源を繰り出しておるところでございます。この分を含めまして、今後第1次の補正で今審議させていただいている部分、これの部分が可能でございましたならば、2次補正の中に入れ込むことが可能であれば、先ほど言いました一般財源の部分を2次補正にも持っていかればというふうにも実は思っている次第でございます。これはできるかできないかは別でございますけども、そういうことで、なるべく一般財源を持ち出さないような確保ができないかと、そんなことも実は想像しておるところでございます。

それと、第1次の分の先ほど言いました30万円の分が、非常に商店街の人たちも、大変所得の補償あたりができない部分もございまして、もし上乘せが可能であれば、そこらへんも見てあげたらどうかなというふうにも、実は思っていると。ただ、制度上で

きるかどうかは別でございますけども、そんなことも思っているところでございます。

**○1番（遠坂道太君）** 15 ページですけれども、農地費の中の農村地域防災減災事業ハザードマップ作成委託料なんですが、議案書の説明を見ますと、大谷ため池の分を参考にされていらっしゃるようでございますが、その中で、災害時の場合、ため池が崩壊するというのは、晴天の日で作ってあるんですよね。普通、雨が降って、大水が出たときのものを作られるのが筋じゃなかろうかと思っているところでございますが、そのへんは今後どういうふうを考えていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 今議員おっしゃられた大谷ため池分については、平成27年度に作ったものを、参考として議案説明資料にしております。その中に晴天時というふうにしておりますけれども、大谷ため池の場合におきましては、地震を想定したところでのハザードマップ、そして大谷ため池のほうは、2万5,000立方メートルが最大の貯水量だったと思います。最悪の事態といいますか、それを想定したところでのハザードマップの作成と、平成27年度に作成したものはそういうふうになっているところでございます。

**○1番（遠坂道太君）** それで、今後、蓑谷ため池の分を作成されるわけですよね。そういったかたちの中で、やはり大水のほうの想定で作成されるかと思うんですよね。そういうかたちでの作成、やはり雨の降った水量とか、そういうあたりでの作成を検討していただければと思いますが、そのへんはいかがでしょうか。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** ハザードマップの作成につきましては、雨量による、豪雨によるものもございます。先ほど申しましたとおり、地震もございます。そのようなところで、最悪の事態を想定するときに、地震であったり、豪雨というのもございますので、その中で、最大限心配される貯水量、最大限に心配されることを想定したところでの作成ということになります。

蓑谷ため池につきましては、最大貯水量が10万立方メートルだったと思います。先ほど申しました大谷ため池については2万5,000立方メートルということで、約4倍の大きさがありますので、それを想定したところでの浸水の区域であったりとかを想定したマップの作成、そしてその中には、避難場所であったりですね、避難経路といいますか、そういうふうなところも示すようになっておりまして、これらについては、当然被害が想定されるところにも、ワークショップを行いながら、過去にもそういうことがなかったとか、そういうのも含めて、それらのこともお聞きしながら、マップを作成していくというふうなことになっております。

**○2番（椎葉弘樹君）** 今の関連になります。平成30年度に西日本豪雨、そして令和元年度に台風19号等で、いくつかのため池が決壊しております。大谷ため池は、先ほど遠坂議員がおっしゃったとおり、晴れた日の想定で地震を想定したものです。今後はやは

り大雨を想定したハザードマップというのが重要になってくるかと思っています。大谷ため池も含めて、蓑谷ため池もですが、豪雨を想定したハザードマップにしていくべきだと思います。住民の命を守るためには、豪雨を想定したハザードマップ、これについて町長は、今の答弁やいろいろなやりとりを聞いていて、どう感じられたでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 今回の分については、大雨と、それから地震という想定でございました。大雨という部分の位置づけといたしますか、例えば、去年の事例でいきますと、1,000 ミリを超えるような総雨量というふうなこともございますし、それから時間雨量という部分もございます。その中で対応の仕方、ハザードマップを今後どういうふうなカタチで、条件を付けて策定をするのかというところになるかと思いますが、今椎葉議員が御指摘いただきました部分につきましてもですね、十分そこに反映が可能であれば、そういうふうにして作成させていただきたい、かように思っているところでございます。

**○2番（椎葉弘樹君）** 本町には、防災重点ため池が4つあります。大谷と蓑谷と潮と辻です。本町において、ハザードマップが必要な箇所というのは、この4つのうちのいくつになるのでしょうか。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 重点ため池の考え方というのが、平成30年度に見直しがされたところでございます。今議員おっしゃったとおり、湯前町にある4つのため池については、その平成30年度に見直されたときに、重点ため池として設定されたところでございます。

大谷ため池、そして今回、蓑谷ため池のほうのハザードマップを作成いたします。ハザードマップの作成の基準といたしますか、公共施設が近くにあたりとか民家があたりとか、ほかの潮のため池、辻のため池、それぞれございます。貯水量ごとといたしますか、それによって順番的には今後まだ計画をしておりませんが、潮ため池、辻ため池についてもしていかなければならないですし、ハザードマップの作成は必要だというふうには認識しております。

**○2番（椎葉弘樹君）** いくら小さいため池であっても、決壊して、水害が出ているところも各地であります。したがって、これは優先順位的には非常に高いのかなと思っております。ほかの2つのため池についても、ハザードマップ、早めに作っていく考えはないでしょうか。町長に伺います。

**○町長（長谷和人君）** おっしゃるとおりでございまして、今回の蓑谷ため池、今言いましたように、かなり大きな貯水量を持っているところでございますし、2番目が大谷、それから潮ため池、最後に辻でございしますが、辻はちょっと小さめでございしますので、規模は小規模になるわけでございます。

一番やっぱりネックになるのは、大雨というよりも、私としては地震なのかなという

ふうに思っております。話がちょっとずれるかもしれませんが、一昨日、湯前町の防災会議を実施したところでございまして、その中で熊本地方気象台のほうから担当官が来ていただきまして、今回初めて南海トラフ地震のお話をされたところでございます。この南海地震につきましても非常に確率が高いと、70 パーセントを超えるような確率であるというふうなお話でございまして、その中に本町が、この緊急の地震の地域に、実はあさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、これが熊本県の南部地方におきましては入っておったということで、南海トラフ地震の際には震度6以上の地震が来るのではなかろうかというふうなところでございましたので、そのへんも意識して、私、防災会議の中ではですね、これまでなかったような情報をいただきました関係で非常にびっくりしたところでございます。今おっしゃるとおりでございますので、やっぱりここは早めに取りかかっていく必要があると、かように私としても思っているところでございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○2番（椎葉弘樹君）** 15 ページの商工会補助金、臨時交付金分 1,510 万円について伺います。改めて伺いますが、これは町内の方が対象になるのか、それとも町外の方も対象にしているのかをまず伺います。

**○企画観光課長（本山りか君）** 町内、町外の方を、それぞれ対象としております。

**○2番（椎葉弘樹君）** 今回の発行額は 4,000 万円で、金額的にしますとプレミアム分が付いて 5,200 万円です。今回、全額補助金対象となりますので、これを生活者への支援と事業者への支援、2つを考えたときに、この生活者支援を町外の方も想定しているのかという話が出てくると思います。補助金の使い方として、町外も共用しているのかについては、どのようにお考えでしょうか。

**○企画観光課長（本山りか君）** 町内外の方を対象とはしておりますものの、一応、今回取決めをさせていただいてですね、町内の方から優先してお買い求めいただくような手法を取りたいと思っております。町内の方向けの販売期間を先に持ってきて、それでもなおかつ、その対象期間内に残るようであれば、町外の方にもお買い求めいただくというような順番で進めさせていただければと考えております。

**○2番（椎葉弘樹君）** 今回、上限が3万円ということで、3万円でやっていくと、恐らく余ります。4,000 万円の3万円で計算すると、大体 1,300 人ちょっとなのですが、恐らく今までの統計を見ても、商品券が若干余ると思います。やはり、町内の生活者を重点的に置くのであれば、従来どおりの上限5万円までを購入できるようにするという考えはないのでしょうか。

**○企画観光課長（本山りか君）** 町内の世帯数が 1,500 軒ございまして、大体 4,000 枚の発行ですので、大体一世帯当たり一つはお買い求めいただくような、まずは計算でさせていただきますまして、それでも議員御指摘のとおり、余る可能性もありますので、そこ

は二度というお話もあるのですが、まずは町外の方にお買い求めいただきました後、更には二回目の町内の方ですね、この方にもお買い求めいただけるような順番で考えております。

**○2番（椎葉弘樹君）**　そもそもの補助金の使い方だと思います。これが商工会の単独事業とか、町があまり関与せずに、商工会が単独でやるのであれば、それも可能だと思いますが、今回は町の予算を使ってやるということでありまして、その所得の循環は、一番の目的はやっぱり町内所得の循環、これをやっていかないといけないと思っております。そういったときに、できるだけ町内の生活者に使っていただくためには、どう設定すれば良いのかといったところを最重点に置くというのが、この新型コロナウイルス対策ではないでしょうか。

**○企画観光課長（本山りか君）**　議員のおっしゃる趣旨も十分理解させていただきます。町外の方にもですね、この機会を捉えていただきまして、できれば町内の事業者さんを知っていただくきっかけにもなるかと思っておりますので、そこらへんのことも、少しは考慮させていただければと思っております。

**○2番（椎葉弘樹君）**　町外の方も考慮したいということなのですが、課長が言うように、余りませんでしたと。そして、町外の方に行き渡りませんでしたと。目的がですね、余ったら町外の方へ、というスタンスが私はあまりよろしくないと思っております。最初から、もし町外の方にも観光戦略を練るのであれば、町外の方へもしっかりと予算を確保してやっていく必要があるのですが、余ったら町外へというのはあまりよろしくないのかなと思うのですが、町長は、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

**○町長（長谷和人君）**　当初、課長が答弁いたしておりますように、まずは町内、それから町外というふうに最初に言っております。今回商工会のほうからも、議長宛てにも、要望書が2回参っておるところでございますけども、私の着陸点といたしましては、今回につきましては、町内の商工業者、小規模の事業者の方の経営を持続化していただくというところが、一番の原点だというふうに思っております。非常に厳しい経営状況になっているということでございますので、ここらへんをいくらかでも、プレミアム商品券で改善していただこうと。これによりまして、町内の産業全体が継続的に経営発展をしていただこうという思いで、今回のプレミアム商品券があるというふうに私としては思っておりますので。それと、幅広くお買い求めいただくためにも、従来5万円ございましたか、これを今回3万円に下げるということで、いくらか買いやすくなるのではないかと、そういうところも思ったところでございますので、これまでのプレミアムというところもあるかもしれませんが、今回はそういうかたちで実施させていただければというふうに思っている次第でございます。

**○2番（椎葉弘樹君）**　事業者への支援は当然なのですが、生活者の支援というのも今

回、是非重要視していただけないかというのが私の趣旨であります。したがって、まず町外よりも、まず町内の生活者を優先していただいて、そして、例えば3万円を5万円に、従来どおりに戻すと。そういったところをやっていただいた上で、それでも余るのであれば、本山課長が言うように、町外でも良いでしょうという妥協点は作っていただけないか。まずは、生活者と事業者、この2つを守っていただけないか、町長、最後にもう一回だけお尋ねします。

**○町長（長谷和人君）** 椎葉議員とちょっと実は、どっちを先にするかというところで、私はまず事業者をさせていただいて、その後に町民の皆様方の生活の部分もあるということでのコンセンサスでございますので、後はやり方、5万円ですね、その部分と、それからつづり方のところがちょっと違ってくるというところでございますので、椎葉議員のおっしゃる部分と私としては共通の部分がございますので、そこらへんは十分私としても理解しているところでございます。

**○2番（椎葉弘樹君）** 私の提案は、3万円を5万円にしませんかというところ、そして生活者のほうにも目を向けてほしいというところで、内需拡大のほうの施策を打ってほしいという質問でしたが、町長からは、その3万円から5万円に上げるところについては、明確な答弁は得られなかったということで、この件については、私はちょっと納得がいかないというところで、これで質疑を終わりたいと思います。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○1番（遠坂道太君）** 財源のことでちょっとお尋ねしますが、この前の全協の中で、町長はこのコロナの問題で、第1弾はこういうふうな形でとっていくが、第2弾、第3弾と来た場合、一般財源のほうからでもという中で、本年度の一般財源での事業取組を凍結するようなお話もされたようでございますが、内容的にはどのような事業を凍結していくのか、そのへんお伺いしたいと思います。

**○町長（長谷和人君）** 今年度の凍結の部分というふうなことだったと思うんですけども、ちょっとすみません、よく聞こえなかったものですから、失礼いたします。今想定しておりますのは、これはまだ現在進行形ということでの部分でございますので、様相が変わる可能性もございますけども、その点、ちょっと御配慮いただきたいと、かように思っているところでございます。

一つには、毎年やっております漫画フェスタ、これが11月に行われるところでございますけども、全国からお出ででございます。3蜜が避けられないのではないかなど、かようにも思っておりますし、この漫画フェスタには小さなお子様からお年寄りも来ていただくという状況でございますので、ここを考えたときにはどうかなということ、実は今月の中旬にも、漫画フェスタにおきましてはその結論を出させていただくと、かように思っている次第でございます。

加えまして、8月でございましたか、9月でございませうか、敬老のイベントがございませうけれども、敬老会でございませうか、この部分につきましても、先ほど言いましたように、お年寄りが中心になって動くということで、非常に3蜜が避けられない状況でございませうので、ここもできましたらば中止にしたいと、かように思っている次第でございませう。ただ、ほかにもいくつかございませうけれども、今はまだ決着が付いていないというか、話し合いに、まだテーブルに付いていないというふうな状況でございませうので、今後、いくつかの凍結の部分が、事業が出てくる可能性があるということで、今は答弁をさせていただければと、かように思っている次第でございませう。

**○1番（遠坂道太君）** 今町長のほうからお話がありましたが、漫画フェスタにつきまして、私も11日の一般質問で聞きたいというふうな気持ちでおったわけでございませう。その中で、やはり3蜜は避けられない、どうしてもできないという問題もございませうので、やはり漫画フェスタあたりの予算もですね、町内の事業者あたりも切羽詰まったところで厳しい状態でございませう。そういったかたちで、そういう予算を取り組んでいたければというふうに思いますし、今後もですね、やはりいろんな事業の展開の中で、中止できるものは中止して、そしてその部分を町内の事業者のほうで、内需拡大に向けてほしいというふうに思っております。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○2番（椎葉弘樹君）** 16ページの一般備品購入費（臨時交付金分）についてお尋ねします。これは教育課のほうです。Wi-Fiルーター貸出し100台となっております。これはどのような使い方をするのか、どのような使用をするのかについてお尋ねします。

**○教育課長（北崎真介君）** これは、今後新型コロナウイルスの関連で、第2波が来た場合、休業となった場合に、タブレットを持ち帰ることができて、遠隔授業とかそういったものに使えるように、事前に準備しておくというところで考えております。

**○2番（椎葉弘樹君）** 仮に、この第2波が来なかった場合、このWi-Fiルーター100台は、どのように管理されるのでしょうか。

**○教育課長（北崎真介君）** 一応、各学校で保管というかたちなんですけれども、その使用ができるような研修ですとか勉強には使っていきたいと思っております。

**○2番（椎葉弘樹君）** そのへんは、具体的に考えはあるのでしょうか、その具体的な使い方は。

**○教育課長（北崎真介君）** 具体的にと申しますと、実際は町のIP告知端末から引っ張ってルーターにつないで、児童・生徒の家庭のWi-Fi環境を統一化させて、やるというために入れる予定でございませう。

**○2番（椎葉弘樹君）** では、仮に第2波が来たとします。そして、このルーターを貸し出しました。でも、インターネットを契約していない町民の方もいらっしゃいます。

そういったところには、どのような対応をしていくのでしょうか。

**○教育課長（北崎真介君）** その場合は、I P告知端末で環境を標準化するというお話をしましたけれども、そちらは全て町の光ファイバーを使うというところで、それに対して、一律に減免なりを考えて、使っていきたいと思っております。

**○2番（椎葉弘樹君）** インターネットの使用料を減免されるということでよろしいのでしょうか。それは、町長の考えとしては、もう完全に無償化してあげて、その期間だけは使っていただくという考えでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** そのとおりでございます。

**○2番（椎葉弘樹君）** はい、それについては理解しました。あとは、その100台を、もし第2波が来なかったときに、ずっと保管しておくのか、学校で本当に使うシーンが100台あるのか、そこについてはいかがでしょうか。

**○教育課長（北崎真介君）** 今のところ、保管だけではなく、先ほど申しましたとおり、今後來た場合に備えまして、学校での勉強、そしてテスト的なかたちで貸し出して、やるという方法も考えています。その場合は、料金のほうをどうするかというのはまだ決めておりませんが、学校内でも使えるような状態でやりたいと思っております。

**○2番（椎葉弘樹君）** ちょっとイメージがよく分からないのですが、これは恐らく、ルーターの活用方法の今後の考え方だと思って、町長も恐らくそのへんの考えはあるのだと思います。

例えば、せっかくルーターを購入したのであれば、それを改めて事前に貸し出して、そしてそれをどんどん使っていて、いつ来てもすぐ対応できるような、もう設置だけは、先に貸し出しておくという考え方もあると思います。要は、ルーターを遊ばせておくのが一番よろしくないので、希望者がいたら、そこにWi-Fiルーターを事前に、生徒、学生がいるところには貸し出すという施策もありではないかなと思うのですが、町長の考えはいかがですか。

**○議長（倉本 豊君）** ここで、答弁調整のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時51分

再開 午後2時05分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を続けます。

発言を許します。

**○教育長（中村富人君）** ただいまの御質問は、Wi-Fiルーターをどうするかということでの御質問だったと思います。これは御存知のとおり、新型コロナ対策ということから出てきた事案でございますが、私も3月当初読んだところで、遠隔授業等もあり

ましたので、それも気になっていて、学校にも参りましたし、先生たちとも話をしましたし、私の知っている限りの、いわゆる情報局のリーダーの方とも話合いを持ちました。

そういう中で、いろんなことを思っておりますが、一部、このWi-Fiルーターをどうするかというところだけでいきますと、今は喫緊の課題であります、緊急的に遠隔授業の体制を整えなければならないという状況にあると思います。これはなぜかと言いますと、第2波、第3波といわれますので、またひと月とかそういういったことが来たときには、それへの対応というところで、現在の状況よりも改善しておかなければならないというふうに思います。そういう面では、学校からも、一人一台のタブレット端末とWi-Fiルーターが整備された場合の運用策というのは、小学校からも作ってもらって出ています。そういうことは出ておりますが、これはいつ起こるか分からない今後の緊急な場合に対して、そういう環境を整えておく。で、学校のほうも、研修を積んでいく、そういうことで、今度購入していただいてやっていくと。そのためには、問題は、ネットの環境ができるかどうかという問題があって、一点がルーターの問題、それから先ほど言いました端末を使えるかどうかの問題、二つのことで、これはもう解決しそうなのですが、現実的にはそれを使った練習といいますか、訓練等が必要ということで、そういうことから、一時期ルーターを家庭のほうにも、必要などころには貸し出して、そして、そういうような緊急に備える必要もあると思うんです。そういう場合には、当然、家庭にも貸出しをして使ってもらおうと。それが中期的、長期的にはどうか、ずっと貸しておくのかという問題もあると思いますが、そういう中期的には、今の遠隔授業というのは、方向性、可能性とすれば、例えば、現在課題になっております不登校の子どもたちの問題、あるいは家庭学習等の、この遠隔的な、こういう遠隔授業じゃございませんが、いわゆるオンラインによる家庭学習というの、方向性としてあるかと思えます。そういうことは、今の段階というよりも、現在研究を進めながら、やっぱり考えながら、研究しながら進めていくことであろうかと思えます。そういうことで、常時ルーターを置いておくかどうかというのは、現在ではなかなか言えない。研究しながら、たくさん課題が出てくると思いますので、一個一個の課題を解決していきながら、対応していくというのが、現在言えるところではないかとは思います。

**○2番（椎葉弘樹君）** 確かに、教育の現場の目線からいきますと、そういうケースが起きたときのための遠隔授業であったり、遠隔学習のときには貸し出すということなのですが、それ以外のときにそのルーターをどうするのかというところが今回の議論でして、ルーターをそのまま保管して遊ばせておくのか、それとも活用するのか、そここのところなんですよね。そして、それは多分まだ考えが煮詰まっていないのかなというのを、今答弁を聞きながら思ったところでしたので、今後は是非、全員協議会等でもいいので、この遠隔授業、遠隔学習の方針や、そのルーターの活用方法がある程度固まりましたら、

お知らせいただけないでしょうか。

**○教育長（中村富人君）** 今の御質問にお答えしたいと思います。そのように方向とすればですね、さっき言いました方向性とすれば、遠隔の宿題等もあるわけで、それからさっき言った不登校の問題もございまして、そういう場合に常時貸し出すとか、全てじゃございませんが、一定期間は必要などころには貸し出すとか、そういうこともありえます。そういうことを決めていくということは今後の課題で、話合いが今から進んでいくと思います。まだ小学校のほうは遠隔授業ができておりませんので、同時双方型というのは今からやろうとしていることですので、やりながら、その時々、委員会でも報告をさせていただければと思います。

**○2番（椎葉弘樹君）** あと、もう一点懸念がありまして、学生たちの世帯で、これを使い始めたときに、インターネット回線の容量的には問題がないのかといったところは、総務課長、どのような見解をお持ちでしょうか。

**○総務課長（高橋 誠君）** 当然、小学校、中学校に貸し出した場合、その回線が大きく、加入世帯が大きくしなければなりません、臨時的ではございますが。それについての上位回線のベンダーのほうにお聞きしましたところ、そういう懸念はあるかもしれませんが、何とも言えないんですけども、今のうちに回線の拡大、拡張、それをやっておいたほうが無難でしょうねという御回答でございまして、それについては、早期に見積り等をお願いしているところでございます。その回答を待って、早急に補正予算等であるのか、それとも当初予算でいいのか、今現予算のほうで対応できるのか、それを確認させていただきたいと思います。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○3番（森山 宏君）** 先ほどから1番議員の質問にもありましたように、15ページのハザードマップの件なんですけども、これは農林振興課のほうでされるというふうな予算案なんですけども、本町には防災のエキスパートがおられますよね。これが断層の問題とか大雨時のとか、それを全部総合的に判断なさって、ここも防災の災害対策本部を作られますよね。そのときにも、急傾斜地のと、県が指定している、町が指定しているハザードマップというのがいくつもあるわけですよ。またここで、農林振興課のほうでハザードマップを作られて、これを、あつてはならないですけど、もしも利用をする場合、これの主体性といいますか、結局総合的にエキスパートの方が候補をされると、これだけということはないと思います。もしも災害が起きた場合、ここだけではないと思うので、こういうところの横の連絡というか、そういうのは想定されていますか。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 今回につきましては、蓑谷ため池の堤体が万が一、大雨であつたり、地震であつたりというときに、堤体が決壊した場合について、どういふふうな浸水があるかというふうなことのハザードマップとなります。当然、個別ではあ

りますけれども、町内全体を含めた、そういうところとも連携をとりながら、またそういう町の全体的な中にも、ため池は、そのときはこういうふうになります、こういう想定になりますというのは、反映していく、横の連絡を取りながらしていくというのは、当然のことだというふうには思っております。

**○3番（森山 宏君）** 確認ですけれども、出されるときの情報というのは共有されるというふうに考えておいてよろしいんですね。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 平成27年度に大谷ため池のハザードマップを作成しております。当然このときも、町のほうの全体の防災計画、これのほうも、委託業者というか、受注業者のほうにお貸ししております、内容的にも勘案しながらハザードマップを作成しております。当然、今回も同じように、町の防災計画書であったり、そのような関係するようなものと連携しながら、反映しながらやっていくというふうなことでございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○2番（椎葉弘樹君）** さっき本山課長のほうに、商品券の件で1世帯5万円という御提案をさせていただいたのですが、1人3万円という方法もあるなというところで、さっき議員控え室のほうで話したところでしたので、できるだけ町内の方に行き渡るような検討というか、確認をされてはいかがかなと思うのですが、そこは課長に聞いたほうがいいのか、それはもう意地でも1世帯3万円なのでしょうか。

**○企画観光課長（本山りか君）** 先ほど答弁させていただきましたこととかぶるかもしれないんですけども、一応、全世帯で申しますと、1,500世帯ありますので、発行額から勘案しまして、全世帯に行き渡るためには、1回で済むとすればですね、3万円かなというところで考えておまして、それで一旦いかせていただければと思います。

**○2番（椎葉弘樹君）** 分かりました。それでいってもらっていいので、もし余ったときには、ちょっとそこは要検討だなと思っておりますので、そこは町長、しっかりと見ておいていただきたいと思います。要は、補助金のあり方、町内の利用する側の支援、そこをちょっと、コロナウイルス対策として考えていただければと思います。

**○町長（長谷和人君）** はい、椎葉議員は生活支援、私は先ほどから商工業、イコール生活でございますので、そこらへんはちょっと、ニア値でございますので、そのところにつきましては十分勘案しながら、せっかく今回プレミアム制度をするわけでございますので、商工会のほうにもお願いしながらですね、ちゃんと売り切れるようお願いしたいというふうに、私のほうからも伝えておきたいというふうに思います。

**○2番（椎葉弘樹君）** 違ってまして、私の考えは、事業者支援も当然やらなくてはいけないし、生活者目線の支援も両方、コロナ対策としてやらなければならないという、両方大事ということなんです。一方、町長のほうは、まず事業者優先、そして次に町内の方、

そして町外の方ということで考えておられるようですので、町外の方はまず、申し訳ないのですが、今回のコロナウイルス対策においては、ちょっと置いておいてもらって、まずは町内の生活者の支援のほうも大事に考えていただきたいというのが私の考えですので、誤解のないようお願いしたいと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 本来なら、反対の立場なのですが、あえて賛成の討論をさせていただきます。

本来は、生活者目線に立って、そして事業者目線に立って、しっかりと支援策を講じていくところ、今回はあまり検討時間がなかったのかもしれませんが、議会とも十分な検討ができないまま、今回補正予算ということになりました。ただ、もっと柔軟性を持っていただいて、最善の策で支援策を講じていただくよう申し上げまして、賛成討論いたします。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第36号、「令和2年度湯前町一般会計補正予算（第2号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第15 議案第37号 令和2年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） について

○議長（倉本 豊君） 日程第15、議案第37号、「令和2年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第37号、令和2年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ4億5,246万3,000円とするものでございま

す。

主な補正につきましては、先ほど国民健康保険条例改正で説明いたしましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、国保加入者が感染した場合に、傷病手当を支給できることに関する補正でございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。よろしくお願ひ申し上げます。

**○税務町民課長（堤田真由美君）** 議案第 37 号、令和 2 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、御説明いたします。

今回の補正は、議案第 34 号で可決いただきました新型コロナウイルス感染症等に係る国保加入者の被用者に対する傷病手当金の補正となります。

8 ページをお願いいたします。歳出から説明いたします。

款 2 保険給付費、項 6 傷病手当金、目 1 傷病手当金に、傷病手当金として 30 万円を計上しました。

次に、歳入について、7 ページをご覧ください。

歳出で説明しました傷病手当金については、全額補助対象となっていますので、款 4 県支出金、項 1 県補助金、目 1 保険給付費等交付金、節 2 特別交付金に、30 万円を計上しました。

以上、歳入歳出それぞれ 30 万円を追加する補正予算となります。よろしくお願ひいたします。

**○議長（倉本 豊君）** これから質疑を行います。

**○3 番（森山 宏君）** 多分、この傷病手当金というのは、こっちに対象者はおられないとは思いますが、これは休業補償と一緒にですね、今、国が言っている休業要請のほうではなくて、労災と一緒に、3 日間の待機期間、4 日目からする、このときに、基本日額とかいうのを導き出すためのひな形というのがあるはずなんですけども、そういうのもちゃんと来ているんですかね。これは賃金に含まれる、これは賃金に含まれないというところまで判断する計算式のひな形は、ちゃんと来ているんですか。

**○税務町民課長（堤田真由美君）** はい、これにつきましては、国のほう、それから県のほうからちゃんと来ておりますので、その内容に従って、一応、調整交付金の対象となる部分についてだけ、うちのほうでは採用したいと思っております。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 37 号、「令和 2 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（倉本 豊君）** 起立全員。したがって、議案第 37 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第 16 議案第 38 号 令和 2 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 1 号）について**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第 16、議案第 38 号、「令和 2 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 1 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（長谷和人君）** 議案第 38 号、令和 2 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 1 号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の水道事業会計補正予算につきましては、熊本県の国道 219 号改良工事に併せまして、本町の配水管の布設工事の補正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

**○建設水道課長（皆越克己君）** 湯前町水道事業会計補正予算（第 1 号）につきまして御説明いたします。

第 2 条、資本的支出の補正になります。第 1 款、第 1 項、建設改良費 8,391 万 2,000 円に 260 万円を追加し、8,651 万 2,000 円とするものです。

8 ページをお願いいたします。令和 2 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 1 号）見積の基礎により、御説明いたします。

資本的支出になります。

款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、目 2 給配水設備改良費、節 1 工事請負費に 260 万円を計上しています。国道 219 号線沿線のサンロード湯前店前から信号機に向かいまして、その区間 95 メートルの区間の側溝改修に伴い、側溝添いに布設しておりました水道配水管の布設替え延長 95 メートル、配水用ポリエチレン管、口径 50 ミリメートルで実施の補正をお願いするものです。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。

**○議長（倉本 豊君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

**○2 番（椎葉弘樹君）** 8 ページの説明のところ、国道 219 号線改良工事というのが入っていますが、これは当初予算からすると、追加になっているということよろしいのでしょうか。当初予算では 3 つの事業が並べてありまして、今回 4 つ目の事業として並ぶということよろしいでしょうか。

○建設水道課長（皆越克己君） 国道 219 号線沿いの工事につきましては、県のほうで工事を実施していただくものですが、それに伴いまして、水道関係の配水管の布設替えの必要が生じたので、今回補正をお願いするものでございます。

○2 番（椎葉弘樹君） 今言い間違えましたが、当初予算では 4 つの事業が並んでいまして、5 つ目の事業が今回の上里の事業だという、追加でよろしいのですね。

○建設水道課長（皆越克己君） はい、追加になります。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 38 号、「令和 2 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 1 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、6 月 5 日午前 10 時に開きます。

議事は一般質問を予定しておりますので、御参集願います。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後 2 時 3 0 分

第 2 号

6 月 5 日 ( 金 )



令和2年第3回湯前町議会定例会

[第2号]

令和2年6月5日  
午前10時00分開議  
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1

一般質問

2. 応招議員

1番 遠坂道太  
3番 森山宏  
5番 味岡恭  
7番 高橋一雄  
9番 山下力

2番 椎葉弘樹  
4番 黒木龍次  
6番 金子光喜  
8番 黒木喜巳男  
10番 倉本豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村洋一 議会事務局主事 勘米良康隆

7. 説明のために出席した者

町		長	長	谷	和	人	教	育	長	中	村	富	人
総	務	長	高	橋		誠	税	務	町	堤	田	真	由美
教	育	長	北	崎	真	介	保	健	福	高	木	堅	介
	課						祉	課					

開議 午前10時00分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** ただいまから、令和2年第3回湯前町議会定例会、第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりです。

-----○-----

### 日程第1 一般質問

**○議長（倉本 豊君）** 日程第1、「一般質問」を行います。

本定例会における通告者は4名ですが、本日は2名までといたします。それでは、順番に発言を許します。

一つ、省電力化対策について、森山議員の質問を許します。

**○3番（森山 宏君）** 通告のとおり、省電力化対策について伺います。

東日本大震災が起き、原子力発電の停止により、大変な電力不足が起こり、全国で省エネ対策が重視され、本町においても節電対策が実施されています。環境省、経済産業省の両省にも、省電力化に向け、あかり未来計画として、地球温暖化対策に配慮してLED照明を推進しています。このことは、照明の2020年問題に波及しています。コロナ禍の現在も危惧されていることでもあります。

本町において、照明の2020年問題に対する認識、取組について伺います。

**○総務課長（高橋 誠君）** 省エネ関係の電気、照明関係でございますが、議員おっしゃられましたように、2020年問題について簡単に触れますと、2013年の年にですね、水銀に関する水俣条約外交会議が採択されまして、2015年に水銀による環境汚染の防止に関する法律が閣議決定されまして、2017年に国際条約が発行されまして、92か国が加盟してございます。これは世界的規模での水銀の供給、使用、排出を段階的に削減して、水銀汚染の防止を目指すものでございます。それに伴いまして、照明関係の2020年問題については、規制基準以上の水銀を使用している蛍光灯と水銀灯について、2020年以降、製造が原則禁止されて、輸入も禁止されるということでございます。2020年までにLEDなどの次世代照明を、出荷で100パーセント達成して、2030年度までに100パーセント設置させることを政府のほうは目標を掲げております。具体的には、水銀灯は製造中止、蛍光灯機器については製造中止、蛍光灯については生産が縮小されるということでございますが、蛍光灯が全く無くなるわけではないとされますが、入手しにくい傾向にあるという問題でございます。

**○3番（森山 宏君）** 今総務課長が述べられたように、水俣条約ですね、この分に関してもですけども、トッランナー制度におきまして、結局蛍光灯の中にも、微量ですけども水銀が含まれているということもありまして、結局水銀が微妙に含まれている部

分に関しても、それに対して対策する経費よりも、LED化、省エネ化の器具を使ったほうが良いということで、国内主要メーカーといいますか、ほとんど生産は中止です。おっしゃられたように、蛍光灯は在庫として、俗にいう部品供給に10年分は対応するようというのがありますけども、10年分は確保されているようにはなっておりません。曰く、蛍光灯器具というのが、もう生産されていないんですよね。市中の在庫のみです。今から設置される方は、多分LED化になっていくだろうと思いますし、遅かれ早かれ、10年以内にはもう蛍光灯は無くなるということです。

そこで伺います。公共施設、特に給食施設における光熱費の低減が顕著でありました。伺ったところによりますと、電力企業の契約変更によるものと聞いております。民間でも、今は電力契約のプランの見直しを検討推奨されております。施設ごとの契約企業、低減の現状について伺います。公共施設向けの契約プランは、どうなっているのでしょうか。

**○総務課長（高橋 誠君）** タブレットの中にちょっと資料を入れさせていただきました。すいません。本会議の中ですね、昨日使いました議案説明資料というフォルダがあると思いますけども、その中に、最後ですけども、一般質問説明資料というのがあると思います。その中に公共施設ごとの、まずは電気料金の推移のほうを載せてございます。

議員おっしゃられましたように、学校給食共同調理場も含めてですね、平成30年度に電力会社の変更を行ってきております。また昨年、令和元年度も比較検討を行いまして、Q社からE社へ、E社からM社へというふうな改善を、比較検討を行って、削減に努めてきてございます。主要な施設ですけども、役場庁舎、保健センター、また湯〜とぴあ、湯楽里、改善センター、中央公民館、また小学校、中学校も併せてですね、校舎のほうも、この電力会社ごとに見直しを行って、削減に努めてきたというところがございます。これについては、行財政改革計画にも取り上げている施策の一つでございます。この省エネについては、順次、安価な電力会社に変更して、電気料の削減に努めているという取組を行ってございます。これは随時行っていきますけども、どこまでの削減ができるかどうか、各社も底辺が、底なしに削減ができるかということが考えられないんですけども、今後もですね、そういった見積り、シミュレーションを取った、電力会社ごとの比較を行いながら、省エネに努めたいと、電気料削減に努めたいということで考えております。

**○3番（森山 宏君）** 総務課のほうで、結局契約企業向けの、公共施設における取組は分かりました。実質1割以上の400万円近くの削減効果が、顕著に、数字的に表れております。ここの中の全部といいますか、ないところもありますし、これはキュービクルが設置してあるところの施設というふうに考えてよろしいのでしょうか。

**○総務課長（高橋 誠君）** 議員おっしゃられますとおり、キュービクルを設置してあ

る主要な施設ということで捉えられてください。

**○3番(森山 宏君)** キュービクルとすると、大体高電圧契約だと思います。このときにおきまして、キュービクルは大体15年の耐用年数でありますし、九州電気保安協会だったですかね、あそこのほうと契約していないと維持管理ができないという施設です。この保安協会の契約に関しましても、一元化ではなくて、施設ごとに、キュービクルが設置されたごとに契約されているのか、また全てが高電圧の契約になっているのか伺います。

**○総務課長(高橋 誠君)** 議員おっしゃられましたように、高圧契約、電灯、電力どちらでも使用できる契約になってございます。ちなみに申し上げますと、役場庁舎が60キロワット、学校給食センターが110キロワット、小学校が106キロワット、中学校が70キロワット、まんが美術館が115キロワットという契約になってございます。

**○3番(森山 宏君)** この60、キロワットだと思いますけども、110キロワット、115キロワット、これの契約する基の、多分これ基本の契約ですよ。これにもっていくときに、デマンド方式で決められているとは思うんですよ。結局一番高いときの金額が、高い月の金額が平年度、平年度の年間の金額というふうなやつがデマンド方式です。ですから、この一番高いやつ、多分今から先かなと、200を使うエアコン関係が一番食うのかなとは思いますが、このときの消費電力を抑えることによって、この110キロワットが100キロワットになったり、115キロワットが100キロワットになったり、90キロワットになったりすると、基本料金がものすごく安くなりますし、またプランの見直しをすることによって、掛ける使用料と時間、これで金額が変わると思います。特に、施設関係は負荷率で考えたときに、ずっと使うのが平日の昼間、学校関係も一緒ですよ。それと、夜間とか休日とかは使っておりません。負荷率とデマンドを考えたときに、もう最終的な結論にいきますけども、この契約のキロワットを10キロワットでも下げると、莫大な削減効果になると思いますけども、いかがでしょうか。

**○総務課長(高橋 誠君)** 議員おっしゃられますように、役場庁舎もデマンド方式で契約されております。おっしゃるように、高いところの電気料、この先エアコンを使う時期になりますので、そこが基準のところの基本料金が決まってくんですけども、これから先、その照明関係も含めて省エネに努める、電気料削減に努めるということになれば、やはり電力会社の方とも話をしましたが、契約金額は下げることできるだろうということで話を伺っております。それがどのくらい下げられるかということは、ちょっと分からないですけども、エアコンの負荷率等々も加味しますと、一概には言えないけども、基本料は下げられる方向ではないかと回答はいただいております。

**○3番(森山 宏君)** 基本料が下げられるのではないかなと思いますけども、多分職員のほうでは、結局これの試算はできないと思うんですよね。ただし、これにあります

ように、蛍光灯換算で公共施設にあるのが 2,910 ですか、これが約半分以下、全部 LED 化した場合、3分の1くらいの使用消費電力になると思いますけども、それだけの数でいったら消費電力というのはものすごく下がるのではないかなと。一番食うのはエアコンだと思うんですけども、電気において、普通6分の1もしくは3分の1、耐用年数が5倍とかいうふうに、民間のセールスポイントはそこになっております。実質、町民の方も、もうLED化されているところもあると思いますし、LED化に伴うトランジスタを外す工事というのが、電験の免許を持ってないと自分ではできないので、蛍光灯をLEDに変えるだけというやり方もあります。ラビット法しかできませんけども、普通の蛍光灯でしたら、できるようには聞いております。さしおりの取組で、そういうふうにLED化の直管だけを変えるというふうな検討をなされたことはないのでしょうか。

**○総務課長（高橋 誠君）** 本庁舎だけを見ますと、今グロー形もございますし、ラビット形もあります。そして、本庁舎の事務所側ですね、そちらのほうはインバータ形の直管を使っております。ですので、かなり器具的にまちまちになっておるようでございまして、これを直管だけ変えていいのか、器具ごと全部変えるのかという設計を今後していかななくてはならないだろうなと思っております。それについては、詳細設計が必要なので、電気の技術を知っているコンサルに頼まないといけないのではないかなと考えております。

**○3番（森山 宏君）** 次に、今度はさっき総務課長が言われた水俣条約に関して、水銀灯ランプが補充できなくなりますし、水銀灯はものすごく消費電力が高いです。LED化すると、約85パーセント、8割弱の低減になります。

伺いますが、水銀灯を設置されているところ、ナトリウム球も含めてですけども、どういう施設にどのくらいあるのでしょうか。

**○総務課長（高橋 誠君）** 先ほどのタブレットの中に資料を載せてございますが、電気料の次のページの主な公共施設の照明数のところでございます。

まず、⑤番のB&G体育館、ここに21基の水銀灯が使用されてございます。町民グラウンドのナイター施設、ここに13、まんが美術館30、改善センター33、小学校体育館が35、中学校体育館が20、合わせまして152灯ございます。その下に、外灯・防犯灯と書かれておりますが、56基、これはナトリウム灯のほうを作っておるようでございます。

**○3番（森山 宏君）** 水銀灯がこんなにあるとは思わなかったですけども、152基、これ修理、補充は効きませんよね。というのが、禁止で、製造、輸出入も禁止ですので、もしもあったとき換えがない。

それと、水銀灯の場合には、高所に付けてある関係で、足場を組んだり、屋外でしたら高所作業車という機具が要ります。これの交換作業でも高額な経費が掛かります。こ

それをLED化の投光器といいますか、水銀灯代わりにすると、ルーメンが一緒のやつ、それ以上のやつに換えると、水銀灯の場合には、しばらくしてからでないとも明るくなりません。LED化の特性としまして、すぐつくというメリットがありますし、メーカー上といいますか、耐用年数も水銀灯に比べて高いというふうに認識しております。

また、この水銀灯を使用するというのは、ほとんどないのではないかと、使用時間がですね。耐用年数的にはもつのかなと思いますけども、実質在庫がない品物をずっと持っておいても対応ができないし、5年くらい前ですか、水上村におかれましても屋外の照明器具をLED化されております。本町におきましても、グリーンパレスが一番水銀灯があるとは思いますが、こういうのをLEDのほうに変えるという考えはないのでしょうか。

**○総務課長（高橋 誠君）** 議員おっしゃられますように、屋外照明は特に明るい水銀灯が今まで使われてきておまして、また体育館も同様でございますが、消費電力がかなり高い、電気を食うということで、今後LED化による節電効果も考えながら、設備をどうするかというのを考えなければいけないと思っております。生産中止となつてございますので、もうメーカー販売店が在庫を持っている限りということでございますし、また換えるにはかなりのお金が掛かる、足場を組んでという話もあるかと思いますが、体育館、そのほか町民グラウンド関係ですね、そのナイター関係については、私のほうで聞いているのが、コンクリート柱そのものが老朽化しているということで、かなり多額のお金が掛かるのではないかとということで、教育課のほうからは伺っているところでございます。

**○教育課長（北崎真介君）** 町民グラウンドの件に関しましては、グラウンド側に10本、テニスコート側に2本、計12本でございます。やはり、今総務課長が申しましたとおり、荷重的にちょっと問題があつてですね、LEDを設置する場合、もう支柱ごと替えなければいけないということで、1本当たり約500万円弱の見積りが上がっております。全て替えるとなると、やはり大きく見て6,000万円くらいということで考えております。

この表を見ていただいておりますのとおり、プールのほうは令和元年度で改修済と。本年度で改善センターのLED化の工事を予定しております。また、今度はB&G体育館のほうにつきましては、財団のほうとご相談申し上げながら、補助が付けば、令和3年度以降取り組みたいと思っております。その中で、問題としましては、小・中学校の体育館、これはやはりB&Gの体育館だけでも我々が概算で見いておりますのが560万円から570万円といったところで、600万円弱というところでございますので、それと同じような金額が掛かると思っております。しかし、やはりなるべく早く進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

**○3番（森山 宏君）** 今教育課長が言われたように、順次替えていくということは非

常にうれしいことではございますが、できましたら早急に。そして、LED化した場合の負荷率といいますか、荷重がと言いましたけども、水銀灯と比べて、LED化した場合には荷重が半分以下だったですかね、設備が水銀灯と比べて軽いし小さいので、普通のコンクリートパイルで良いのではないかなというふうには想像できます。

小学校の体育館の部分に関しても、もしも切れたり何たりした場合が、足場を組んでローリングキャスターなり使って交換しなければならないと。そういうのも考えますと、できれば照度の問題、ルーメンが同じ以上であれば、そのほうに早急に替えていったほうがいい、もしも破損した場合には、水銀が浮遊するというかたちになります。ですから、できましたら早急な取組を教育施設関係におきましてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、まんが美術館のほうに、前、LEDに説明したときに言ひましたけれども、まんが美術館のほうにおきまして、LEDの照明に替えますということだったんですけども、普通の照明におきましては、原画が焼けるんですね。照明焼け、こういう現象が見られます。LED化すると、その原画が焼ける比率といいますか、負担もほとんどなく、誘虫といいますか、虫が寄ってこない照明にもなっています。特に、星野富弘美術館だったですかね、とかいうところは、もう原画に当てるところはLED化されております。原画を預かる美術館は、特に、早急に取組んだほうがいいのではないかなと思ひますけども、その考えはないのでしょうか。

**○教育課長（北崎真介君）** おっしゃるとおり、いろんな那須作品といいますのは、博物館とか美術館のですね、国際博物館協会とか文化庁、照明学会などが示す屋内照明基準の中で、光に非常に敏感から比較的敏感のものというふうに分類されているということでございます。

現在、まんが美術館で使っている照明と申しますのは、主に美術館、博物館用の紫外線吸収膜付きの蛍光灯とダイクロビーム形のハロゲン電氣を使用しております。それが、普通の蛍光灯とどういふふうに違ふのかと言ひますと、作品に与える損傷係数というのがございます。これを自然光でいひますと0.480、一般蛍光灯でいひますと0.033だそうです。水銀灯になりますと、0.182となっております。現在、美術館で使用している専用蛍光灯は0.012、ダイクロビーム形のハロゲンの場合は0.011です。こちらのほうはLED型が出ておりますので、順次LED型に変更していつておりますが、そちらの数値としましては0.009となっております。こういったところで、作品に対しての損傷的なものでは非常に低いほうで展示していると思ひております。ただ、それより問題なのは、同じ展示品を長い時間展示するとか、そういったところが非常に危惧されるところでございまして、できましたらもっと効率的な使い方、そしてなるべくほかの展示を早く変えて、時間を短縮して、今やっているというような状況でございます。

**○3番（森山 宏君）** 美術館におかれましては、作品の保護に努められているということは喜ばしいことだと思います。LED照明に、LEDばかり言っているわけではないんですが、LED照明が幸野溝側線の歩道に使われております。学校橋側のほうに使われております。逆に、その後に設置されました上里線といいますか、あと今途中になっております古城線ですかね、あっちのほうにはLED照明が設置されておられません。特に、中学校に入る橋のところから、野中田かな、のほうに行く側道のほうには、整備されてから数年経過しますけれども、設置されておられません。この設置されていない理由、また、予算の都合か分かりませんが、幸野溝側線のほうには付いていたり、その違いは何でしょうか。

**○総務課長（高橋 誠君）** 幸野溝側線の溝、反対側にですね、数年前、歩道だけを設置した部分ですね、そこには新しい歩道を設置するというところで、LED照明を付けたということがございます。で、今度は中学校から出て野中田方面に行くほうですね、については、子ども議会でも生徒さんのほうからも御指摘を受けているところがございます。その歩道設置のときには、工事等もその内容についてはあるんでしょうけども、最寄りの電柱、電力会社の電柱等もちょっと遠ざかっているところもございますので、今後はですね、防犯灯、街路灯の計画の中に入れてございます。その中で設置をさせていただければと思っております。これは、今年度の予算に、確か総務課で持っている計画の中に盛り込んでいたかと認識しております。

**○3番（森山 宏君）** 電柱がないと電線がないので、電気は引かれないということは分かりますけども、多分道路沿いにはあるとは思いますが。そこは計画してあるのだったら、また早急になさってください。

最後に質問しますけども、各施設の蛍光灯と水銀灯をLED化した場合には、5割以上の節電効果があると思います。負荷率がものすごく低い施設ですので、デマンド方式であり、高電圧契約をされているキュービクルを使用した施設であります。これを、さっきのキロワットですか、あれを見直すことで、大幅な光熱の固定費が削減されると思います。固定費が削減されるということは、町が身軽になるといいますか、財政的な固定費が下がるということは、少しでも身軽になりますので、この契約見直し、よその安い新電力とかいう意味ではなくて、やっぱり地産地消で、こちらはどうしても九州電力ですので、九州電力の関係のところ、今実質これで見ますと契約をされていますので、そちらのほうとまず協議なさって、そして早急にこのデマンドの値を少しでも下げるような取組を考えておられますか。

**○総務課長（高橋 誠君）** 今後そういった照明機器もですね、取替えといいますか、交換していかなければならないと考えております。それでですね、今おっしゃいましたように、この庁舎だけを考えたところでですね、九州電力の技術の方に、ちょっと試算

をお願いしたところでございました。本庁舎のみで考えますと、250基ほどこの照明あるんですけども、それを交換した場合で、基本料、先ほどデマンドの契約もありますが、年間20万円ほど下げられるということでございます。削減効果としては15パーセントの削減は、基本料から下げられるのではないかとという机上の計算、理論値からの計算でおられます。あと、それに併せて、電気料の使用料の削減も併せてできますので、これが24万円の削減が見込まれると。合わせますと、年間44万円が、この庁舎だけの分で考えますと、できるのではないかとあります。そして、また本庁舎だけ、電気料ですけども、LED照明への交換費用でございまして、新規のLED機器の交換にした場合ですと、機器の廃棄も併せまして、580万円ほど掛かると。その250基分が580万円くらい掛かるということでございますので、先ほど申しました44万円の削減効果で見ますと、13年くらいの投資の回収年数になるのかなというところで考えております。このタブレットの表でいきますと、2,000基ほどまだLEDに替わっていないものがありますので、単純にいきますと4,600万円ほどの設備投資が初期投資として要るのかなと思います。それに併せて、先ほど言いました基本契約、使用料の削減、これを詳細にまた今後詰めて、効果がどれくらいあるのか、設備投資に対しての設備効果がどれくらいあるのかというのを、コンサル等の意見も聞きながら、していかなければならない重要な課題かなと考えております。

**○3番（森山 宏君）** 庁舎だけで年間44万円の削減効果が見込まれるということでした。そして、2,000基全部を考えたときに4,600万円くらいですか、経費が掛かると。これは初期投資ですよ。初期投資で、それにかかるのが13年、今のところの計算ではですね。これの調達、街路灯とかは、国からの助成がありました。いろんな助成が出てくるのではないかなと、これは国策で省エネのほうを言っていて、2020年問題というのも、国策の上で生じたわけです。蛍光灯器具、蛍光灯をもう作らないというのは、なっていますので、何らかの助成とか補助とかいうのが出てくるのではないかなと。それを探してくださいというわけでもないですが、何かいっぱい見て、そういうのに気付くようになさってください。もし何もないときを考えたときに、リース事業というのがあります。このリース事業というのは民間ではあるのですが、地方自治体向けのリース事業というのが、もしもあるのであればですね、そういうのも一緒に図って、民間ではなくて自治体でも契約できるのかというのも考えて進めてもらいたいと思います。

このLED化することにおきまして、本庁舎におきましても、昼間は節電に努められておりますけども、来庁された方が、昼間来ると暗いという指摘をよく受けます。この中において、もしもコストが下がるのであれば、結局負荷率も考えたときに、平日の昼間ですから、ばんばん使ってじゃないですけども、極端な話、今の1本で6本分の効果があるのですから、それをやると庁舎の中が明るくなります。それと、職員さんたちも

明るい気分になると思います。このことは、ほんとに来庁された町民の皆さんも気持ち  
が明るくなって、そして職員との会話も弾んで、あ一行って良かったな、良くしてもら  
ったなというふうになると思います。明るくしているということは、職員さん自体も会  
話が生まれたりして、日中は節電もいいんですけども、来庁される部署なりは、  
照明を、もしもLED化した場合ですよ、省エネ、削減した場合には、そういうふうに  
努めて、できれば今日からでもしてほしいんですけども、明るい庁舎、人間が暗くても  
いいので、庁舎の中は明るくしてください。明るくすることが、ほんとに職員さん同士  
の士気も高まると思います。住民さんの会話も増えると思います。それを願ひまして、  
LED化というか、デマンド方式の契約見直しでコスト削減に努めていただくようお願い  
いまして、最後に町長に聞いておかないといけなかった。10年というのは、もうリミ  
ットが決まっているんですよ。早急に考える考えはありますでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 今御質問いただきました森山議員の部分でございますけども、  
新たな政策の課題というふうに捉えまして、先ほど総務課長が答弁いたしましたように、  
基本計画、正確な実態を把握した後に、全体の部分の把握をした後に、先ほどおっしゃ  
いました国の施策ににらんだところの交付金制度をあるかもしれませんので、そこらへ  
んも活用しながらですね、整備の方向に向かっていきたいと、かように思ったところで  
ございます。

**○3番（森山 宏君）** はい、是非早急に取り組んでいただいて、固定費が下がって、  
身軽な自治体に、行政になってほしいと思います。

以上で、質問を終わります。

**○議長（倉本 豊君）** 一つ、省電力化対策について、森山議員の一般質問が終わりま  
した。

これより関連質問を許します。

**○2番（椎葉弘樹君）** 本町においては、省エネ、節電を徹底した地域づくりというの  
が、第5期の行財政改革計画、平成28年度から取り組まれています。先ほど議案説明書  
の中には、公共施設全体で3,826万円という電気料が出ていました。また、役場だけで  
いくと、2,727万円という数字でした。ただし、行革の計画を見ますと、平成29年度で  
2,522万円ということで、まずその数字の整合性が取れておりません。

そこで課長に伺います。行政改革の中では、先ほど議案説明でいただいた公共施設の  
うち、どの部分までを行革の対象にしているのかについてお尋ねします。

**○総務課長（高橋 誠君）** まず、行革の資料の、その電気料の推移の数値が違ってい  
るということで、私のほうで調べたところの電気料をちょっと執行整理簿の中から拾い  
上げてきたもので、間違いがあっているのかもしれませんが、大体この数字が実数字か  
なと思っております。行革のほうで、どの公共施設を対象にするのかということでござ

いますが、町が管理しているところがございますので、役場庁舎、保健センター、街路灯、湯〜とびあもですが、この主な公共施設で上げている部分は、外灯として取り扱っていきたいと考えております。

**○2番（椎葉弘樹君）** 現在動いております第6期の行財政改革計画には、その対象施設並びに電気料の正確な数字のところを早速更新していただければと思います。

あと、もう1点です。10年後には100パーセントのLED化を目指すということで、町長がおっしゃることで認識しております。第5期には、第5期というのは平成28年度から平成30年度の計画の中では、どこまでのLED化を進めるのかという目標値がありませんでした。また、現在の第6期の計画を見ましても、その目標値というのは示されておられません。町長に伺いますが、令和1年から令和3年までの3年間で、本町はLED化どこまでを目指す考えでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 先ほどプールの改修の際につきましても、LED化をしているところがございますので、暫定的な部分の改修のみのときのLED化というかたちが実態というかたちになっておるところでございます。先ほど答弁しましたように、今回は令和3年度までが6期の計画になろうかというふうに思っておりますけども、今回は改善センターの照明等についても、先ほど答弁しましたように改修の予定というかたちになっておりますので、先ほど森山議員の一般質問の中でも御答弁しましたように、基本計画を作るために1回コンサルのほうにお願いいたしまして、基本計画を基に今後取り組んでいきたいと、かように思っております。加えまして、先ほどの答弁と重なるかもしれませんが、国策ということでございますので、国の交付的な、補助金的な制度があるだろうというふうに思いますので、そこをにらみつけながら、非常に財政的に厳しい本町でございますので、工夫をちょっと加えさせていただきながら、何とかこの整備の方向に向かっていきたいと、かように思っているところでございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで、一つ、省電力化対策についての一般質問を終わります。

ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時47分

再開 午前11時02分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいま、日程第1、森山議員の一般質問が終わったところです。

次に、一つ、行財政改革から行政経営改革へ、椎葉議員の一般質問を許します。

**○2番（椎葉弘樹君）** 2番議員の椎葉です。行財政改革から行政経営改革へ、前例踏襲、行政常識の打破により、持続可能な行財政運営の仕組みを作るために、本一般質問を行います。

まず初めに、なぜ行政経営改革が必要なのか、昨年の町村議会常任委員長研修において、講師の先生が、役所は民間と比べて時代遅れ、多くの自治体が各施策の検証をしないまま、毎年同じことを、お金を掛けてやっていると指摘しています。私も民間企業と議員の経験から、同じことを感じるときがあります。本町は守りではなく、攻めの施策を展開しなければ、町の存続が危惧されます。スポーツに例えると、攻めがないと、引き分けか、負けしかない。限られた財源、限られた労働力を解決するには、生産性の向上しかありません。これまでのような事業や経費の削減だけでは、現状維持か衰退しかありません。貴重な税金に付加価値を付けて活用するには、組織の経営力が必要です。総合計画と総合戦略の一般質問に続き、いよいよ行財政基盤の重要な課題に着手します。

要旨の1、行財政改革の総論から質問します。町長がよく言われる「入るを量りて出ざるを制す」、これは日本航空の名誉会長、稲盛和夫氏が会長就任時に示しました経営姿勢であり、二宮金次郎氏がとった経営再建の思想でもあります。

町長にお尋ねします。「入るを量りて出ざるを制す」の解釈は、単純に収入に見合った分の支出をすることなのでしょうか。それとも、稲盛和夫氏や二宮金次郎氏が唱えた、経営に関する姿勢や思想なのでしょうか。いずれの考えかについて伺います。

**○町長（長谷和人君）** 私といたしましては、この「入るを量りて出ざるを制す」という言葉につきましては、とかく行政におきましては、支出を先に考えて、後に収入を入れるという考えを持っているところでございますけれども、そうではなくて、収入に応じて、支出に一定の限度額を設けながら、その限度の中で、支出を、計画を行うというところで、節約をできるだけ行いながら、支出を展開するというふうに、私としては解しているところでございます。

**○2番（椎葉弘樹君）** 今の答弁では、経営というキーワードは出てきませんでしたので、私が最初に問いました収入に見合った分だけの支出をすることというのが大前提で、節約をやっていくということと理解しました。

それでは、続いて、「入るを量りて出ざるを制す」ために、最重要の政策は何だとお考えでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 先ほど椎葉議員のほうから御説明もありましたように、これ日本全国の自治体がそうでございますけれども、年金、医療、介護、福祉などの社会保障費が大変増加しておるところでございます。それによりまして、町民の皆様方の負担なり、行政負担が増加しておるところというのが、一番の懸念材料でございます。加えまして、

人口減少等も起きておるといふことで、町民税の収入減少もあるところでございます。

そこらへん政策の課題対策というかたちになろうかというふうに思っておりますけども、それらが大きくのしかかりまして、現状の新しい将来に向かう自治体の経営についてもですね、危ういという表現を使っているのかどうか分かりませんが、非常に厳しい財政運営も強いられておるといふふうに私は思っている次第でございます。その結果、今後、今回コロナ対策という部分もございまして、リーマンショック以上にですね、大きな経済不況になるのではなからうかというの、同時にのしかかってきているというふうなところでございまして、そこらへんも加えながら、今後その施策あたりも展開していかなければならないのかなど、かように思っているところでございます。

**○2番（椎葉弘樹君）** 具体の施策といいますか、政策というのが、ちょっと分かりにくかったのですが、社会保障費の増大に伴って、それに対応する政策を考えているという理解でよろしいのでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 各具体的な政策は申し上げなかったところでございますけども、今起きている現象というのは、人口ビジョンから見ますと、日本国民の人口が減少していきますよと、それによって世代間に与える負担がかなり大きくなってきますという部分でございまして。そのことを申し上げたところでございまして、本町における政策課題というのは、どれどれということは申し上げませんが、既存の施設の維持管理、補修等の部分、いわゆる箱もの等が老朽化してきているという部分もございまして、新たな展開も、その維持管理、補修あたりにも負担が掛かってくるというところで、加えまして、本町におきましては、依存財源に非常に頼っている現況であるということで、人口減少、いわゆる高齢化率も非常に高くございまして、その生産年齢人口等における、いわゆる税金等の額が減ってくるという実態もあるということも含めまして、先ほど申し上げましたような社会資本の維持が困難になってくるということも大きな政策の課題の一つかなど、かように思っている次第でございます。

**○2番（椎葉弘樹君）** 私の質問は、「入るを量りて出づるを制す」ための政策、重要政策は何かという問いでした。私は、行財政改革という言葉が最初に出てくるのかなど思ったのですが、何かその明確な答えが得られなかったということ踏まえて、もう一点質問します。では、行財政改革の中において、特に力を入れたい施策は何でしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 当然、行革でいきますと、先ほども言いました依存財源の体質からいくらかでもやっぱり脱却しなければいけないというふうに思っております。収入の部分でございまして、やはり歳出部分のカット、本町におきますならば、義務的経費の部分もかなり大きなウエイトを占めておるところでございまして、そこらへんも重点的な部分として、行革の一つのキーワード、大きなポイントになってくる

のかなと、そういうふうに思っているところでございます。

**○2番（椎葉弘樹君）** 行財政改革計画の中を見ますと、1番目に行財政改革を進める上での基盤、姿勢の再構築ということで、先ほどありました定員管理の適正化、職員の体制、人材育成というのが挙げられています。また次に、町単独事業補助金の施策の再構築というのが2つ目に挙がっています。私は、町長が考える優先順位というのは、この行財政改革計画の中に表れているこの順番のかなとちょっと思っていたものですから、確認をしたところです。そこの行財政改革とのマッチングはちょっと確認をいただきたいところでございますが、その町長の基本的な考えを確認したところで、本題に入りたいと思います。

要旨の2、計画と評価結果の公表について、行財政改革の見える化について、お尋ねします。行財政改革の計画と評価結果は、第2期の平成19年度以降、町民と議会に公表されていません。平成30年12月の一般質問において、前町長に対して行財政改革の計画と評価結果を議会で説明し、町民へ情報を公表すべきでは、という問いに対し、前町長は計画の報告も併せて勉強させていただきたい、ということでした。まだ勉強レベルでした。

それを踏まえまして、課長に伺います。これまでを振り返り、行財政改革の計画と評価結果は町民に公表できていたと言えるでしょうか。

**○総務課長（高橋 誠君）** これまでの計画又は検証結果のほうを、議員の皆様、また町民の皆様にお伝えしていない、公表していない部分はあったかと思っております。ここは反省するべきところかなと思っておりますが、また今後ですね、計画を策定した段階では、町民の皆様は何らかの方法でお知らせしていかなければいけないとは思っております。

また、取組の結果のデータ、検討の結果というものをですね、公表できるものは公表していくという姿勢でいなければいけない、そういう方向で公表しなければいけない事項かなと私は考えておりますので、今後そういったものに着手していきたいと思っております。

**○2番（椎葉弘樹君）** 現在、町議会では、徹底した議会の見える化を推進しています。行財政改革の見える化を推進することで、行財政改革に対する職員の意識が向上し、町民の関心や信頼も高まると思います。第6期の平成30年度からの計画において、議会からの指摘もあり、第6期からは公表はできております。これは議会から指摘をして、公表していただいたということでもあります。

そこで、町長に伺います。行財政改革の計画と評価結果は、総務課長は公表していったほうが良いだろうということでしたが、町長としてはどのようなお考えでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 当然、私といたしましても、行革の委員さん方あたりも通じま

して、今の第6期の計画があるわけですので、公表するというふうに私も思ったところがございます。

**○2番（椎葉弘樹君）** 次に、要旨の3に入ります。事務事業の業務改善と評価方法についてです。まず、事務事業の業務改善について伺います。行政には、様々な事務事業があります。役場を代表しまして、窓口業務を持つ担当課のほうに伺っていきたいと思います。

質問内容は、事務事業において、業務改善できそうな事務事業はあるでしょうか。税務町民課と保健福祉課と教育課、この3つの担当課に伺います。答弁の内容は、そういう改善したほうが良いという項目があるのか、ないのか。あるのであれば、例えばこういうこと、こういうことという答弁で、簡潔にお願いしたいと思います。では、まず税務町民課の課長のほうよりお願いしたいと思います。

**○税務町民課長（堤田真由美君）** 事務改善ということですが、今のところは、ほとんど電算化とかになっておりますので、そちらのほうで有効にしておりますので、事務改善をするところはないと思っております。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 保健福祉課の取組としまして、窓口業務ですが、住民の方が窓口に来られたときの対応ということで考えますと、保健福祉課の窓口におきまして、いろんな申請があった場合にですね、いろんな証明書とか、そういうのが必要な場合があります。そういうときには、役場の税務町民課のほうで証明書を発行してもらって、それをまた保健センターに持ってきてもらうというような手続きが必要な場合もあります。改善と言えるか分かりませんが、そういった場合に、これまで申請に来られた住民の方に、税務町民課でこういう書類を発行して持ってきてくださいとか、口頭で伝える部分が多かったのですが、そこで保健センターから役場に行く間に、その書類の名前が曖昧になったりとかで、間違いが起こる場合もたまにあっております。そういうのを無くすために、役場と税務町民課の連絡シートみたいな、チェックシートみたいなものを作れば、そういう書類の間違いとかも減らすことができるのではないかなということが、一つ考えられると思っております。以上です。

**○教育課長（北崎真介君）** 教育課のほうでは、窓口としまして、公民館活動ですとか美術館の入場とかいろいろございますけれども、まず一番の目玉は、目玉といいますか、できましたら券売機を置きたいと思っております。それは美術館のほうに置いて、これは今の非接触というのもございますし、できればもうちょっと先にとっていたのですが、できれば前倒しして、令和3年度からお願いしたいなと今考えているところがございます。そのほかには、改修に伴うことですけれども、避難所としての機能もありますので、例えば自動ドア化にしたりとか土足にしたりとか、そういったところが、利便性を保つためにはそういうところも必要かと思っております。

それから、予約に関しましては、用紙をあらかじめお渡しして説明を先にして、窓口にいる時間帯をなるべく短くするとか、そういった工夫は今現在進めて、実際もう現実にやっているところでございます。

**○2番（椎葉弘樹君）** 私はこれをなぜ聞いたかと言いますと、日頃の業務における問題意識があるのか、ないのかというところで、確認したところでした。

税務町民課においては、今のところ問題なく、住民サービスはもう完璧に進んでいるということなのではないでしょうか。そして、保健福祉課、教育課のほうからは、改善項目が一つ、二つ、三つ挙がってきましたが、もっと検討していけば、住民サービスを向上するために、もっとたくさんの改善項目が出てくると思います。私が考えただけでも、例えば、今やっているペーパーレス化であったり、会議時間の短縮であったり、窓口業務のワンストップ化、オンライン申請、電子マネー化、電子印鑑による決裁など、あと職場間の移動時間を短縮するとか、あとは協議会や総合教育会議など、会議の見える化などなど、たくさんの項目があるわけで、日頃こういう問題意識を持っているかどうかといったところは、非常に大事なポイントになってまいります。

湯前町の定員適正化計画書では、平成27年度から事務事業の見直しを継続的に行い、業務の効率化を図るとあります。総務課長に伺います。現状、事務事業を継続的に改善する行政全体の仕組みというのはあるのでしょうか。

**○総務課長（高橋 誠君）** 平成20年代だったと思いますけども、過去に事務事業の評価に関する取組を行った経験があります。その事務事業の評価を行う事務を、個々の職員に行ってもらったところですが、その評価事務自体の作業が、時間を掛けることになって、逆に本来の事務の妨げになるような時間を費やしたというふうなことも経験してございます。そこには、やはり問題点、課題点、その仕組みを取り入れたやり方に問題があったのではないかなと思っております。かなり小さな事務まで砕いたところで事務事業を評価したというところがあるのかなと思っております。

現在、人事評価の中で行いますが、その中に業績評価というのを、ここを試験的に今取り入れる仕組みを検討して、この2年ほどやってきたところでございますが、仕組みとしては、各課の目標設定、そして各課の目標の設定に基づいて、各職員がどうこの業務を改善していこうかと、そういったものを1年かけて評価、どこまでやったか、その達成度も含めてですね、試行的にやってきたんですけども、取組としては大分改善されたかなと思うのですが、まだまだ実施する中で、課題、問題点等々ございます。あと、年間の実施スケジュール等々もまた見直さなければいけないということでございます。また、まだまだ作業の効率化、その事務事業の業績評価をする上での簡素化もちょっと重要なところで、担当係長とも話してございます。

この事務事業の評価、業績評価も含めましてですね、重要なツールではないかなと今

後思っております、その改善策、また今やってきたことの改善をですね、ほかの自治体の優良事例も参考にしながら、この改善に向けた取組もやっていきたいということで、担当係長と話しておるところでございます。

**○2番（椎葉弘樹君）** 私が15年以上前に勤めていましたある民間企業では、この業務改善施策というのを、会社、組織全体で取り組んでおりました、その発表会であったり、表彰であったり、そういったところを、もう既に民間は大分前から動いておりました。

議会においては、議会改革調査特別委員会を立ち上げて、様々な業務改善に努めてきました。内容は、議会だより5月号で示したとおりです。町のホームページのリニューアルあるいは町SNS活用も、議会から5年にわたり提案してきたものです。事務事業の業務改善を継続的に取り組む仕組みができれば、行政の生産性が高まり、町民サービスも向上します。

そこで、町長に伺います。事務事業の業務改善を行政全体で取り組む仕組み、これをしっかりと確立していく考えはないでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 他の自治体におきましての評価、検証システムといいますか、それを今運営されておられる自治体もあるというのも私承知しておるところでございます。今後、今御指摘の部分につきましても、当然、私の表現でいくのはちょっとおかしいかもしれませんが、PDCAの部分のサイクルシステムといいますかね、その部分については、これまで以上にやっぱり精査をしながら、そして来年度に向かっていくという部分が一番大事なのかなと、キーポイントではないのかなというふうにも思っております。そのためにも、先ほど課長が言いましたように、過去にそういうふうな評価自体も行われたわけでございますが、相当手間と時間が掛かったということで、その評価の在り方、考え方、それから経費の問題等もございましたので、十分そこらへんはですね、今後の課題というかたちで持たせていただきながら、前に進めていければというふうに私としても思っている次第でございます。大変重要な部分というふうに私も認識しているところでございます。

**○2番（椎葉弘樹君）** 当時の取組について、時間や手間が掛かったといったところは、これはやり方があまりよろしくなかったということだと思いますので、是非、先進事例等を参考にしながら、前向きに役場全体で業務改善をしていく仕組みを検討していただき、それを継続的にやれる仕組みを実際に作っていただければと思うところです。

次に、事務事業の評価方法についてお尋ねします。これまでの行財政改革計画を振り返り、どこまで改革するのか、目的や目標が具体的に示されているのでしょうか。先ほどの森山議員の質問の中でも、LEDがどこまで、この3年間で目標を達成していくのかという目標値がないというところも含めて、全体的にこの目標値というのが示されてい

ないなというふうに感じたところです。経常収支比率や健康寿命など、一部の数値目標はあるところではありますが、それ以外の数値目標がないと感じています。

そこで、総務課長に伺います。これまでの行財政改革計画において、各施策の目的と数値目標は明確に設定できていると言えるでしょうか。

**○総務課長（高橋 誠君）** 目標設定、目標管理、数値的に目標を定められるものは定める、それ以外のものは、定められないものは、目標的な数値目標がですね、ちょっと定めにくいものがあつたのではないかなと思っております。できる限り、この数値的な目標、現状値と目標を、ちょっと載せられるところは載せていく努力は必要かなと思っております。

**○2番（椎葉弘樹君）** 課長に再度お尋ねしますが、そもそもこの事務事業を検証する上で、各課共通での仕組みというのは、今あるのでしょうか。例えば、何とか事業、何とか事業といったところの、それぞれの事業において、検証する共通の仕組みというのはあるのでしょうか。

**○総務課長（高橋 誠君）** 今現在、明確な仕組みというのはないのですが、ただ、今人事評価の中で、先ほど申しましたように、業績評価という仕組みを取り入れようというところで、試行的にやっています。その中で、課の目標を持って、課のどの施策、どの事業を初期に設定して、それをいつまでに達成しましょう、というふうな仕組みづくりを今やっているところをございまして、その試行的なところを、今の段階で、その中で課題が今見えてきております。それを有効な、この事務事業の評価とつなぎ合わせてですね、業務改善、また事業改善につなげられればいいかなと思っております。今、試行段階でやっているところをございます。

**○2番（椎葉弘樹君）** その試行段階でやられている事業検証・事業評価の仕組みができれば、私達議会議員は事業のチェックというのは、非常にやりやすくなります。今現在は、職員さんからのヒアリングであつたり、過去の資料を全部開きなおして、どういうデータだったのかというのを全部調査する莫大な時間が掛かっております。しかも、事業においては、町民の方が、どこまで進捗具合が進んでいるのかという進捗状況把握も今はできておりませんし、その公表もできておりません。

そこで、私はよその自治体でも取り入れている事業評価をする仕組み、すなわち事業評価シート、A4一枚くらいにまとめてあるものです。これを提案したいと思います。この事業評価シートには、各事業が、どの戦略、どの施策に基づくものなのか、これ町長がよく言われる財源の紐付けに当たるところでもあります。あと、事業の目標、年度ごとの予算、評価内容、そして来期の対応、要はP D C AのうちのC Aを強化する意味でも、この事業評価シートというのは非常に有効だと感じております。

そこで、町長にお尋ねします。各課共通の事業評価の仕組み、今試行段階と聞いてい

ますが、本町でも本格的に導入する考えはないでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 今椎葉議員、事業評価シートでしたかね、というのは同じでございますので、後ほどその事業評価シートの部分を見せていただきまして、そこを参考にさせていただきながら、簡易であればですね、可能かなというふうに思います。ちょっと今思いましたのが、例えば、事業ごとに、その部分が、過去5年間のうち、どんな事業をやってきたか、そして事業費がどれだけ使われているかどうか、そして将来的に向こう2年か3年間にどうなるのかと、そういうふうな内容かなというふうに、ちょっと申し訳ございません、分かりませんのであれなんですけども、そういうプロセスの下での評価なのかなというふうに思ったところでございますので、当然、私としても前向きに、先ほど答弁しましたように、この分については、シートあたりも今見せていただくということでございますので、使わせていただきまして、前向きにその部分についてはやりたいというふうに思っているところでございます。

**○2番（椎葉弘樹君）** 次に、要旨の4、第6期行財政改革の検証についてお尋ねします。行財政改革計画の中に、定住促進と人口流出の抑制というものが追加されています。

総務課長に伺います。定住促進と人口流出の抑制は、行財政改革計画の中で取り組む施策なのでしょうか。

**○総務課長（高橋 誠君）** この部分を取り入れさせていただいた理由としては、まず町税としての収入を見たとき、特に町民税と固定資産税等々ですね、収入が低い本町においては、定住促進、人口流出を抑制する取組の一つとして、その町民税、町税をですね、増やす、また維持させる、その本町の町税をいくらかでも伸ばす施策につながる意味を含んでいることで、載せさせていただきました。その施策の一つであると認識しているところでございます。

**○2番（椎葉弘樹君）** 第6期の計画書のその該当部分を見ましても、今の答弁なのかっていったところは読み取りづらい、読み取れないと考えております。もしそれを行財政改革として取り組むのであれば、人口を何人増やして、固定資産をどうするか、具体的な数値目標であったり、目的を示してもらわないと、これは、行財政の施策としてはふさわしくないのかなと思っております。しかも、本町の人口は減少の一途をたどるということになっておりますので、その中において、じゃあどういう行革の観点が必要なのか、そこは検討の余地があるのかなと思っておりますので、余り何でもかんでも入れるのではなく、行革の中では、選択と集中で絞って、事業を集中投資して、改善をしていく必要があるのかなと思っております。また、この部分は、もともと総合戦略のほうでも対応しておりますので、総合戦略の中で、まずしっかりと対策をとっていきかなと思っておりますので、総務課長におかれましては、この行革の中で本当に入れるのか、入れないのかといったところは、確認をしていただければと思います。

あと、第6期の行財政改革計画は1年が経過しました。この第6期行財政改革の進捗状況や検証結果を、町民や議会に公表しない理由というのは何かあるのでしょうか。

**○総務課長（高橋 誠君）** 公表しないわけではございませんが、説明的にですね、データ等の整理と、あとその財政関係の検証資料、そういったものについては、お示しできるものを整理して、今後は公表に努めたいと思っております。

**○2番（椎葉弘樹君）** 昨年6月の一般質問におきまして、今後の行財政改革の、そのPDCAの経過報告、計画の見直しを毎年度行う考えは、という問いに対して、町長からは、年度の終了後に計画の精査、検証はしないといけない、という答弁をいただいております。第6期行財政改革の進捗状況や検証結果を公表する考えについて、町長に伺います。

**○町長（長谷和人君）** 第6期の行財政改革ということでございますので、ようやく5月で出納整理期間も終了したところでございます。主だった財政支出等の部分、早期健全基準とかというのもございますので、そういう部分についての見える化の部分については、担当のほうに私のほうで命令させて、早速公表させるような段取りをさせていきたいと、かように思っているところでございます。

**○2番（椎葉弘樹君）** この行財政改革で取り組むべき項目としては、先ほど提案しました事務事業の改善以外にも、例えばふるさと納税であったり、公共施設マネジメント、各種協議会の見直し、指定管理の在り方、高額な計画策定の見直し、などなどあります。その中でも特に、この公共施設マネジメント、先ほど町長のほうから、施設の維持管理等、相当な金額が掛かるということもありまして、この公共施設のマネジメントの重要性というのが課題だと認識しております。この公共施設マネジメントというのは、公共施設の未使用時間を分析して、利用率や利便性をより高めるための運営管理です。公共施設の統廃合も含まれます。

昨年の11月、上球磨町村議会議員研修で、公共施設マネジメントの研修を受講し、教育長と総務課長においても出席されております。その後、金子議員の一般質問で、総務課長の答弁においても、公共施設は管理方法や使用も考えていくという旨の答弁をいただいております。現在、中学校改修に1億円以上、改善センター改修に1億6,000万円以上、湯楽里改修に3億円以上など、現状機能の維持を基本とした改修が進んでいるところです。

そこで、総務課長にお尋ねします。公共施設マネジメントの検討はできているのでしょうか。

**○総務課長（高橋 誠君）** 公共施設等の総合管理計画に基づいて、基づいてといたしますか、そのところで現状の今の建築系の公共施設等々ですね、建て替えた場合のお金をまとめたところでございます。それではちょっと本町の財政では賄えないというところ

ろもございますし、また長寿命化を図るという観点を持って進めさせていただく。そのためには、施設ごとの個別計画も策定しながら進めていく。そして、またこの公共施設関係は5年ごとくらい、5年ごとで見直しをして、その施設の有効な利用、利用度、統廃合、将来にわたっての必要性等を行う。

また、その施設の用途といいますか、用途の変更、利用をしていく、また役目を終えたものは、もうお金を掛けないよというふうな考え方をしていかなければならないと思っておりますが、またその検討を実際今行って、タイムリーに行っているかというのと、違いますけれども、まず施設ごとの個別計画によって長寿命化を図る、そういったところの精査をさせていかなければいけないと考えておるところでございますが、実際にうまく検討をしているかというのと、まだまだ不十分なところがあるのかなと思っております。

**○2番（椎葉弘樹君）** 現状の公共施設等維持管理計画等は、あと個別計画もそうですが、現状維持の計画書となっております。公共施設マネジメントというのは、そうではなくて、その未使用時間を分析したりして、利用率や利便性をより高めて、施設をどういうふうに作り変えていこうかというものでありますので、この検討というのは、いろんな施設で今後必要になってくると思っております。

例えば、役場庁舎をどういうふうに通利便性を高めていくのか、まんが美術館、今のレイアウト、部屋の広さでいいのかとか、社協湯愛の老朽化もありますし、消防団の詰所も今の数必要なのか、小・中学校校舎の統合や、体育館、プールの使用なども今後考えていかななくてはなりません。広報ゆのまえ5月号において、町長も、未来へジャンプの後に、将来の世代に負担を掛けないということで示されています。

町長にお尋ねします。行財政改革の項目として、この公共施設マネジメントという施策を追加する考えはないでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 今公共施設のマネジメントということで、私もちょっとこの世界の部分については、申し訳ございません、よく承知していない部分がありますので、大変申し訳ないところがあるわけでございますけれども、これまで公共施設等の総合管理計画ということで、その計画分があったということで、建物だけでも166億円、それに土木あたりも加えますと346億円ほど、新しくする、維持していくためにもそれだけの経費が必要になってくるという部分がございます関係で、私といたしましては、1期4年間におきましては、所信表明で述べさせていただいておりますけれども、修復という言葉を使わせていただいております、現状の施設を長寿命化させるという方向で、実は私としては動かさせていただいているところでございます。

御指摘の部分のマネジメントにつきましても、ちょっと調べさせていただきまして、どういったふうな内容の部分かというのもちょっと申し訳ございません、分からない部分

がございますので、調べさせていただきまして、善処させていただければというふうに思っているところでございます。

**○2番（椎葉弘樹君）** もう一点町長にお尋ねします。これまで第6期の計画の検証ということで、何点か確認してまいりました。これらの内容を、第6期行財政改革の計画に反映して、見直す考えはないでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 現状の、来年度でございましたかね、令和3年度までの行革の中に、今御質問いただいている部分を付け加えろということによろしいんですかね、計画として。その変更かと。全体的な見直しというふうなことでございますか。目標が来年度までということでしたので、いったん来年度が結局策定年度というかたちになろうというふうに思いますので、今御質問いただきました分については、できましたら来年度の策定時期に、ちょっと1年遅れるかもしれませんが、検討を加えさせていただければというふうに思っているところでございます。

**○2番（椎葉弘樹君）** 行政で作られる計画書というのは、あまりよろしくないのが、その節目、節目でしか改定されないということだと思います。民間の企業においては、この計画を作ったら、その都度、その都度見直しながら、事業を進めていくのが当たり前の世界なのですが、行政においては、一回計画を作ったら、それで年度が経過するまで終わり、もう改定はしないということに来ていました。それでは、これからの時代はだめだと思います。やっぱり、必要に応じて臨機応変に計画を見直しながら、事業をPDCAの、特にCとA、要は検証して改善をしていく、この部分を強化していかないといけないかなと思っています。

改めまして、町長にお尋ねします。この行財政改革からですね、まず計画書の見直しを必要に応じてやっていくという考えは、やっぱり来年度、満了を迎えるまでやらないのか、それとも目標値等がないところは速やかに入れて、そして公共施設マネジメントも必要だったら入れてというように、スピーディーな対応をとられていくのか、その第6期行財政改革の見直しをやる考えはないのかについて伺います。

**○町長（長谷和人君）** 数値化の今出ている部分もございますし、それから項目も限定されております。今椎葉議員の御質問の中身の部分で、追加なり、それから変更という部分もあろうかなというふうにも思っております。加えまして、最後の公共施設のマネジメントというの、そこに入ってくるのかなというふうに思っているところでございますので、十分、私、今椎葉議員おっしゃっていることも理解しておるところでございますので、加えたとしても、変更して、その中に入ったとしても、その部分についての十分な認識あたりが結局できないと、今回あと一年の計画の中で、それが反映できるかどうかというの、ちょっと分からない部分がございます。あと残り一年でございまして。

そこで結局最後に出てくるのが、令和3年度で終わったときに、その途中で変更したときのやつが、それに十分反応ができたかどうかという、ちょっと言い方おかしいかもしれませんが、どうも行政というのはのろまな部分がございます、その前の年度でそういうふうに変更したから、すぐ次の年にそれがぼっと反映できるか、数字ができるかどうか、そういうのもちょっと実は私、疑問に今思ったものですから、策定年度のと きにお願いできないかといった意味でございました。

**○2番（椎葉弘樹君）** 私が今回一般質問しているのは正にその部分で、前例踏襲、行政常識の打破ということで質問をしております。今までの行政常識や前例踏襲ではだめだと、私はこの一般質問で言っております。特に、総合計画であったり、総合戦略、これも作って5年間そのまま、本当は、総合戦略は検証はして、見直しが必要なのに全然修正もされない、そういったやり方を見直していきませんかという提案なのです。したがって、まず身近なこの行財政改革のほうから、できる部分は速やかに修正をかけながら、PDCAをぐるぐる回していく、そういう考えはないのでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 先ほど、今の数値目標等もある部分がございます。そこらへんのところは、今担ったところでの数値は、私としては先ほど答弁しましたように、可能なのではないかとこのように思っております。ただ、新しい部分の項目が加えられたところについては、先ほど言いましたように、今年もしやっとなとしても、来年度にそれが反映できたかどうかというのが分からないので、ゴースタートということであれば、新しい策定年度に合わせながら、新しい項目も入れたらどうだろうかということで、今二段方式で、私お答えしたところでございました。

**○2番（椎葉弘樹君）** これ以上この質問を繰り返しても、多分同じ答弁が返ってくると思いますので、スピード感をもうちょっと持たなくてはいけないという問題意識は持っていたきたいと思いますし、私はこの計画については見直す、PDCAを回しながら改定をしていくというのを、これからはしっかりと追求してまいります。

最後の要旨、5番です。生産性の高い行政経営を図るということについて、まず行財政改革や行政経営の意識付けを行う人材育成についてお尋ねします。平成30年から令和元年、直近2年間の研修受講状況は、令和元年8月に総務課職員2人が一度だけ受講されています。

そこで、総務課長にお尋ねします。経営や改革に関する人材育成は、十分取り組んでいると言えますでしょうか。

**○総務課長（高橋 誠君）** 経営視点に立った研修、コスト意識を持つ職員のリーダーを作るという件で、人材育成をしていくのは非常に重要な部分かなと思っております。そういった研修のメニューも、各研修制度、いろんな機関での研修制度メニューありますけれども、そういったものには自ら手を挙げて研修に参加していただくことが大事か

など思っております。その開催時期等もありますし、職員の繁忙期もあります。その研修をするタイミングもあるかと思えます。それについても、今後職員の参加希望も取りながら、参加を促したい、受講を促したいと考えております。それ以外に、各職員、それ以外の専門的なスキルを求めて受講に行っておられますので、その中でまた経営感覚等も養われることもあるかなと思っておりますので、特に議員言われるように、経営視点に特化した研修というのも積極的に参加していただきたいと考えております。

**○2番（椎葉弘樹君）** 職員の定員適正化計画書では、職員の業務遂行能力の向上を目指すかとあります。行財政改革計画書では、効率的な行政サービス提供に向けた人材育成の推進とあります。ところが、いずれの計画も抽象的で、何をどうするという具体の取組が書かれていません。町長の施政方針で、人材育成の取組で、効率的・効果的な町政運営に努めると言われています。

そこで、町長にお尋ねします。今後、経営や改革に関する人材育成を、行財政改革計画の中で具体的に示し、積極的に投資をしていく考えはないでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 私といたしましても、希少な職員の適正配置を見ながらですね、ボトムアップしていただくというのは正しくそのとおりでございまして、当然、その職員が持っているスキルをやっぱりアップするためにも、研修にも行っていただきたいと、かように私は思っております。最近、県庁あたりの出向も実は今ございません。希望も取っているところでもありません。加えまして、自治大学にも最近は行っておりません。そこらへんも踏まえながら、職員のボトムアップを何とかしてやっていながら、町のいわゆる行政の運営にも役立てるという方向でいきたいというふうに私としても思っておりますし、その分に対しての応分の負担も出てくるかと思えますけども、未来の人づくりという意味合いからいきますと、そこにつきましても十分投資をしていかなければならないと、かように思っているところでございます。

**○2番（椎葉弘樹君）** 経営の神様である松下幸之助さんも、事業は人なりと言われております。是非この人材育成、特に経営や改革に長けた人材を育成する方向に、時間を割いてでも、経費を割いてでも投資をしていただきたいと思えます。

次に、定員の適正化についてです。湯前町の定員適正化計画書では、平成27年度から指定管理者制度導入や民間委託を推進、今後も事業のスリム化や施設管理運営の合理化に努めるとあります。しかし、具体の取組が示されていません。

総務課長にお尋ねします。以前質問しました民間でできるものは民間で、という検討はできていますでしょうか。

**○総務課長（高橋 誠君）** 指定管理制度等々で、これまでグリーンパレス公園だったり、駅前交流センター、レールウイング等々も指定管理してきております。民間委託のかたちにシフトしていているものが、そういった施設管理かなと思っております。ま

た、学校給食部門でも調理部門は民間に委託、そして水道検針等もシルバー人材センターに委託というふうなところで、そういった直営でやっていた部分を民間に委託している部分がございます。それ以上に、また今後委託できるものは委託していかなければいけないと思っております。

例えば、総務課のほうでも、IP告知端末の修繕、インターネットの不具合に、総務課職員が出向いているものがあります。これについても、近年老朽化も含めまして、ちょっとそれに対応する時間が多くなった、回数も多くなったというところもございます。そういったものも、業務委託、民間に委託して改善できないかということも、担当とも必要だと認識して考えているところもございまして、ただ現実的にそういった委託先があるのかどうかも含めて精査していかなければならないし、その委託の構築の設計もしなくてはいけない、単価の設定とかですね、そういったものもしていかなければいけないというところで認識しておりますが、そういった具体的な民間委託が、総務課の今言った事業だけでなく、そういったものは各課でまた考えていかなくてはいけない、現実的に今進んでいるかと言われれば、進んでいない状況、不十分である状況だと認識しております。

**○2番（椎葉弘樹君）** 先ほど、ICTの話も出ましたが、そのICT関連であったり、まんが美術館、空き家管理など、民間委託ができないか、平成26年12月、平成29年9月、平成30年9月の一般質問で、議会から提案してきました。検討結果がまだ示されていないという状況です。

そこで、町長にお尋ねします。議会から提案している、民間でできるものは民間で、という検討、ICT関連やまんが美術館、空き家管理などなど、行政事務の民間委託について、検討結果をそろそろ返していただく考えはないでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** これまで指定管理という方法を使いまして、民間委託の推進等も実は行ってきたところでございます。それになっていない部分、今御指摘の部分もございまして、今後民間活力を活用した場合には、効率的・効果的と判断されるものについては、御指摘のとおり、その活用ということで、業務委託なり、人材派遣あたりもあるのかなというふうにも思っておりますので、ちょっと今3回ほど、これまで議会の御指摘があったというふうなお話でございまして、そこらへんもちょっと確認させていただきまして、お答え可能な部分につきましては、早急に検討して、お返しさせていただくということで答弁させていただきます。

**○議長（倉本 豊君）** ここで、昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時59分

再開 午後 0時59分

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいま、一つ、行財政改革から行政経営改革へ、椎葉議員の一般質問の途中です。発言を許します。

**○2番（椎葉弘樹君）** 一般質問のタイトルは、行財政改革から行政経営改革へ、ということで、午前中の続きからいかせていただきます。

午前中は、民間でできるものは民間でという施設ごとの方向性について、検討結果を返していただくというところまで質問をしていました。一方、民間でできない部分は行政で取り組まなければなりません。長年、同じ部署の仕事に精通すると、異動されては困る存在になります。広報誌の協会賞7年連続やB&Gの特A10年連続などの表彰は、とても素晴らしい成果であります。しかし、小さい自治体において長きにわたり同じ職務に就くことは、チームの生産性として果たして良いことなのでしょうか。

そこで、町長にお尋ねします。長期間に及び、同じ職務に就く職員がいることを、どのようにお考えでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 今2つほど事例を言われたところでございますけども、経営計画の生産性という言葉を使っていいのか分かりませんが、そこにいることによって、無難に業務のほうはこなしていただいたと、効率性からいくと非常に良い面の部分があったというふうに思っております。そして、午前中の椎葉議員の御質問の中にもあったわけでございますけども、新たな人材をやっぱり求めるところにいきますと、ローテーションをかけながら、どこの部署に行ったとしても、その部署のニーズに合ったかたちの人材も育成していかなければならないというふうにも思ったところでございます。

私も、自分のことを言ったらどうかもしれませんけども、職員時代におきまして、長きにわたりまして部署にいたところでございますけども、そのときには、逆にその分野におきます、県なり、他町村との分野の中で、その分野に関しまして、専門的な知識も逆に得られたというメリットもあったところでございます。そういうのも含みながら、十分今後もそういうかたちを捉えながらもですね、今後対応していかなければならないのかなというふうにも思うところでございます。

**○2番（椎葉弘樹君）** 現在の定員適正化計画書の中には、今町長の述べられたところの考えの部分というのは具体的に示されておりませんので、これについても課題として、もしくは方向性として、この計画書の中に記載していただければと思います。

あと、毎年度行われる職員との面接において、面接シートの中に希望部署を確認する項目がなく、希望があれば、備考欄に書くスペースはあると伺っております。やりがいのある職務に就くことで、ストレスを軽減し、生産性も向上できます。

町長に伺います。職員が希望する部署を 100 パーセント実現するのは難しいですが、まずは希望する部署を毎年度確認する方法について、具体の考えはないでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** これまで本町におきましては、人事評価等におきます分野の中で、その項目があったところがございますけども、一般的に異動希望調書というのでしょうか、これが、これまではなかったところがございます。今回、私のほうで総務課長に命令いたしまして、他町村の事例をちょっと調べてくれというふうなことで、実は動いた矢先でございまして、今その質問が来たところがございます。今議員もおっしゃったように、その異動の希望調書を取ったから 100 パーセントパーフェクトな、いわゆる職員が望むような人事は絶対できないところがございますし、加えまして、その部署に合っこそ、その組織の中が、例えば、その課が成り立つという部分もございますので、その時点におけるその職員の、いわゆるスキルあたりが、どうそこにあるのか、パワーがそこにどう合っているのかどうか、そこらへんも見ながら、異動をかけなくてはいけないのかなというふうにも思っておるところでございます。

ちなみに、私、昨年5月から町政を預らせていただいたのですが、1年間、実は異動を行ってこなかったわけがございますけども、この1年掛けまして、実はその職員のその課におけます働きぶりといいますか、業務あたりも、実はずっと見させていたいただきまして、今回ようやく4月1日付で異動をしたわけがございますが、約4割の職員を異動させております。先ほど出ました部分の事例も、昇格辞令なり、あと1人の部分はそのままおったところがございますけども、部署内の異動をかけたりというふうなかたちで、工夫はさせていただいたところがございます。そのようなかたちで、今後人事育成、職員の育成関係については行っていきたいというふうに思っているところがございます。

**○2番（椎葉弘樹君）** あと、先日、窓口業務におきまして、私自身の世帯主の変更手続を行ったわけですが、そのときに、担当者の方から分かりやすく丁寧な御対応をいただきました。その中で気づいたのは、一つの窓口業務において、戸籍担当、税務担当、上下水道担当の3の方がそれぞれ対応をされたことです。湯前町定員適正化計画書では、平成27年度から、少人数で柔軟な対応ができる体制の導入も検討するとあります。

総務課長にお尋ねします。少人数で柔軟な対応ができる体制の導入、この検討は進んでいるのでしょうか。

**○総務課長（高橋 誠君）** 今椎葉議員の体験を元にされたところがございます。各部署、各部署、専門的に、小さなところのスキルを持った人間でないと説明できない部分があるかと思えます。そういった場合には、やはり少人数、2人、3人とする場面もあったかと思えます。今後そういったいろんな知識を職員も身に付けなければいけない、そういった窓口業務ができるようなスキルも身に付けなければならぬのは重々分かっ

ているところがございますが、実際に私がそこで説明できるかと言ったら、私もできません。そこはまた、少人数で説明ができるものとできない業務というのが多分あると思いますので、それができているか、できていないかという現状を見ますと、できていないのかなと思います。

**○2番（椎葉弘樹君）** 先ほどの事例から言うと、対策はワンストップ窓口ということになるわけですが、やはりその前提となるのはローテーション研修となってまいりますので、是非、町長がさっき御答弁されましたように、積極的なローテーションをかけながら、生産性の向上が高まるような、窓口対応を含めた体制の確立を目指していただければと思います。

あと、先ほど申しました定員適正化計画書は、毎回同じ内容が示されています。第5次と第6次の定員適正化計画書、これは瓜二つの内容です。要は、余り変わってないということです。

町長にお尋ねします。定員の適正化の中で、目玉となる施策は何なのか、これについて伺います。

**○町長（長谷和人君）** 目玉というポイントでの御質問でございますけども、一つには、本町の場合につきましては、その数字上で出てきております、今65人でございますか、このバランス、65人を見ながら、そしてこれまで退職者に伴います若手の職員を実は採用してきたおったということで、この定員管理を守ることによりまして、人件費の削減といえますか、の部分もございまして、それから組織の若返りというものもその中に含まれておったのではないかなというふうにも思っております。

ただ、今御指摘がございまして第5次も第6次も一緒だというふうなことでございますけども、私が今思ったところはそういう部分がございますし、加えまして、この定員管理、実は合併後に、ちょっと話が質問とずれるところがあるかもしれませんが、合併後に自立しました後、実は総務省のほうから、この定員管理については、あの当時15パーセントくらいでしたか、カットしなさいというふうなお触れが出まして、当時80何名だったのでしょうか、それが実は、数字上65名になってしまったというところが、実はキーポイントとなっておりますということでございます。かなりそこは厳しい情勢の中での、いわゆる合理化の一つであったと。そこは、退職者の補充を行わずにここまで来て、やっと65名が達成できているというところもあるということも、椎葉議員御理解いただければというところがございます。

**○2番（椎葉弘樹君）** その65人の部分に触れますと、今年度からは、会計年度任用職員さんが30人弱、26人から28人、変動しておりますが、当初は26人いらっしゃいました。今後5年間、この定員適正化の意味合いからして、このバランスをどのように考えておられるのか、実は、この令和2年から始まった定員適正化計画の第6次、この中に

は、会計年度任用職員の話は一切出てきておりません。

そこで、町長にお尋ねします。今後5年間、常勤60人と会計年度任用職員30人弱のバランスを、どのように調整していく考えでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 今御質問ございました定員管理適正化の中には、その文章は入っていないところがございますけれども、効率的な行政サービス提供における職員体制の人事育成の推進という中で、実は地方公務員法の改正の部分に触れておりまして、この会計年度任用職員について、4月から移行されますということで、ここで人件費の増加を抑制する考え方も含めて、制度の導入を行いますというふうな文章も、実は入っているところがございます。

さて、今御質問がございました中の部分でございますけれども、今回、横すべりさせていただいております。と言いますのが、もともとの非常勤職員制度の中の職員様を、同じ人が来ているかどうかは別にいたしまして、制度上、今回は会計年度任用職員制度を使いまして数を確保したという部分でございますので、現状、行政ニーズが膨らまない限りは、これまでの数値をそのまま、人数を使わせていただいて、行政のほうを動かしていくということで、基本的には思っている次第でございます。

**○2番（椎葉弘樹君）** この第6次の定員適正化計画の中には、職員ローテーションの在り方であったり、会計年度任用職員も含めた職員数や組織体制の更新、あと目玉となる、先ほど確認しました施策や数値目標などを示す必要があると考えております。第5次と第6次、瓜二つであってはならないと思っております。令和2年度から始まった計画は、長谷町長のカラーを出した定員適正化の計画でなくてはならないと思っております。

そこで、町長にお尋ねします。令和2年度に策定したばかりの第6次定員適正化計画を、早速、瓜二つではなく、長谷町長独自のカラーを出した計画に見直す考えはないでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 御指摘の部分、定員適正化の部分にですね、今の実態に即しまして、それから将来的にどうなるかという部分もございますけれども、うたい文句をちょっと変えさせていただきたいというふうに思います。

**○2番（椎葉弘樹君）** 次に、KPIの活用についてです。KPIとは、パフォーマンスを計る指標です。本来、組織や個人の仕事のパフォーマンスを明らかにするための重要な指標でありまして、総合戦略にも導入されています。

総務課長に伺います。総合戦略で導入しているKPIを、行財政改革計画に導入できないでしょうか。

**○総務課長（高橋 誠君）** KPIの活用については、重々重要性、その必要性は、総合計画、総合戦略等含めまして、大事だなどと思っております。また、この行財政改革計

画、またそういったものにも活用できないかというのは、今後必要な検討事項ではないかなと思っております。まだ、今のところ未検討でございますので、今後ほかの自治体の優良事例も参考にさせていただきたい、調査して参考にさせていただきたいなと思っております。改革できるものは改革していかなければならない重要なことだと考えております。

**○2番（椎葉弘樹君）** このK P Iの設定ができれば、目的や数値目標が明確になり、組織や個人は目標達成に向けて取り組むようになります。

町長にお尋ねします。この人事評価に、業績評価に、K P Iの達成度を業績評価として関連づけることはできないのでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 椎葉議員、申し訳ございません。私、今御質問の部分がちょっと理解できない部分が、ちょっと理解しなかったというところがあるので、御質問に答えられていなかった部分もあるかもしれませんけども、2つの意味が実はそこにあったのかなというふうに、今ちょっと理解したところでございます。おっしゃるように、この定員管理の部分につきましては、当然K P Iも必要だろうというふうに思いますので、そこは善処させていただくということで、お答えさせていただきたいというふうに思います。

ちなみに、65人でずっと動いてきたわけでございますけども、本町のモデルというのが、実は総務省の部分にございまして、その町村ごとのタイプがございまして、それでいくと、多分65人か、もう少し多い数の部分の職員数になるのではないかなと、間違っておる可能性もありますけども、私が以前持っていた数値でございまして、記憶でございまして、間違っておる可能性があるかもしれませんけども、ほかの自治体の、本町と同類のモデルからいきますと、多分少なかつたのではなからうかと、そういうのも、今御指摘いただいておりますK P Iにもあるのかなというふうに思った次第でございまして。

**○2番（椎葉弘樹君）** なぜ、このK P Iと業績評価というのを連動できないかという提案をしたかと言いますと、この目標が達成できなくても、今のところ何の責任もないわけで、それを次の計画で、現状維持や下方修正にすればというところで、今総合戦略のほうは動いております。その責任の所在であったり、達成感、職員さんが目標を達成できたんだという、そこに評価をしてあげることが、民間企業では実際やられています。したがって、自分たちの仕事、その結果に反映できる仕組みというのも、やりがいという意味で必要だと思っておりますので、その部分については、ほかの自治体や民間の動向等も御確認いただき、そのK P Iもしくはその数値目標というのと、業績評価が連動できないかというところは、御検討いただければと思うのですが、町長いかがでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** すいません、椎葉議員、大変高度な部分で、今連動させるという、先ほどそれを私言ったわけでございまして、そこらへん可能なかどうかという、ちょっと今の時点で私もよく理解していなかったということがございますので、改めてそこはですね、ちょっと総務課長とも十分協議させていただきたいと思います。すいません、ちょっと理解不足でございました。申し訳ございません。

**○2番（椎葉弘樹君）** 最後の総括に入ります。湯前町行政改革推進本部、これ、町のほうで設置される、設置要綱は昭和60年に制定されております。行財政改革の第2期、第4期、第6期は、副町長が不在で、総務課長がワントップで行政改革推進本部の本部長を務められています。現在も、高橋総務課長が本部長として動かれていると思います。特に、第4期以降の行財政改革計画書は、前例踏襲で、少々文字を変更した計画書の内容になっております。第6期の会議数は3回とのことで報告を受けましたが、それ以前の、第5期以前の会議内容、会議回数などは不明です。長谷町長は、ちなみに第4期と第5期で本部長を務められていると認識しております。

そこで、町長に伺います。行財政改革推進本部の過去の活動を振り返りまして、現状、課題等はないのでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 課題ということでの御質問でございますけども、大変たくさんあると、さっきからずっと御質問がございますように、各項目におきます分野におきましてのいろんな施策の部分の中で、削減効果なりを挙げた部分がございます、それが100パーセント計画どおりにはいかなかったという部分も実はありますし、ただ側面といたしまして、これ冒頭申し上げれば良かったのかもしれませんが、第1期の行財政改革から第5期までの部分を、これ総括させていただきましてでございますけども、当時、基金あたりが10億円くらいしかなかったのが、当時20億円を超えたんですけども、今ちょっと減っておりますが20億円、それ以上基金を造成することも可能になったと。加えまして、その時点におきます起債の部分でございますけども、多分40億円を超えるような額だったと思うんですけども、これも23億円、24億円くらいまでに減ったということで、これも総合計画の見直しで、ハード事業なりの部分を後年度にずっとずらして持ってきたという部分も実は側面としてあると、良い結果もそこに生まれたということでございます。それから、今、逆に経常収支比率あたりが実は高くなってございますけども、いったん、84、85パーセントくらいまで下がったんですけども、実は緩みがかかってしまって、今は90パーセント後半になってしまっているというふうな現状も見え隠れするところでございます。ここらへんもなるべく早く手を打ちたいというのが私の本音でございますので、そこらへんも含めながら、行政運営を行っていかねばならないのかなというふうに思っている次第でございます。

**○2番（椎葉弘樹君）** 今の町長の答弁も含めまして、様々な課題があるわけですが、

この行財政改革計画書そもそもが、第3期、第4期、第5期と、見えなかった時代、そして瓜二つの計画書であったというところで、この部分を何とか長谷町長の行財政改革において、しっかりと取り戻していかななくてはならないと考えております。

また、次に、湯前町行政改革推進委員会という、住民の方を代表にした、そして有識者を代表としたものが、平成7年の制定で、条例が制定してあります。大体8人から10人ということで、私も実は第2期の行政改革推進委員を務めました。このときは、会議回数が10回、答申内容もA4で11ページに及びました。ちょうど確か長谷総務課長時代だったのではないかと記憶しております。しかし、第3期からの委員会内容には、疑問符が付きます。会議結果の公表は、議会から指摘した第6期の1回だけ、第4期から第6期の答申内容はわずかに4行、内容は、本計画書に基づいて活用いただきたい、これが第4期から第6期の答申内容の結果であります。内容がよく分かりません。提言などは一切ないところです。

そこで、町長にお尋ねします。長期でマンネリ化している行政改革推進委員会の在り方、これを見直す考えはないでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 私も携わって、させていただきまして、ここらへんも動かしてきた一人でございますけども、マンネリ化したということでございますので、この行革の策定に関しましては、新たな仕組みをやっぱり作らなければいけないのかなというふうにも今思った次第でございます。ちなみに、この行革とは関係ないわけでございますけども、今年度、総合計画と過疎計画の策定の年でございます。そこには、今回、ちょっと余計なことを申し上げるかもしれませんが、その仕組みの一つといたしまして、教育分野におきます中では、総合教育会議の中で、教育委員さん方に策定時におきます部分につきましてのことを練って、挙げていただきまして、今後総合計画の中に盛り込ませていただくということもしておりますし、農業分野におきましても、新たに2月から委員会を設置させていただきました検討委員会の中でもまかせていただくというふうなことも、実は仕組みの中に確立したところでございます。そんなことを、今御指摘いただきました行革の中でですね、盛り込ませたら、連動させていったらどうかなという、ちょっと今、ふと思った次第でございますので、ちょっと仕組みを変更させていただければというふうに思っているところでございます。

**○2番（椎葉弘樹君）** 新たな仕組みを作ること、正に重要な答弁だと思います。これまでの反省や教訓を踏まえて、今後は費用対効果を意識した、生産性の高い行政経営に取り組む必要があります。冒頭の質問で確認しました、「入るを量りて出ざるを制す」、これの経営視点が重要となってきます。経営視点に気付いた先進自治体は、既に行財政改革から行政経営改革へ、舵を切っているところがあります。熊本県内で言いますと、荒尾市や天草市などが、この行政経営改革プランというものを策定しております。

そこで、最後に町長に伺います。これまでの前例踏襲、マンネリ化が入ってきた行財政改革の在り方を抜本的に見直し、長谷町政で新たに、行政経営改革に方針転換する考えについて伺います。

**○町長（長谷和人君）** 行政経営改革ということでございますけども、これまでも、本町におきましては、この行財政改革につきましては積極的にやってきたものというふうに、私としては思っておるところでございます。どこよりもですね。それは、冒頭申し上げましたように、平成16年でございますか、15年でございますか、合併の選択をせずに、自立を選んだと。この中から実は、先ほど言いました行財政改革あたりも生まれ始めまして、その中で厳しい扱いをしながら、ここまで歩んできたという歴史もございます。

加えまして、行政とは、最小の経費で最大の効果を上げるということで、自治体経営の基本理念が成り立っているということも大事にしないといけないかなというふうにも、私としては思っている次第でございます。今椎葉議員から御指摘いただきました部分につきましても、十分確認しながら、また目標も達成しながら、これまで以上に、大変厳しい財政運営を強いられるところがございますけども、その改革に向けてやっていきたいと、かように思っているところがございます。

**○2番（椎葉弘樹君）** この行政経営改革の仕組みができれば、行政の生産性向上を意識した改革、財源の確保ができ、持続可能なまちづくりができます。町長には是非、前例踏襲、行政常識の打破に挑戦していただきたいということを強く申し上げまして、私の一般質問を終わります。

**○議長（倉本 豊君）** これで、一つ、行財政改革から行政経営改革へ、の一般質問が終わりました。

これより関連質問を許します。関連質問はありますか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで、関連質問を終わります。

以上で、本日予定していた一般質問を終わります。

お諮りします。議案調査、委員会調査のため、明日6月6日から6月10日までの5日間を休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。したがって、明日6月6日から6月10日までの5日間を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次の会議は、6月11日午前10時に開きます。

議事は、一般質問、任命同意等を予定していますので、御参集願います。  
本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後1時32分



**第 3 号**

**6 月 1 1 日 ( 木 )**



## 令和2年第3回湯前町議会定例会

[第3号]

令和2年6月11日  
午前9時59分開議  
湯前町議会議場

### 1. 議事日程

日程第1			一般質問
日程第2	同意第	1号	湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第3	同意第	2号	湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第4	同意第	3号	湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第5	同意第	4号	湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第6	同意第	5号	湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第7	同意第	6号	湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第8	同意第	7号	湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第9	同意第	8号	湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第10	同意第	9号	湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第11			議員派遣について
日程第12			総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第13			厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第14			経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第15			議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

### 2. 応招議員

1番	遠坂道太	2番	椎葉弘樹
3番	森山宏	4番	黒木龍次
5番	味岡恭	6番	金子光喜
7番	高橋一雄	8番	黒木喜巳男
9番	山下力	10番	倉本豊

### 3. 不応招議員

なし

### 4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長    西 村 洋 一    議 会 事 務 局 主 事    勘 米 良 康 隆

7. 説明のため出席した者

町	長	長 谷 和 人	教 育 長	中 村 富 人
総 務 課 長	高 橋 誠	教 育 課 長	北 崎 真 介	
企 画 観 光 課 長	本 山 り か	農 林 振 興 課 長	稲 森 一 彦	
農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 園 誠 二			

開議 午前9時59分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** ただいまから、令和2年第3回湯前町議会定例会、第8日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりです。

#### **日程第1 一般質問**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第1、「一般質問」を行います。

本定例会の通告者4名のうち、第2日目に2名終了しておりますので、本日は残りの2名を行います。順番に発言を許します。

一つ、町の防災対策について、金子議員の質問を許します。

**○6番（金子光喜君）** マイクのほうからも許可が下りたようでございますので。おはようございます。6番議員の金子でございます。今回の一般質問を含めて、私達議員の任期内での一般質問の機会は、残すところ2回となり、貴重な、大切な機会と考えております。どうぞよろしく願いいたします。

今回の質問は通告のとおり、町の防災対策について伺います。このテーマについては、過去に何回かさせていただきましたが、近年特に風水害の大型化といえますか、過去に例を見ないほどの災害が相次いで発生しておりまして、住民の大きな脅威となっておりますので、改めて質問するところです。

さて、2018年の西日本豪雨であったり、昨年の台風19号では、神奈川県箱根町では降り始めからの雨量が1,000ミリメートルを超えたりとか、風速40メートルを超える暴風雨が関東地方の7箇所で観測されるなど、桁外れの記録的な災害が発生しております。幸い本町には大きな被害はなかったわけですが、過去にはそれに近いような大きな被害もあっておったわけです。

そこで、最初の質問ですが、昨年の台風19号クラスの雨風が本町に襲来したのであれば、本町はどのような被害を受け、災害が起こっていたのか、想定される可能性はどうだったのかということを担当課長にまずお伺いしたいと思います。想定されたことはありますか。

**○総務課長（高橋 誠君）** 近年の自然災害の脅威というもの、議員言われますように、昨年度は数十年に一度の災害が起こる可能性が高いときに発令される特別警報が出たわけでございます。そのほかまた言われたように、日本の各地で考えられない尋常な被害、範囲を超えるような雨量の気象災害が発生しているということでございます。本町においても、この九州管内も含めてですね、梅雨前線、これからそのシーズンを迎えるわけです。台風も迎えるわけでございます。そういった昨年の台風19号等々の豪雨がもたらす風水害、これについては本町においても想定しておかなければならない災害をもたら

すものだと思っております。

また、危険箇所等々も、湯前町にもいくつかあります。ハザードマップにも記載しておりますが、そういったところの被害等が発生するやもしれない可能性が十分に高いところがございますので、この付近については普段から住民の方には気を付けていただきたい、また危険を察知して自分の身を守る行動を取っていただきたい、そういったところでもあります。行政としては、そういったものを促すところがございます。

**○6番（金子光喜君）** 大変な被害が発生したわけでありまして、暴風については本町でも過去にもありましたけども、想定されるのはビニールハウス等の農業施設の被害であったり、家屋の倒壊、また被災したものによる車両の損壊であったり、人的な被害であったり、様々な損壊、大雨に当たっては、球磨川また都川の氾濫による家屋の浸水、農地の浸水、停電であったり、上下水道の停止、土砂崩れなど、正に関東地方で昨年起きたようなことが想定されるのかと、私自身いろいろ考えてみたわけですが、あつてはならないと思いますが、その準備とか、その対策が、先日新しくなったと思いますけども、防災計画書に記されているということを感じたところでもあります。この防災計画書については、毎年バージョンアップされておりました、先日タブレットでも確認をさせていただきましたけども、今回新しく記述が加わったり、変わった点があったと思います。その点について、簡単で良いですので御説明いただきたいと思います。

**○総務課長（高橋 誠君）** 大きくは変わっておりませんが、追加されたところでは、やはり自らの命は自ら守るところを強調されてございますし、また行政主導のソフト事業・ハード事業には限界があるようなことがございますので、その付近の住民意識を変えること、または今回のコロナ関係も含めた避難所の設置、避難所運営についての記載、そういったものの追加等が主な変更点になってきてございます。

**○6番（金子光喜君）** 私達議員にはタブレットがありましたので、タブレットで告知されたということになっておりますけども、防災を担われる関係機関の方々、また消防団の幹部の方とか区長さんでありますとか、そういう方にはどういうふうに告知されたのかお伺いします。

**○総務課長（高橋 誠君）** 区長の皆様については、来週 15 日に区長会を開催するところがございます。この中で、この防災計画等々も含めたところの御説明をさせていただきたいと考えております。本来であれば、もっと早く区長様方にもお伝えしなければいけなかったことなのでしょうけども、今回のコロナ対策のほうでちょっと会議が開けなかったということで、来週の 15 日になってしまったものでございます。

また、消防団につきましても、幹部会、危険箇所調査等々も行うように準備しておりますので、その際にもまた御説明をして、情報の共有、意識の共有をさせていただきたいなと思っております。

**○6番（金子光喜君）** しっかり冊子として届けていただくということであれば、それが一番だと思います。タブレットで見てくださいとか、インターネットで町のホームページから見るができますというような対応であれば、なかなか確認することも少ないかと思いますが、しっかり記述について考えてもらったり、行動してもらうためには、面倒かもしれませんが、毎年新しいものを届けて確認していただくという、そういう作業が必要かと思います。

それと、ここに本町の防災マップがございます。平成27年の製作ということで書いてありますけども、オールカラーで見やすく、マップとしてはよくできていると思いますが、ただしかしですね、残念なのは災害時に身を守るためのページ、知識を付けるためのページについては、若干少なめではないかということに危惧しておるところでございます。5年経過しておりますので、今後新しく作られると思いますが、内容については変えられていく考えなのでしょうか。また、新しく作る場合の対応など、お考えであれば聞かせていただきたいと思います。

**○総務課長（高橋 誠君）** これまでのハザードマップについては、もう5年ほど経過して、リニューアルするよう形が必要だと思います。令和2年度の当初予算でも御説明したかと思いますが、予算のほうで付けさせていただいて、見直し、作成をするところで予算を付けておりまして、これも球磨川水系防災減災基金の補助金を使ってさせていただきます。また、内容についても、議員言われるような事項も、課のほうで検討させていただいて、またいろんな関係機関の意見を聞きながら作成に臨みたいと考えております。

**○6番（金子光喜君）** 要は、防災というのは知識であるというふうにいわれております。私も昨年でしたか、議員研修のほうで、特別研修で防災についての講習を受けてまいりました。そこで口を酸っぱくして言われたのは、知識を持っていることが第一であるということと言われておりましたので、住民の方にその知識を付けていただく、そういう流れを作ることが一番大事ではないかと考えているところです。それぞれのご家庭で、様々な災害への準備、心構えが一番重要ではないかということを考えております。町の計画書は、行政の準備であり対策であります。住民の皆さんには、それぞれのご家庭の対策、計画を家庭の中で話し合っただかく、そんな機会を作ることが大切だと思いますが、担当課長それについてどうお考えなのかお伺いします。

**○総務課長（高橋 誠君）** ご家庭のほうでも、様々な話をされているものだと思っておりますが、まだまだ不十分なところがあるかと思っております。また、行政としても、そういったものについては知識を持っていただく、家庭でのコンセンサスを取って、その家庭でどこに避難すればいいのか、どういった準備物が要するのか、日頃どういった意識を持って家族と家族の人命を守るのか、そういったものは考えていかなければならない、

そしてまた昨年でしたか、学校のほうにもですね、総務課の消防主任のほうで特別の講演会を児童向けに行っております。その中で、防災グッズも配布したところでございまして、その中で家庭でも話し合っていたきたい、準備物の不足するようなものはそれにまた追加していただきたいというふうなお願いも、逆に子どもたちのほうからお父さん、お母さん達に投げかけるようなことも行っております。

**○6番（金子光喜君）** 正にですね、後からの質問のほうで、知識の普及という点で、お伺いする計画でおったわけですけども、答弁のほうでありましたように、子ども達、学校教育の中でしっかりそれを伝えていくということが大事ではないかということ、前回の質問でも言いましたし、今回もそのことをしっかり訴えようかなと考えていたところです。子どもに気付かされるということがよくあると思いますし、実際子ども達は素直に受け止めてくれます。将来大きくなって、湯前町以外の海べたに住むかもしれませんし、火山の近くに住むかもしれませんし、様々な環境の中に住む可能性がございますので、そのときにその知識は大きく生きてくるかと思えます。

担当の係長のほうが行かれたのですかね。主任のほうが行かれたということで非常に良かったのかなと思っておりますけれども、教育長がおられますのでお伺いしますけれども、その防災教育に関しては、しっかり学校のほうで、教育現場のほうでもですね、力を入れていただいているものと思っておりますけれども、昨年の流れを踏まえて、教育長が考えておられる防災教育の普及について、ちょっと話を聞かせていただければと思います。

**○教育長（中村富人君）** 今申されました防災教育につきましては、阪神淡路大震災、それから東日本大震災等を踏まえまして、現在教育の大きな課題の一つになっております。そういうことで、全国的にこの防災教育というのは、近年大きく進んでいるところもあります。特に、熊本地震が起きまして、それ以後は地域住民といかに一緒になって地震後の対応等もしていくかとか、そういうのが話題になっておりまして、学校でも研究といいますか、対応が進められております。そういう流れの中で、私も大事に考えておりますのは、従来は、すみません、この防災教育というのは、学校でいう安全教育というふうな、そういう分野でございまして、これはもうしなければならぬのですが、従来は学校だけで行っておりました。そういうのが、地域を含めたといいますか、さっき申し上げました熊本地震を契機にそういう体制を作っていこうという流れがございますので、そういうことで昨年2学期に本町の総務課のほうで小学校、中学校併せてしていただきました。大変有り難く思っておりました。

今後、いわゆる学校だけの問題ではなくて、地域一体となった、いつそういう防災の機会といいますか、災害に遭うというのは分かりませんので、そういう体制については更に強くしていきたいと思っております。以上です。

**○6番（金子光喜君）** 教育現場のほうでもですね、しっかりとした知識の普及といい

ますか、それがなされていることをお聞きしたところで、非常に安心したところです。実際、避難のお願いであるとか、様々な町からのお願いにですね、子どもたちの口添えといいますか、避難しようよということが一言あるだけでも大きな違いがあるのかなと思いますので、そういう知識の普及、子ども達への教育というのは、今後も引き続きしっかりとさせていただくことを希望するところです。有事の際には、よく言われております自分や家族、そして地域の皆さんの命が助かるために、その自助とか共助とか、その必要性を今後発行されるであろう防災マップでありますとか、ハザードマップといいますか、そのときにはもう少し強くですね、強調させていただくことを願うところです。

昨年の台風19号の被害の例を挙げまして質問しますけども、衝撃的だったのは、風によります高压線の鉄塔の倒壊、それによります停電でありますとか、車や家屋の多くが浸水して一面湖のようになった住宅地の光景であります。本町でもないとは言いきれないと思いますし、私の記憶では過去に都川が氾濫して、上染田地区で床上浸水の被害もあっております。河川の改修等で川の流れも変わり、リスクは幾分軽減はされているのかと思いますけれども、想定はされているのでしょうか。有事の際の対策に必要な訓練とか資機材、いわゆるボート等の準備はできているのかお伺いします。

**○総務課長（高橋 誠君）** 行政としては、昨年度の台風19号の被害、全国的なものをちょっと見ておりまして、本町に例えるならばというところがございます。大きな川、球磨川ございますが、本町にも都川、大谷川、ユルメギ川、牧良川等々、仁原川もありますが、そういった河川がございます。そういった河川が、豪雨で氾濫するような災害が出るかもしれない、これはないとも限らないところがございます。想定はしておかなければならないというところがございます。そういった水害、かなり浸水が多い場合の対策として、本町については、備蓄品としては、役場横の倉庫のほうにゴムボート一隻を確保してございます。それが防災用ですけども、それでも足りないようであれば、B&G海洋センターのほうに一隻、ゴムボートを用意しております。船外機付きでございますが、それも活用できるのではないかと考えております。こういったゴムボートが出動するようなことがないようなことを祈るばかりでございますが、そういった準備はあらかじめしておいたほうが良いということで、備蓄として準備させていただいているところがございます。

訓練については、これまで地震等々の訓練をやってきております、町民向けですね。あと、今後については、風水害も想定したものも必要ではないかなというところで、係とは話してございます。特に、自主防災組織、また消防団といったところの行動も確認をするために、そういった訓練も必要ではないかということで、計画していこうというところで考えているところがございます。

**○6番（金子光喜君）** ただいま担当課長のほうから、水防という言葉で話がございますけれども、しっかりと水防計画書というのが本町にもございます。実際ですね、水防というかたちで活動されたということに関しては、余り記憶にはないところではございますけれども、しっかり計画はされておるといことでございますので、そこには訓練であったり、招集についての詳細な記述があるわけでございますけれども、本町の水防計画書の中を見てみますと、危険箇所についてはほとんど球磨川の場所しか記述をしてはございません。河川は先ほど担当課長が言いましたように、数本の河川がございまして、危険な場所というのはあるのかなと考えておりますが、その他の箇所については特に問題ないということで認識されているのでしょうかお伺いします。

**○総務課長（高橋 誠君）** 現在の湯前町の水防計画書については、球磨川を想定した水防計画書になってございます。本町の河川、先ほど言いました各河川ありますけれども、それについては警戒水位等々の、そういった基準値となる数値がないようでございますので、その基準に基づいてというわけではありませんが、そういった危険をはらむような水位といいますか、水防の動き、そういったものを認識するために、まだまだこの計画書自体も不足するところもあるかもしれませんが、それを想定する場合にかなり専門的な見地も、球磨川だけではなくてそういった町の中の小規模河川といいますか、中規模河川、そういったものの想定をする場合に、かなり専門的な知識も今後必要になってくるのかなというところでございます。この水防計画書をそのために作り変えるとなると、費用も必要なのかなというところで考えております。今後そういった計画書作成について、充実したものに変わっていく必要はあるのかなと思っております。

**○6番（金子光喜君）** 費用が掛かるということで、厳しいのかなということをお考えなのかなと思いましたが、実際、降水量による被害のレベルといいますか、そういうのはそれぞれの河川で作っておくのが本来は必要ではないかなと私自身は考えております。例えば、都川については何ミリメートルぐらい降ったら危険レベルに達するとか、そういうことは必要ではないかと考えております。そうしないと、安心もできないわけです。実際、住んでおられる方もございまして、過去には浸水した例もあるということであれば、その必要性は強くここで訴えたいと思います。

また、先ほどありましたように、申し上げたように、球磨川だけしか堤防の危険箇所については記述がございませんでしたし、その球磨川の危険箇所についても、堤防の決壊危険箇所ですか、そのへんについても特にハザードマップのほうには記載してございません。そして、湯前町の番号で記載してあります。グリッド地図というのですかね、その番号で記載してございますので、実際どの場所かというのもその表を見たときにはピンと来ないわけです。自分が知っているあの場所が危ないというのが、つながらないわけです。いろんな方に、この計画書なりマップなりお配りして、危険な箇所という

ことを知らしめるのであれば、番号で表記するのであれば、その番号はここですよというような位置づけは必要のかなと思います。もちろん、大雨のときにはそのあたりには決して近づかないような知識の普及というのも必要であると思いますし、そのへんの記述の変化というのも本当は必要のかなと思いますけども、担当課長答弁を求めます。

**○総務課長（高橋 誠君）** 議員御指摘のとおり、この水防計画書に位置図というものが添えておりませんので、これについては改善させていただきたいと考えております。そして、ハザードマップのほうにも、反映できるものはさせていただきたいと考えております。そしてまた、球磨川関係の想定浸水区域については、国土交通省の八代河川事務所が発行しているホームページにもありますので、それを最近私も見たところでございまして、それもリンクを貼って、そしてそれを参考にしたかたちで、改善できるものは改善させたいなという思いでございまして。

**○6番（金子光喜君）** しっかり改善していただくことを希望しますとともに、ハザードマップつながりでもう一点お伺いしますけども、本町のハザードマップには、AEDの設置箇所について詳しく記述がございまして。この点については、先日消防署の担当者からも、「湯前町は消防団の詰所にAEDが設置されていたり、AEDの設置箇所については恐らく郡内でもトップの対応をされていると思います。すばらしいですね。」ということで、お褒めの言葉がありました。ただ、その利用については、訓練等はなかなか進んでいないのかなと思いますけども、ハザードマップのほうには心肺蘇生法ということで記述がございまして、今後そのへんも併せてしっかりしていただくことを希望するところです。

それと、AEDには電極パッドといいますか、そのいわゆる使用期限というのがございまして、先般かなり前ですけども質問した際に、その一元管理というのをお願いした記憶がございまして。恐らく、今も一元管理をされていて、その電極パッドの使用期限なり、そこの対応もきちんとされているものというふうに思いますけども、現状についてお伺いさせていただきます。

**○総務課長（高橋 誠君）** 本町において、各公共施設、役場もそうですが、保健センター、まんが美術館等々設置しているAEDがございまして。それについては、各管理の所属課のほうで点検、また消耗品、バッテリー、パッド、そういった消耗品については、交換・管理しているところでございまして。

そして、その他町内の15箇所ですかね、消防詰所に平成30年度に設置したものがございまして。これについては、熊本県の球磨川水系防災減災基金事業の補助事業の3分の2という補助事業を使って配置させていただいたものでございまして。このAED、性能が従来品より良くなりまして、耐用年数8年でございまして。バッテリーのほうも、通常2年ぐらいのものが今4年に延びている性能のものになってきてございまして。パッドに

ついても、この電極パッドの交換、4年ですから、その時期に併せてパッドも交換するというので考えております。この費用についても、その本体購入時にセットとして、この消耗品も交換する費用も含めたところでの導入を行いまして、このAEDの耐用年数8年の中での消耗品は、もうすでに組み込まれているということでございます。業者のほうも、それを、時期を見て取り換えに来るということでございます。ただ、使用した場合、実際に有事のときに使用した場合、電極、バッテリー、そういったものも全て交換していただけると、その都度ですね、そういった購入条件になっているところがございます。

**○6番（金子光喜君）** しっかりですね、交換について確認されて、対応されておれば良いのかなと思います。ただ、民間事業者の方にも配備されておりますけども、その分のいわゆる電極パッドの消耗品の更新であるとか、例えば利用させていただいたときには行政のほうでその対応をするとか、そういうことについては、お考えはないのでしょうかお伺いします。

**○総務課長（高橋 誠君）** 今のところ、公共施設のみで考えておまして、民間の方が配備しているAEDについては、今のところ考えていないところでございます。

**○6番（金子光喜君）** 民間の施設、病院でありますとか銀行でありますとか、様々なところに置いてあるわけですが、民間の責任で付けてあるものとは思いますが、それを利用して、例えば一命を取り留めるような対応ができたとか、そういうことであれば、その電極パッドの更新であったり、バッテリーの更新には、行政のほうもしっかり対応しますよというような、そういう意気込みは必要ではないかと思います。安心して多くの方が、AEDの利用を、どこのAEDでも使えるような環境整備というのは必要ではないかと思うわけですが、その点についてはどうお考えでしょうか。

**○総務課長（高橋 誠君）** 議員おっしゃられる内容よく理解しております。民間事業所のほうにどれだけのAEDがあるか、設置されているかというのをちょっと把握はしてみたいと思いますし、そういった事業所関係の方ともちょっと話してみたいなという気持ちでございます。今のところ、そういった考えでさせていただきたいと。消耗品ですので、どれだけの費用が掛かるかというのもありますし、事業所の方の考えもあるかと思っておりますので、検討させていただきたいと思います。

**○6番（金子光喜君）** 前向きな検討を求めるところであります。

話を戻しまして、鉄塔の倒壊という点に戻しますが、その点による停電という被害が台風19号であっております。現代社会の最も重要なインフラの電気がストップするというのは、大きな損害をもたらします。数時間の停電であれば影響は少ないにしても、数日とか数週間となると、日常生活もですが、その生業に大きく支障を来すようになるのかなと思います。

特に、畜産、酪農であったり、電照菊といいますか、電気が必要な施設園芸についてはリスクが大きいと聞いております。農家へですね、その事業主、電気を使われる事業主さんが、災害への備えのために発電機を、必要最小限の電気ができるようにということで準備する際に、その購入に対しての支援といいますか、町からの補助というのは、防災・減災の観点から対応はできないのかということをお伺いします。

**○総務課長（高橋 誠君）** 電気、電柱、電線が倒れる、断線するような災害というのは、かなり大きな災害かと思えます。その中で、地震が想定されるのが高い、また台風等により電柱が倒れる、断線するというのが高いと思えます。それによって、電気の復旧については、九州電力さんとも一度話したことがございますが、短期にわたる分については、管内で、事業所でできるのですけども、大規模災害になると、やはり九州電力さんのほうも九州内からの作業員を集めて復旧に当たるということでございます。

議員おっしゃられますような、家庭の生活に直結するような長期にわたる場合、また産業、本町におきましては、農業関係については毎日の電気がないと支障が出る、酪農関係が一番大きいのかなというところで考えております。それについては、農林振興課長のほうが調べておりますので、答弁をお願いしたいと思います。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 酪農業において、毎日のお仕事でもありますし、電気がないと搾乳関係もできないわけでございますけれども、国のほうの事業といたしまして、停電が生じた場合における酪農経営の継続のための電力の確保というところで、発電機の借上げであったり、また設置のための取組を支援するとして、酪農経営災害緊急支援事業というのがあるようでございます。これは国のほうの補助事業でございます、補助率が2分の1というふうになっている、このような事業があるところです。これにつきましては、独立行政法人農畜産業振興機構のほうから各県の酪農関係の団体等を通じて、酪農家さんのほうへは、こういう事業がありますよと、取り組みませんかというふうな通知がされているというところで聞いております。

**○6番（金子光喜君）** 酪農のほうはそういうことですが、施設園芸とかにはないわけですね。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 今申し上げましたのが、酪農ということでありまして。ほかの事業につきましては、ちょっとまだそこまで詳しく調べていないところでございますけれども、当然酪農であっても電気を使うのはほかにも給水関係もございまして、そこらへんについてはまたちょっと今後勉強させていただきたいというふうに思います。

**○6番（金子光喜君）** 要は、発電機のリースとかもあるわけですが、実際災害の前には、ほとんどマンホールポンプの対応に発電機が設置されていたりして、リースのほうもいっぱいいっぱいのような状況というのがこれまでもありましたので、新たに発電機を借りるとなると、なかなかその数といいますか、対応できる量が限られている

のかなと思いますし、発電機については様々にその利用については柔軟性がありますので、そこで使わないときにはまた別のことに対応できるのかなということもありまして、様々な災害に対応できるという観点から、何らかの対応ができれば随分と安心につながるのかなということで、お伺いした次第です。酪農家さんがもし購入されるということであれば、国の補助と併せて町からのいくつかの支援があると、もっと買いやすいのかなということで考えるところですけども、その前向きな対応を今後しっかり御検討いただくことを希望するところです。

次に、避難計画と感染防止対策についてお伺いします。避難計画については、全ての自治体において、コロナウイルスの感染拡大防止の観点から様々な見直しが行われております。これは、人吉新聞とか、様々なメディア等でも報じられておりましたけども、なぜか本町の分は人吉新聞には掲載されておりませんで、ちょっと残念に思ったところですけども、いわゆる三密を避けるための対策など、見直される点についてお伺いさせていただきますけども、対象施設が列記してございます。収容人数の減少数についてはそれぞれあるかと思っておりますけども、どの程度減少するのか、またその施設での対応について、この点には気を付けなければならないということを考えておられると思っておりますけども、その点についてお伺いさせていただきます。

**○総務課長（高橋 誠君）** 避難所運営については、このコロナ対策関係も含めて今後考えておかなければならないというところで、担当ともちょっと話してございます。まず、避難所については、難を逃れる施設ということで、必ずしも避難所に来られるということが十分な避難ではないということを確認していただいて、また今回のコロナ関係もでございますので、その感染リスクも併せると、同様なことが言えるのかなというところでございます。

本町については、そういった大雨、台風については、早め早めに避難所を設置しているところでございます。その設置については、役場、保健センター、そして改善センター、それより広い場合はB&G海洋センターというふうなところで考えてございます。避難所の収容人数からいきますと、現在役場、保健センター、改善センター、海洋センター、そして小学校体育館、中学校体育館まで入れるようなところで考えますと、最大で大体 2,700 人ほど収容できるところで考えております。それを、感染症対策による避難所運営マニュアルに沿ったところで考えますと、試算したところ、その 2,700 名の収容が大体 700 名ほどまで収容人数が減ってございます。かなりスペースを取ったところでの配置となるので、この避難所運営についても、その収容人数も併せたところで、今後見直しといたしますか、お知らせといたしますか、そういったものも周知していかねばいけない、そのコロナ対策も含めて住民にはしっかりと説明をしていく。そして、避難所に入所される場合の注意点もお知らせをしないといけないですね。それと、あと

職員のほうも、そういった避難所運営を担当することになりますので、そういった知識も持った上での行動をとるようにしたいと考えております。

**○6番（金子光喜君）** 避難所運営のマニュアルと申しますか、そういうのも計画されているようでありまして、また避難については早めの避難をお願いするということを今後も進めていくということで、計画もされているようであります。

内閣府のほうで、災害時には危険な場所にいる人は避難することが原則ですと書いてあるものの、避難所に行かないことも一つの判断ですよとか、様々に書いてある五つのポイントというのが、内閣府のほうから出ております。町のほうからも、このことについてはしっかり住民のほうにお知らせが行くのかなと思いますけども、十分な知識の普及というような中で、避難所に行くこと、そして避難せずに家にとどまること、もしくは避難所ではなく親戚とか知人の家とか、そういうところで避難するという、その選択をしっかりと準備しておいていただくということが大事なのかなと思います。

2,700人を収容できたはずの避難の予定が、700人程度しか収容ができないということであれば、そういった対応をしっかりと周知していく必要があるのかなと考えるところです。併せまして、車中泊というのが熊本地震のときでもかなりあったと考えております。避難所のところまでは行くわけですが、中には入らずに車中泊で、家族で対応する、それも一つの避難の方法かなと思いますけども、それも含めて、避難所の運営というのを今、各自治体様々に検討し対応をされていると思いますけども、本町の場合もし避難して車中泊をするとなった場合には、場所に関しては新しくできたまんが美術館の裏のヘリポートのある大きな駐車場になるのか、また学校とかそういったところになるのか、そのへんの想定はされているのでしょうか。

**○総務課長（高橋 誠君）** 昨年度整備させていただいた指定緊急避難場所ですね、まんが美術館裏になります。これについても活用していただきたいと、またそのほかに、やはり役場の駐車場も活用できますし、保健センターの駐車場も活用できます。また、まんが美術館の駐車場も活用できると思います。その周辺には、役場職員も常時と申しますか、そういった災害時、有事のときにはおりますので、連絡も取れるところで、そういったものも活用していただいて車中泊をしていただきたいということでございます。また、そういった車中泊をする場合に、やはり誰がどのように泊まっているかということも把握しなくてはならない場合もございますので、やはりそういった公共施設、また役場職員がいるような事務所の近くの車中泊というのが一番望まれるかたちかなというふうに思っております。

また、車中泊になりますと、エコノミー症候群等々、長期になるとかかってくるので、そういったケアも必要になってくるということを考えますと、十分配慮しなければいけない避難の方法にもなるのかなという思いでございます。

**○6番（金子光喜君）** 車中泊の可能な避難施設と申しますか、そこをしっかりと町民の方にも御提示いただくことと、いわゆる先ほど言われたケアですね、もちろんトイレも含まれてくるかと思えます。そういったことをしっかり検討した上で、対応をしていただくことが重要かと思えます。感染症予防という観点からすると、非常にトイレというのはその危険なリスクと申しますか、そこが高いと言われていまして、どういった対応をするのかとか、そこも含めてしっかり御検討いただくことを希望するところです。

避難所運営マニュアルということで、話の中にも出てきましたけども、これについては担当課のほうでしっかり構築されているものかと思えますけども、私達見たこともございませぬので、その点十分準備されているのかということをお伺いしたいと思いますけども。

**○総務課長（高橋 誠君）** 避難所運営マニュアルのほう、平成29年に作成してございます。ただ、この内容を見ますと、まず役場の職員、スタッフ等々が、その避難所運営にかかわるときの注意点等々があります。これについては、50ページにわたるものでございますので、町民にもやはり周知しておかなければならない事項もあると思えますので、これについてはお伝えしていかなければならないことを抽出してでも、概要版としてでもお知らせするような仕組みが取れば良いのかなと思っております。今現在、そういったホームページに載せておりませぬので、分かりやすいように載せるのも一つの方法かなというふうに考えます。

**○6番（金子光喜君）** マニュアルについて、しっかり再検討とか見直し等も含めて、対応していただくことをここで希望させていただきます。

では最後に、防災意識の向上への取組についてお伺いさせていただきます。先ほど、学校現場での防災意識の向上について、教育長からお伺いしたわけですけども、住民全体がこのことについてしっかり知識を深めていくことが大事だと思えます。これまで、災害対応に向けたいわゆる計画とか対策とか行動とか、この全てが、この防災意識の向上というところが鍵だと思えます。

地域防災計画書の中の第8節にも、防災意識の普及計画として記されておりますが、現状住民の方々、そして消防団も含めて、関係者の方々、どの程度理解されているとお考えでしょうか。なかなかまだまだ足りていない部分が多いのかなと思えますけれども、その点ご所見をお聞かせください。

**○総務課長（高橋 誠君）** 防災意識の向上、特に地震、また御提案があった風水害等、今後計画していかなければならない重要な訓練かと思っております。大きな防災訓練、また個別に、やはり区長さん方、また自主防災組織のほうで話されて、その地区での訓練等をされている地区もございませぬ。そこに防災担当も説明に行って、注意事項の説明、またAEDの使用法、そういったものも出向いているケースがございませぬ。そういった

ことは今後必要でございますし、また区長会、地区のほうに御説明する際にも、そういった自主的な訓練にも対応しますよと、支援をしていきますよというのをお伝えしながら、地区の安全意識の向上を住民に持ってもらう、取っ掛かりにさせていただくというふうな取組を今後も継続していきたいと思っておりますし、来週区長会もございますので、そういったところも御紹介しながら、取組を促したいと思っております。

**○6番（金子光喜君）** しっかり取り組んでいただいているのかなとは思っております。特に、町のホームページの大幅なリニューアルの中で、防災に向けた記述というのがかなり増えてきておりますし、見やすいような対応になっているのかなと感じておるところです。その点は大きく評価するところです。

担当課長のお話もありましたけども、実際職員の知識の普及といたしますか、対応力の向上というのが必要不可欠かと思えます。そういう観点から、町長からもその点についての御意見をお伺いしたいと思えます。

**○町長（長谷和人君）** 現況、全体で職員におきます防災知識といたしますか、訓練等については、実は行っていないところがございます。ただ、図上訓練等もこれまで行ってきた実績等もございますので、今御質問のとおり、より高度な、想定されるような部分の高度な知識取得といたしますか、そちらのほうの研修を今後やっぱりやっていかなくてはいけないかなと、かように私としては思っているところがございます。

**○6番（金子光喜君）** 町民の安心については、町民のサイドからすれば、職員の方がしっかり守ってくれる知識を付けてくれることが一番安心になるのかなと思えます。職員さんというのは頼られる存在なのです。そういった部分でも、今後正に十分な対応がとられまして、しっかりと町民の安全・安心というのを確保できるように、知識の向上というのを努めていただくように心から願うところです。

災害はないほうが一番良いわけであります。ただ、いざ発災となったときに対応のできる、またできないかということは、準備でありますとかその心構えに掛かっているのかなと思えます。行政、町民と一体となって、災害に強いまちづくりが今後しっかりとできていきますことを願いまして、私の質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

**○議長（倉本 豊君）** これで、一つ、町の防災対策について、金子議員の一般質問が終わりました。

これより、関連質問を許します。

**○7番（高橋一雄君）** 金子議員の質問の中で、大停電による酪農等への被害と支援について質問がありましたが、この熊本県において昭和が終わり平成になってからも、大停電ということがあったと記憶しています。そのときに、食料品が腐ってから使えなくなったという記憶があります。

そこでお伺いしますが、町内の肉、魚を取り扱っている店舗や事業所が、自主発電設備を設置しているのか、していないのかという把握はされていますか。

**○総務課長（高橋 誠君）** 本町のほうでは、そういった事業所関係、生鮮食品だったりを取り扱うところの自家発電、そういった設備は、把握はしてございません。

**○7番（高橋一雄君）** 今年のNHKの朝のドラマで、北海道で大停電があったときに、酪農家の方、牛は乳を搾らないと病気になってしまうということで、その酪農家の大変さはそのドラマで私初めて知ったのですが、肉や魚を扱っている事業所・店舗が停電になって、その食料が使えなくなるということは、非常時において大変な町の損失になると考えます。

そこで、金子議員は酪農家等への支援を求めましたが、私はこの非常用の発電を持っていれば、非常時に食料として使用できるというように、その事業所の自主発電設備にも何らかの支援を考えるべきだと思います。コロナ禍の中で問題になったことは、日常時の経済的利便性を求める余りに、非常時の必要性を考えずに保健所等を統合・縮小してきたことが、今回の大きな課題として挙がってきていると思います。ですから、非常時のことを考えて、そうした食料品の保存にかかわる電力の支援を今後考えていただきたいと思いますが、町長いかがですか。

**○町長（長谷和人君）** 私も高橋議員の総論には大賛成でございまして、その部分は賛成でございますけども、一つには各論にまいりますと、各事業所のキャパといいますか、規模等によりまして、今御質問がございまして非常用電源の部分についての導入いたします発電機でございまして、これがキャパで違ってくるという部分がございまして、酪農のお話をちょっとさせていただきますけども、大体中堅のところでは50キロワットぐらいの非常用の発電が必要だそうでございまして、その場合の発電機が大体400万円から500万円ぐらい掛かるのではないだろうか。発電機ばかりではなくて、いわゆる家庭用に繋がってはいけないうと、そういうふうな回路等も踏まえての額でございまして、概算事業費ということでお考えいただきたいと思うのですが、その2分の1が実は国からの補助があるということで、昨年度からこの酪農関係につきましては補助事業を導入されておるそうでございまして、人吉球磨では全部で90戸の酪農家があるそうで、ちょっと正確には覚えてないんですけども90戸ぐらいあるそうでございますが、その中で取り組まれたのが8戸だそうでございます、酪農家としては。それは何で普及しないのですかというふうなお話を聞きましたらば、先ほど言いましたかなりの事業費が掛かると。で、いつそれを利用するかどうか分からない、その中で設備投資をしなくてはならないという現実があったということで、導入にはなかなか至っていないというふうなお話でございましたし、酪農組合から一部助成もされるお考えはないですか

というふうなことも私実はお問い合わせしたのですが、その中では現在ではその部分については考えていないというふうなお話も聞いたところでございます。

話は戻させていただきますけれども、そうなった場合につきまして、生鮮それから精肉店というところのお店でのキャパの問題がございますので、どれだけの金額になるかというのはちょっと計算していないので分からないのですが、かなりの額を投資しなくてはいけないという部分がございますので、ここらへん先ほど言いました国の対策事業等もあるようでございますので、そちらのほうをちょっと調べさせていただければというふうに思っております。該当するものがあるかないかというのもございますので、場合によっては、その長期の利息なり何なりもあるかもしれませんので、そこらへんはちょっと調べさせていただければということでお答えさせていただければというふうに思っているところでございます。

**○2番（椎葉弘樹君）** 町民向けの防災マニュアルについてお尋ねします。本町では地域防災計画というものがありまして、これを町民の方に見てもらおうのかということ、87ページありますので、これは町民向けではないのだろうと思っております。そして、自宅にありました防災関係のマップあるいはマニュアル等を探してみますと、例えば金子議員がおっしゃった防災マップのほかにハザードマップであったり、土砂災害のマップであったり、年度ごとに発行されているものですから、それが点在しています。残念ながら、大谷ため池のハザードマップは探し出すことができなかったわけです。

こういったバラバラで発行されている防災関係の資料というのを、今後一元化していく考えがないかについて、町長にお尋ねしたいと思います。これは、やはりバラバラだと、町民の方、全部フルセットで持っている方いらっしゃらないと思います。したがって、町民の方が、一本あればそれで町内の防災関係のマニュアルとなる、そういう紙面等が必要ではないでしょうか。

**○議長（倉本 豊君）** 本当は終わりたかったのですが、答弁調整、それから休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時05分

再開 午前11時16分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいま、日程第1、一般質問、町の防災対策について、金子光喜議員の関連質問の途中です。発言を許します。

**○町長（長谷和人君）** 先ほどの関連質問の椎葉議員の質問に対してお答えしたいと思います。重要な部分をラインナップさせていただきまして、新たに作り変えるといいま

すでしょうか、そういうふうな方向でちょっと研究をさせていただきたいと、かように思っているところでございます。

**○2番（椎葉弘樹君）** あと、リニューアルしました町のホームページ、こちらのほうにも防災サイトを作っていただきました。これを開きますと、9項目にわたっております。そして、情報も多岐にわたっており、いざ地震が発生したときにどの情報を見ていいのか、あるいは大雨が降ったときにどの情報を見ていいのか、今回のコロナの対応等でどこを見ればいいのか、そういったところが今後目的別に分別していく必要があるのかと思っております。あと、大谷のハザードマップにしましても、まだ掲載されていませんし、先ほど金子議員からありました避難所運営マニュアル等もございませんので、こういったところの確認も必要だと思っております。

そこで、町長に伺います。新しいホームページの防災サイト、こちらの内容を再点検・再整理していく考えはないでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** おっしゃるとおりでございまして、ちょっと整理整頓ができていない部分がございますので、今おっしゃいました部分につきましては早速立ち上げさせたいと思いますし、これから作ります部分についても、情報の透明化ということで掲載させていただくということで、お答えさせていただくところでございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○3番（森山 宏君）** 防災計画の中において、これは通常時といいますか、災害時の対処マニュアルだと思いますけども、今はコロナ禍におけるちょっと特殊な状況ですよ。そうすると、少しは書いてあります、感染予防策を講じるとか避難所の問題とか。これは、コロナ禍においては、消防団の救助活動とか自主防災組織の避難所運営についても、今までのマニュアルとはまた違うマニュアルを作成しなければならないのではないかと思いますけども、今度区長会とかで説明しますということをおっしゃったんですけども、この部分に関して、コロナ禍に関しては、変更等というのを周知される予定はあるのでしょうか。

**○総務課長（高橋 誠君）** 区長様又は自主防災組織のリーダーの方になろうかと思いますが、説明をさせていただきたいと思っておりますけども、内容については今回のコロナ関係での本町における避難所設営のやり方、そういったものもメインに説明させていただきたいと思っておりますし、また避難して来られる方の注意点、また発症されている、発症されていない、そういった見極めの方法も御説明をしていかなければいけないかなと思っております。それは役場側ですけども、避難所関係ですけども、避難されて来られる方の注意点も説明しなければいけないというふうに考えております。防災計画書の中では概要しか書いておりませんが、詳細については自主防災組織にも消防関係にも説明をしていかなければならないと思っております。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで、一つ、町の防災対策についての関連質問を終わります。

次に、一つ、漫画を活用した町づくりについて、一つ、プレミアム付商品券の利用拡大について、遠坂議員の一般質問を許します。

**○1番（遠坂道太君）** 皆さん、改めましてこんにちは。1番議員の遠坂でございます。2月下旬より新型コロナウイルス感染症の対応に、長谷町長を筆頭に職員の皆さんも対応業務に取り組んでいただき、また、特別定額給付金の支給も、管内町村の中でも早く対応されたことにつきまして、感謝申し上げる次第でございます。

長谷町長も、町長に就任され1年が経ちました。町長の所信表明にもありますように、5つの柱を挙げられております。一、未来を託す子どもたちが輝くまちづくり。二、安全・安心に暮らすことができるまちづくり。三、基幹産業である農林商工業等の持続的な発展。四、地域資源を活用したまちづくり。五、未来につながる健全な財政運営。この五つの方針に沿って町政に取り組んでいかれると思います。

議会は、執行部の提案を受けて、質疑・討論・議決だけを行う受け身の機関ではなく、住民課題解決の主体的にかかわる関係機関として機能することが、今求められています。住民の声や心を代表しまして、一般質問通告書に従い質問いたします。

一つ、まんがを活用した町づくりについて、初めにまんが美術館は湯前町出身の政治風刺漫画家であります那須良輔氏の偉業を記念し、平成4年11月に開館されました。湯前町では、まんがによる町づくりを目標に掲げて28年目を迎えようとしています。

質問の要旨の1ですが、まんがを活用した町づくりの取組について伺います。これまでのまんが美術館の取組について見てみますと、定期的にまんが企画展示を開催、那須良輔風刺漫画大賞と題した風刺漫画コンクール事業を実施されております。漫画大賞の年次予算を見ますと、漫画コンクール入賞賞金等、令和2年度は94万円、昨年度は99万円、漫画コンクール審査員謝金は本年度30万円、昨年度同額となっております。現在、まんがファンの獲得、メディア等による観光施設としてのPR・知名度向上の効果、風刺漫画の収蔵数は日本トップクラスであります。風刺漫画に特化したコンクールについては、日本マンガ学会や専門家を含め、高い評価となっております。それについての課題を見てみますと、町内に向けたまんがに対する機運の醸成を図る取組が不十分だったというふうな課題を残されております。なぜ、この取組が不十分であったのかまず伺いたいと思います。

**○教育課長（北崎真介君）** 不十分といたしますか、町内に向けてのというのは後で出てきますまんが授業ですとか、コンクールへの参加への要請ですとか、町民の皆さんに対

しても周知、PR等を行っているところでございます。しかし、やはりそれらに対する一般の方の参加が少ないというところもございますので、そういったところの取組が不十分ではなかったかということでございます。

**○1番（遠坂道太君）** やはり、住民に対する説明、また認知度が足りないというのが、一つのかたちではなかろうかと思っております。やはり、町民の方が理解をしてくれるようなことをとっていただくというのが一つではなかろうかと思えます。

その中で、6月5日の全協の中で、日高学芸員より、那須良輔作品及び関係資料群アーカイブ化事業への取組について説明を受けました。是非この事業には取り組んでいただきたいというふうに私は思っているところでございます。

まんが美術館の活用につきましては、平成29年2月にまんが美術館等活用計画が策定されております。活用計画は本年度までで終わる策定となっておりますが、今後活用計画を策定されていかれると思います。具体的にどのような取組をしていくのか伺いたいと思います。

**○教育課長（北崎真介君）** 美術館等活用計画に関しましては、やはりなかなかハード事業の部分というものが進んでおりません。元々活用計画を御説明差し上げたときには、今後、この中で本当に必要と思われるもの、そして財源の伴うもの、そういったものをクリアしたもので、まんが美術館の趣旨に合うものというところで優先的に取り組んでいきたいということでやってきております。そういった中で、ハード事業といいますが、非常にハードルが高うございまして、なかなか取り組むことができておりません。活用計画も、言わば志半ばといったところでございます。そういったところで、活用計画に関しましては、延長を行いまして、適宜、必要に応じて修正を加えていこうと考えております。

**○1番（遠坂道太君）** 一応、平成28年度に取り組まれた計画が私も見てほとんど実行がされていないと。やはり、取組の中にもやはりハード事業も含まれておりました。その中を見ますと、やはりちょっと財政面もありまして、優先順位の中でとってこられたのではなかろうかと思えますけれども、やはりハードはハードの中で、本当にやるべき事業は事業として考えて取り組むべきではなかろうかというふうに思っているところでございますが、先ほども申しましたように、やはり収蔵されている作品等の管理をしていくことが一つの今後の課題ではなかろうかというふうに私も思っているところでございます。

その中で、いろいろと昨年度、合志の漫画ミュージアムの橋本館長からも言われておりました。湯前はこういう風刺漫画もあるし、この風刺漫画に対してやはり本当の風刺漫画を取り組んではどうかというかたちを言われました。その中で、やはりその歴史的にあるのを大切にすることが今後の課題というふうに思っているところでござい

ます。

やはり、この前日高学芸員も言いましたように、これが、今後の湯前のまんがの美術館のかたちではなかろうかというふうに私は判断しているところでございます。私も今まで考えていたことがそこです。やはり、想定される具体例も挙げておられました。その中で一番私が希望を持ったのが、似顔絵がしゃべったり、鯨が泳いだりということでございます。そして、ここに来館されたお客様が絵を描いて、その絵がしゃべる、それと会話をするというふうなかたちのとれるような美術館を目指してほしいというふうに考えているところでございます。

ここで、町長に伺います。まんが美術館の将来ビジョンについてお伺いしたいと思いますが。

**○町長（長谷和人君）** これまで四半世紀以上、まんがの町として、全国的にも大変古いまちづくりの一つとして、まんがを活用させてきた経緯があるところでございまして、ハード的から申し上げますならば、先ほど遠坂議員のお話もございましたのですが、この核となるべき部分の、いわゆるまんが美術館の老朽化が目立ち始めているということでございまして、ここらへんの整備も一つの基本になるのかなというふうに思うのですけれども、新たな取組によりますまんがの町の創出ということで、十分その部分の計画と、今動いております部分の連動ができていない環境にあるのではなかろうかなというふうに、私としては思っているところでございます。

本来のまんがのまちづくりとしての魅力を発見しまして、これまで以上に町内の方の来館者によります魅力ある施設をやはり充実させるべきではないかなと、それによりまして、町内はもとより町内の各所に人・物・金が流れるような中核的な施設というかたちで、このまんがのまちづくりというものの方向性を示せなければいけないかなというふうに思っている次第でございます。ですので、あるべき姿を今回再考するというところで、その役割を十分担うようなかたちでまとめるべきではないかなと、現時点では私としては思っている次第でございます。

**○1番（遠坂道太君）** 町長の考えを聞いたところでございますが、やはりあるべき姿、早く言ったら私の具体的解釈ですが、本当の那須先生の偉業の風刺漫画をやはり中心として大切に扱って、というふうに私は理解するところでございます。そういったかたちで、また町長もいろいろと自分なりの発想とか、そういうあたりを考え出して、取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次に、まんが授業です。事業も違います。学校の授業でございます。その中でお聞きしたいのは、これは全国的に私も調べた中で、高知県で平成28年度からまんがを活用したコンテンツ創造教育プログラム等開発事業に取り組んでおられます。この中を見ますと、児童・生徒の学習意欲を喚起し、発想力・企画力・表現力・プレゼンテーション力

等を更に伸ばすとともに、基礎的・基本的な知識及び技能の習得への相乗効果につながることを目的として取り組んでおられます。

ここで、教育長に伺います。今後、教育の場に、こういうまんがの教材を利用したまんが授業を取り入れる考えはありますでしょうか。

**○教育長（中村富人君）** まんが授業でございますが、ご存じのとおり、現在も小・中学校で、まんが授業は年に1回行っております。崇城大学から先生お出でいただきまして総合の時間にやっているわけですが、感想等を聞きますと、とても子ども達は非常に意欲的で楽しみで、何というのでしょうか、そういうような充実した活動がなされていると聞いております。内容的に1日限りではございますが、内容を学校の教育的に考えると、本町で行っておりますまんが授業は、表現力というのでしょうか、まんがも表現でありますし、言葉も表現とか、たくさん表現力ございますが、表現力を養うという点で、非常に一つの良い取組ではないかと思っております。

今、遠坂議員はもっと広い意味でのまんが授業というような、そういう御提案でございました。確かに、一つの方向として、現在は1日限りで短いといえますか、短時間でございますが、検討するような余地があるのではないかというふうに考えております。今後の授業次第では、ここはいろんなたくさんの歴史がありますので、いろんな作家の方とのつながりが多うございますので、そういう方、大学の先生等の関係をつなかりに、そういう試みもちょっと検討してみたいと思います。以上です。

**○1番（遠坂道太君）** 今後検討されるということでございますが、やはり学校の先生が、まんがを描いていない人が教えるというのは大変難しいというふうになっているそうです。高知県あたりを見ますと、3つの層に分けて、学校で小学校低学年から高学年といったかたちと中学生といったかたちで分けていらっしゃるそうです。その中で、この授業を受けていくと、特に表現力、また発想力等が非常に出てくると。そして、今私達も議会改革の中で、子ども議会を始めて3年になりました。その中で、やはりプレゼンテーション力ですね、そういった人の前で話すことができる力も生まれてくるというふうに思っているところでございますので、今後教育の場、いろいろと御検討いただきまして取り組んでいただければと思います。

次に、企画観光課のまんが関係事業につきまして伺います。まず、まんが教室について伺います。今までの取組を見ますと、現役の漫画家による直接指導でありました。参加された生徒さんにつきましては、大変貴重な経験として評価があっているようです。課題を見ても、やはり開催場所の収容人数に限りがあると、また人員制限、また町内外からの参加者を増やしたいけれども増やされない。情報発信がうまくいっていないということと、またこの教室を開催するための、来ていただけるまんがの先生も固定化してしまっているというようなことというふうなかたちで改善課題が残っているようござい

ますが、今後どのような改善をして取り組んでいくかお伺いしたいと思います

**○企画観光課長（本山りか君）** 今後におきましては、各県内で連携している方々も、有識者の方々もいらっしゃいますので、その方々の御意見もお伺いしながら、また当町の場合には、漫画家の先生も御協力いただいている方たくさんおられますので、その方々への御協力の依頼等を行っていきたいと考えております。

**○1番（遠坂道太君）** やはり、教室を開いていく以上、やはりマンネリ化あたりが一つの原因でもあるのではないかと、同じようなことをされてはいなかったとは思いますが、私もこのように考えているんですね。

まず、開催場所の見直しをかけること。一つは、湯前町には湯楽里があるでしょう、湯楽里の施設を利用して開催したらどうかと。そうすると、収容人員も十分確保、入れるわけです。一つの言葉として、湯楽里に泊まりながらまんが教室に参加というようなキャッチフレーズも、一つ良いのではなからうかというふうに思っているところがございます。また、天気の良い自然の中で教室を開くということもできるのではなからうかというふうに思っております。

ここで、町長にお伺いします。今私が考えている企画はどのように思われますか。また、町長として、このまんが教室をどのようにして取り組んでいくのか伺います。

**○町長（長谷和人君）** 今御提案いただきました開催場所の検討、それから自然の中でというふうな御意見でございましたのですが、大いに取り入れさせていただいて、可能でございましたらば、実行する方向で私も動いていきたいというふうに思います。

それから、加えまして、これまでのまんが講座といいますか、体験教室関係につきましては今後も継続していきたいと、かように思っておりますし、漫画家の先生の御指導の下、県内の大学のまんが学科等もございまして、ここに在籍されます学生さんともこれまで実は縁がございまして、町内のほうに来ていただいたという実績等もございまして、ここらへんも今回もう少し生かさせていただきまして、更に魅力的に磨き上げるというかたちで、ここらへんの部分についてもちょっと力を入れてさせていただいて、前向きに動かしていくということできたいと、かように思っている次第でございます。

**○1番（遠坂道太君）** 今町長から取り組んでいく方向付けをお伺いしたところですが、やはり先ほど大学とも言われました。やはり、年1回でも良いし、大学との合宿とか、そういうあたりの発想も考え、これは高森に行ったときは、やはり小学校跡地を利用してのかたちを取り組んでおられました。やはり、ある施設をうまく利用して、そして自然を利用したかたちというような取組、そしてこういうきっかけがあるそういう大学であれば、やはり来ていただきながら、やはり一緒に取り組んでいくということを、今後進めていただければというふうに思います。

次に、まんが図書館について伺います。取組について見ますと、まんが図書館を新設したことで、通年開館され、新たな駅周辺の賑わいと雇用に寄与されています。民間事業者への指定管理を行うことで、柔軟で魅力ある運営による効果的な事業展開となっております。型についても見ますと、まんがの図書館の面積が今までの半分以下となっております。収容人数や設置まんが本が、数が減ったことを要因として、利用者が減ったというふうなことになっております。図書館新設時には、空間利用というコンセプトの下で、野外デッキ部分の活用を図っていくこととしておられたようです。天候にも左右されたこともありまして、実現に至ってなかったというふうに課題があります。このような課題が発生したことにより、対策というか、対応をされたのか、それをお伺いしたいと思います。

**○企画観光課長（本山りか君）** 天気の良い日には、屋外のそのスペースがございしますので、そちらのほうに机椅子等を配置しまして、そこで読んでいただけるような空間を提供しております。また、併設されております展示体験販売施設、こちらのほうも解放させていただきまして、人数等が多い場合は、そこらへんの活用もさせていただいているところです。

また、まんが本の設置に関しましては、湯〜とびあのほうにも一部設置をさせていただくなどして、他施設との連携による対応をさせていただいているところです。

**○1番（遠坂道太君）** 今晴れの日には、屋外デッキを使っているとだと思いますけれども、やはり雨天時、それをどのようにして対応していくかということも今後考えていくべきではなかろうかと思います。今利用者も、利用しているのは高校生とか中学生とかという方が多いのではなかろうかというふうに思っているところでございます。その中で、やはり今後どのようなかたちを考えていくかということですよ。やはり、野外デッキの活用方法というのをまず考えていくと。先ほど言いました雨の日でも、野外デッキを利用して読まれるようなスペースを作っていくということが一つではなかろうかと思います。一つは、屋根付きのベンチですよ、そういったかたちの取組方法。そして、レールウイングの端っこのほうは長うございます。あれに片屋根式で、そしてベンチを付けて、机をちょこっと置いてすると。合志のミュージアムより、ちょっと暗すみで読むというよりも、僕は自然に風に吹かれて読まれたほうが、非常に気持ちが良いのではないかとこのように思うわけでございます。そういったかたちの取組をやられたらどうでしょうか。私の今この案につきまして、担当課としてはどのようにお受けになりますでしょうか、お伺いいたします。

**○企画観光課長（本山りか君）** 今議員御提案いただいたようなことは、なるだけ予算をそんなに伴わずにできることがあると思いますので、今後検討させていただければと思います。

**○1番（遠坂道太君）** 今後検討されていくということでございます。やはり、木の町湯前でもありますので、材木を利用したかたちでの取組を今後やっていただければというふうに思います。

それと、町長にお伺いします。今後どのような方向性をもって図書館を取り組んでいられるのかお伺いします。

**○町長（長谷和人君）** 今の部分は、レールウイングにございますまんが図書館関連ということで、屋外デッキの部分も含まれての御質問ではないかなというふうに思いますけれども、先ほど本山課長が答弁いたしましたように、さらに私といたしましてもレールウイングのほうにつきましても、相当年月が経っておりまして老朽化が目立っておるということで、これまで改装等の計画も実はあったところでございます。そこらへんもにらみながら、それと今このレールウイング上でミニイベント等を開催していただいております部分もでございます。そこらへんも十分精査しながら、さらに考えられるイベント等があれば、もう少し柔軟な発想で、レールウイングを活用していただくというようなことで計画をもっていければというふうに、私としても同様に思っている次第でございます。

**○1番（遠坂道太君）** 今町長の思いは、今後レールウイング等の活用は必要だという、私はそのように受け取りましたので、今後取り組んでいただければと思います。

次に、漫画フェスタについて伺います。今までの取組を見ますと、やはりまんがに特化した内容にしたことで、他地域にはない特色あるイベントとして定着をしております。本町を知らなかった全国の若者の来訪のきっかけとなりました。コアなファンのネットワークにより、まんが美術館や町の認知度も向上したというふうに理解しております。課題を見てみますと、本町最大のイベントとして定着したとは考えられますが、町内事業者の出店以外の参画には至っておりません。イベントの内容を元の形にということで、ゲストを演歌歌手に戻すなどしてほしいという要望もっております。

ここで伺いいたしますが、まず本年度の開催につきまして、どうするのかをお伺いしたいと思いますが、やはりそのへんについてお尋ねいたします。

**○企画観光課長（本山りか君）** 漫画フェスタにつきましては、やはり今のコロナの影響を受けまして、各自治体におきましても秋のイベント等の検討がなされているところでございます。本町におきましては、秋のイベントということもございますが、いろいろな準備の都合がございまして、実は5月の8日から13日、中旬にかけてまして、実行委員会、これは町が事務局でございまして、各種町内の団体の皆様に御参画いただいている実行委員会でございますが、そちらのほうにご意向の調査を行っております。その結果につきましては、委員会の皆様が23団体ございますが、開催してほしいと回答された団体が6団体、それから中止又は中止もやむを得ないということで御回答いただきました。

団体様が17団体ということの結果になっております。

これを踏まえまして、実は6月の18日、来週でございますが、漫画フェスタ実行委員会を招集させていただき、その中で、この結果を踏まえながらの最終判断をさせていただければと考えております。

**○1番（遠坂道太君）** 6月の18日に決定がされるということで理解いたしたいと思っております。私としては、本年度は、開催はしないほうが良いというふうに私は思っているところでございます。やはり、このコロナの問題もあります。そして、この漫画フェスタの予算を、このコロナの問題のほうに、内需拡大するようなかたちで予算として取り組んでいただければというふうに思うところでございます。

そこで、本年度開催されないというのは、私はまだ分かりませんが、今までやってこられた中での課題が出ております。その課題につきまして、今後どのようにして改善されていくのかお伺いしたいと思います。

**○企画観光課長（本山りか君）** このイベントにつきましては、まんがに特化してきたことで、全国の若者の方やコアなファンの獲得はできているものの、先ほど議員からも御指摘がありましたとおり、町内の方々に御参画いただけることがちょっと少ない感じを、印象を持っております。

つきましては、町内の方々にも親しんでいただけるような、そして会場に御来場いただけますれば、楽しんでいただけるような内容の見直し、これをやっていきたいと思っております。それについては、実行委員会のほうからも御意見をいただく、それから町内の商工会様又は観光物産協会様、関係団体様からの意見も聴取しながら、そういったことに取り組んでまいりたいと思っております。

**○1番（遠坂道太君）** 一応、事業者の皆さんあたりに御意見をいただくというようなかたちだというふうに理解します。その中で、私としては、この漫画フェスタの考え方についてちょっと述べさせていただきたいと思っておりますが、漫画フェスタの更なる充実を図るためには、漫画フェスタとコラボできる企画をすることだと私は思っております。違った別のですね。

例えば、現在全国からコスプレの参加者も年々増加しているというように思っております。ここで思い切ったことをやるのであれば、町民の方も参加される方はコスプレで参加してくださいというお願いをするということも、一つの手ではなかろうかと思いません。また、一つは食、食のほうは前何かまんがとのやりとりはされておったわけですが、逆に今度は、全国的によくありますB級グルメあたりとのコラボの企画、そのような考え方もできるのではないかと。それとか、まんがと農業とか、まんがと温泉とか、いろんなコラボ方式で、企画というのは自分達の発想だと思っておりますので、そのへんで考えていただければというふうに思っているところでございますが、私が今言った企画をどの

ように思われるのか伺いたいと思います。

**○企画観光課長（本山りか君）** これまでにつきましても、漫画フェスタの中で、そういった食とのコラボですとか、当然コスプレにつきましても、町民の方々にも実はお呼びかけをしているところでございまして、一部実行委員会の皆さんと御参加いただいている状況もございます。

議員おっしゃいますとおり、町の資源と絡めていくことが必要だと思われるので、この漫画フェスタにお出でいただいた方に町内の地域資源を知っていただくような取組を、今後一つずつでも増やしていけたらと考えております。

**○1番（遠坂道太君）** そういったかたちの企画を取り組んでいただければというふうに思っているところがございます。

町長は先日、全協でまんがを活用した町づくりについて、風刺漫画とアニメの2本立てで取り組んでいくというふうなことをおっしゃいました。町長としてのビジョンがあるかと思いますが、それをお伺いしたいと思います。

**○町長（長谷和人君）** これまで那須良輔先生の偉業によりまして、4半世紀以上、まんがの町としてこれまで歩んできたところでございまして、その中で、少し御質問と違うことをお答えするかもしれませんが、この那須先生の偉業の作品を生かしきれていない部分が実はあるということで、先ほどの答弁の中で、まず基本となります部分のアーカイブ事業をまず選択させていただけないかということで、今回文科省のほうにエントリーさせて、アーカイブ化の推進事業というかたちでお願いするところということで、先般の会議の中でお話を実はさせていただいたところでございまして。このまちづくりの中の一つのビジョンの中に、まんがの将来というかたちでいきました場合につきましても、やっぱり柱となる部分、基本となる部分については那須良輔の世界ではなかろうかというふうに私としては思っております。これはちょっと大きすぎるかもしれませんが、人吉球磨は日本遺産に認定されておりますけれども、この那須先生の作品群につきましても、この日本遺産の認定に勝る大変重要な遺産であると、湯前の宝でもございますし、日本の宝というふうに言い切っても良いかなというふうに私としては思っております。

それと、実は那須先生に関する世界をまとめた記録紙がないということでございます。アーカイブと一緒に残すかもしれませんが、この記録紙をやっぱり残して、この作品群をいかにして活用するかということで、先ほどの質問にもございました子ども達の授業、戦後55年体制の政治の表と裏というふうな社会の動きあたりも、このまんがで顧みることが可能ではなかろうかと。ただただ作品をまんが美術館の中で展示しておりますけれども、実はそこにこのまんがが生まれた発想背景、ここらへんをやっぱり書く必要があるのではないかとということで、私はまんがの先生からお話を聞いたときに大変奥深いも

のが、ただただ風刺漫画ではございますけども、見え隠れしたというのを私思ったところでございました。大変膨大な量でございます。7,000点を上回るような作品群でございます。ここは生かしきれていないという部分がございますので、まずはここから着手させていただけないか、これを主軸にまんがのコンセプトといたしまして、将来に合わせながら、今の若者あたりを中心としたコミックまんが、ここに今動かしておりますので、そこも十分今やっているような御指摘の部分のマンネリ化しているという部分がございますので、新たなやっぱり大きいといえますか、漫画フェスタの動きあたりも十分シチュエーションを考えながら、イベントを新たにしていかなければならない、そんなことも実は私としては思っておるところでございます。

**○議長（倉本 豊君）** お昼になりましたので、昼食のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11時59分

再開 午後 0時59分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を続けます。ただいま、日程第1、一般質問、遠坂議員の質問の途中です。発言を許します。

**○1番（遠坂道太君）** 先ほど町長の、まんがを活用した町づくりについてのビジョンをお伺いしたところでございます。湯前町は、まんがを活用した町づくりに取り組んで約30年になります。町長としてまんがとアニメの2本立てで取り組んでいかれます。町長の思いを十分に発揮されることを期待しまして、一つ、まんがを活用した町づくりについて、質問を終わります。

**○議長（倉本 豊君）** 一つ、まんがを活用した町づくりについての遠坂議員の質問が終わりました。これより関連質問を許します。

**○2番（椎葉弘樹君）** 先ほどの遠坂議員の質問の中に、まんが美術館等のビジョンをお答えいただきたいということで質問がありました。町長からは人・物・金が流れる中核施設を目指すということで答弁がありました。本町の過去10年のまんが美術館の収支を見ますと、平成21年以降、全てマイナスの運営です。特に平成28年、平成29年は収支が悪化し、2年間で2,000万円を超えるマイナスとなっております。

公営の美術館だからマイナスは仕方がないという風潮もありますが、この10年間のマイナス総額だけ見ましても6,000万円を超えるものです。この多くはコミックアニメの特別展の予算となっております。町長が言われるその2刃流、主に風刺漫画を軸としたということがありますが、このやり方というのはこれまでも鶴田町長の時代においてもずっとやられてきたものです。

このままではまずいということで平成30年に3月一般質問を行い、そしてそこでまん

がコミックの特別展が自粛されております。しかし、その後町長と教育長が変わり、また同じ路線に戻ろうとしています。

町長に伺います。今後のまんが美術館の運営方針において、その人・物・金が行く中核施設とはどのような施設なのでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** これまで椎葉議員いわく経営的な部分からの御指摘ということで今思ったところがございますけれども、本町におきましての重要なまんがのまちづくりとかたちでこれまで取り組んできておりましたが、それがいわゆる人・物・金に通じてなかったという部分がありまして、これをいかにして人・物・金に持っていかうかという部分が大きな課題とか問題というふうにも認識していいかなと思っております。ところでございますけれども、いわゆる先導的な熊本県におきます、まんがの町、全国的に見ましたときにも先導的な町村であったと、まんがに対しての取組は先導的であったということで非常に自立性があるこれまで歩んできた、それがマンネリ化してきたという部分が大きな原因の一つかなというふうにも思っております。

で、その中でこれまでまんが関連施設あたりを核としたという部分もございますけれども、いわゆる観光施設との連携と申しますか、そこらへんが十分結んでいない。いわゆる町内の商店街なり観光物産なり民間業者の方あたりとのうまく友好ができていない。いわゆる官民協同ができていないという部分があったのかなというふうにも思っております。それと政策間の連携ということで同じことの繰り返しかもしれませんけれども、本町と同じような取組をやってらっしゃる部分がございますので、そういう部分としてのいわゆる連携と申しますかね、利活用と申しますか多面的な部分の利活用あたりも非常に間が抜けているのかなというふうにも思っております。

例えば、その中にありますならば、さっき遠坂議員の質問がございましたけれども、まんがを活用した教育分野、幅広い分野の施策あたりとも連携する必要があるのかなというふうにも思うところでございます。それとこれも3年位前になりますか地域間連携ということで、近隣市町村とのいわゆるネットワーク、まんがを活用したまちづくりに取り組んでいらっしゃる県内自治体との連携、早く言えばスケールメリットかなというふうに思うのですけれども、ここらへんも重要なポイントになろうかなというふうにも思っているところでございます。

で、加えてこれも先ほど答弁させていただいたところがございますけれども、まんが美術館の老朽化という問題もございまして、ここらへんも重ねながらですねブラッシュアップという言葉で言ってしまうとそれまでかもしれないですけども、そこらへんの部分が今後の大きな課題という部分に捉えておりますので、これを何とか少しずつでも解決しながらまちづくりと連携しながらですね、まんがの町湯前ということで確立していったらどうかと、かように私としては思っている次第でございます。

**○2番（椎葉弘樹君）** 本町のまんが美術館の漫画大賞に対する応募作品数を見ますと、2012年、平成24年時は616件あったものが、昨年度を見ますと448件ということで右肩下がりになっています。これは風刺漫画大賞に応募する件数が右肩下がりということですので。やはりこのままではいけないということは数字から見ても分かるところです。

町長は施政方針の中で、まんが美術館等活用計画を基に、このまんがの美術館の施設づくりに努めるということで行われています。ただし、このまんが美術館等活用計画は鶴田町政時代に作られた計画であります。先ほど町長が答弁されたような具体のビジョン・施策を是非この計画の中に盛り込んでいただき、そこに書いてある施策・事業等の見直しを図っていただきたいという考えで、次の町長に対する質問を行います。

このまんが美術館等活用計画、これを長谷町長の色を出して、早速計画の見直しをする考えはないでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 椎葉議員御指摘のとおりでございます。この活用計画、前町長のまま今動いているところでございまして、ハード事業なりソフト事業の部分が実は計画どおりと申しますか、全てをする必要はないかなというふうには思うのですけれども、未実施の部分が実はございますので、そこらへんも十分参考にさせていただきながら、私が思っておりますあるべき姿、ここの部分を再整備する必要があるかな、私としては実はそういうふうには実は思っていたところでございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで、一つ、まんがを活用した町づくりについての関連質問を終わります。

**○議長（倉本 豊君）** 次に、一つ、プレミアム付商品券の利用拡大について、遠坂議員の質問を許します。

**○1番（遠坂道太君）** 次の質問に移ります。一つ、プレミアム付商品券の利用拡大について、質問いたします。

まず、プレミアム付商品券の発行事業は何を目的とするのでしょうか、お伺いします。

**○企画観光課長（本山りか君）** 本事業につきましては、地元の商工業者の方、特に小規模事業者の方の支援策の一環として実施しているものでございます。

**○1番（遠坂道太君）** 国の施策のほうを見ますと、プレミアム付商品券発行事業につきましては、消費税と地方消費税の引上げとか、今度のコロナの感染症の問題とか、低所得者・子育て世代の消費に与える影響を緩和するとともに地域における消費を喚起、下支えするつうことが一つの目的で国のほうは考えたかたちで商品券を発行しているふうに書いてあります。

現在発行されているのは商工会会員に対しての取組であります。町内にある会員事業者だけでしか利用はできません。お話を聞きますと歴代の議員さんが、商工会に対して町内にある全事業者で利用できないか依頼されたこともあったそうです。それもできなかったということでございます。質問の要旨のプレミアム付商品券の利用、町内全事業所で利用できるようにできないかという質問は、湯前町、町民の声でもあります。

ここで伺いますが、この声についてどのように対応されるのか伺います。まず担当課のほうからよろしく願いいたします。

**○企画観光課長（本山りか君）** そのような声もお聞きしているところでございますが、商工の担当としましてはこれまでどおりですね、地元の商工業者の皆様の支援策として進めたいと思っております。

**○1番（遠坂道太君）** 続きまして、町長の考えをお聞きしたいと思います。

**○町長（長谷和人君）** 今回のコロナという特定だけで、ちょっとお答えさせていただくところでございますけれども、冒頭この商品券の目的は何なのかというところから私切り口を考えさせていただいたところでございますけれども、先ほど本山課長が答弁いたしましたように、この商品券そのものにつきましては商工会が行っているところでございまして、小規模事業者の皆様によって組織されている商工会さんが行っている、それに対します地域限定の商品券の発行事業であるということで、町外への消費者流出を抑えまして地元消費を喚起し商工業者の持続的な経営の支援、そして地域経済の停滞を防ぐという目的で、私は今回プレミアム商品券のコロナ関連で申し上げるならば地域の振興と経済の活性化に資することを目的に今回行われているものと、私としては解釈したところでございます。

**○1番（遠坂道太君）** 今度の商品券につきましては、そういうふうに私も理解はしております。でもやはりこう住民の方が使う側のことを思って、我々も自由に使える、町内で自由に使える商品券が発行していただいているというふうなかたちのお話があるわけです。私としてもこういった使い勝手ちゅうか全事業所で使えるかたちの商品券を発行するべきではなかろうかというように思います。商工会は商工会としての考えであって、住民は住民としてのサービスというかたちでとらえる方向で検討していただければと思いますが、そのへん町長いかがでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 商品券を購入されます消費者の皆様、町民の方々から商品券の幅広い事業所で使用できるという、望まれているというのは私も承知している、聞いていますところでございます。

ただ、私といたしましては例えば、お話をさせていただくところでございますが、仮に大店舗あたりを加入させた場合につきましては、遠坂議員もご存じかと思っておりますけれども大多数が大型店舗を利用されまして、地元の商工事業者につきましては当然商品券

の利用が減るということが予想されるところでございますので、その部分で大きなギャップが生じるということで、これまでそういうふうな大型店舗さんが入ってなかった理由なのかなというふうに私としては理解しているところでございます。

**○1番（遠坂道太君）** 私も分かっているわけですがけれども、やはり大型店舗を利用される場所、される消費者は多いと思います。それはそれなりとして消費者はその方向で考える、商工会は商工会としての商品券というカタチで、両方建てで考えていかればというふうに私は思うわけです。その方向で捉えていただければと思いますが、町長そのへん再度もう一回お願いします。

**○町長（長谷和人君）** 今後ですね、今遠坂議員のほうからお話がございましたので、そのような御意見につきましては商工会のほうにも私お伝えしたいと思っておりますし、これは一つ前の話になりますけれども、これまでそういうような扱いをした事例も実はございますので、そこらへんも参考にいたしまして商工会さんともこういうようなお話があったということもお知らせしますし、過去にそういうような扱った事例もございますので、そこらへんの話をしていただければということで回答をさせていただくところでございます。

**○1番（遠坂道太君）** 今町長述べられましたように、今後そのようなカタチの対応をしていただければというふうに思います。最後になりますが、私たち議員は常に住民の中に飛び込んで住民の声や心や知恵をつかみ、それを議員の心、声、そして知恵として力強く代表する心構えが必要です。住民とともに喜び住民とともに涙する、血の通った信頼される行政ができるかどうかは、このような議員の活動に基づくことが極めて大きいところでございます。私はそういう気持ちで取り組んでいきたいと思っております。

これで一つ、プレミアム付商品券の利用拡大についての質問を終わります。

**○議長（倉本 豊君）** これで一つ、プレミアム付商品券の利用拡大についての遠坂議員の質問が終わりました。これより関連質問を許します。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで関連質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

-----○-----

## 日程第2 同意第1号 湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

**○議長（倉本 豊君）** 日程第2、同意第1号、「湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（長谷和人君）** 同意第1号について、提案理由の説明を申し上げます。住所、

湯前町 3123 番地 1。氏名、村井信照さんでございます。生年月日、昭和 41 年 8 月 26 日のお生まれでございます。教育委員 1 期、2 期、3 期とも教育委員として精力的に教育活動に携わって、御活躍いただいた方でございます。

人格、識見共に優れ、教育委員として、最適者でございまして、継続してお願いしたいと思っておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定によりまして、議会の皆様に同意を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（倉本 豊君） お諮りします。

本件は、討論を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、討論を省略することに決定しました。

○議長（倉本 豊君） これから、同意第 1 号、「湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

○議長（倉本 豊君） 議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（倉本 豊君） ただいまの出席議員は議長を除き 9 名です。

次に、立会人を指名します。立会人に高橋議員、黒木喜巳男議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

○議長（倉本 豊君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（倉本 豊君） 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。投票に先立ちまして、投票用紙の記入方法について申し上げます。本案に賛成の方は、「賛成」と、反対の方は、「反対」と記載願います。

なお、投票中、白票及び賛否が明らかでない票につきましては、会議規則第 83 条の規定により「否」とみなします。

1 番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(倉本 豊君) 投票漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(倉本 豊君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから、開票を行います。高橋議員、黒木喜巳男議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(倉本 豊君) 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票。有効投票 9 票。有効投票のうち、賛成 9 票です。

以上のおり、投票の結果は、賛成総数であります。

したがって、同意第 1 号、「湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開放)

-----○-----

日程第 3 同意第 2 号 湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 4 同意第 3 号 湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 5 同意第 4 号 湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 6 同意第 5 号 湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 7 同意第 6 号 湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 8 同意第 7 号 湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 9 同意第 8 号 湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 10 同意第 9 号 湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長(倉本 豊君) 日程第 3 から日程第 10 までは、同じ人事の案件でありますので、一括議題についてお諮りします。

日程第3、同意第2号、日程第4、同意第3号、日程第5、同意第4号、日程第6、同意第5号、日程第7、同意第6号、日程第8、同意第7号、日程第9、同意第8号、日程第10、同意第9号、を一括議題とし、説明及び質疑を一括して行った後、討論を省略し個別に採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。

よって、同意第2号、同意第3号、同意第4号、同意第5号、同意第6号、同意第7号、同意第8号、同意第9号の「湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（長谷和人君）** それでは、同意第2号から同意第9号まで、一括して提案理由の説明を申し上げたいと思います。

農業委員会等に関する法律第8条の規定によりまして、農業委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

まず、初めに同意第2号でございます。住所、湯前町2235番地1。氏名、前川敏幸さんでございます。生年月日、昭和37年8月5日のお生まれでございます。専業農家として、水稻、キクなどを栽培される認定農家でございます。平成28年3月から農業委員として御活躍をいただいております。また令和2年5月まで、湯前町認定農業者同志会の会長も務められておりました。地元区長からも推薦をいただいております、人格識見共に、大変優れておられ、適任者であり、引き続き委員としてお願いしたいと思っておりますので、同意を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。同意第3号でございます。住所、湯前町3049番地1。氏名、桑原幸博さんでございます。生年月日、昭和25年8月11日のお生まれでございます。元経済連職員であられ、水稻、野菜などを栽培される専業農家でございます。平成23年7月から現在まで、農業委員として御活躍をいただいております。認定農家でもあり、区長を含む、地元農家からの推薦もあり、人格識見とも、大変優れておられ、適任者であり、引き続き委員としてお願いしたいと思っておりますので、同意を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。同意第4号でございます。住所、湯前町4057番地1。氏名、永田平馬さんでございます。生年月日、昭和30年11月17日のお生まれでございます。退職後専業農家として、水稻、飼料作物などを栽培されており、認定農家でございます。地元区長からの推薦をいただいております、人格識見共に、大変優れておられ、適任者であり、引き続き委員としてお願いしたいと思っておりますので、同意を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。同意第5号でございます。住所、湯前町 4056 番地 3。氏名、野田美智晴さんでございます。生年月日、昭和 33 年 3 月 29 日のお生まれでございます。稲作を中心とした農業経営を行われており、現在、農地利用最適化推進委員でございます。平成 24 年から平成 29 年までの 2 期にわたり、農業委員を務められた経験があり、今回改めて選考されるものでございます。人格識見共に、大変優れており、適任者であり、委員としてお願いしたいと思っておりますので、同意を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。同意第6号でございます。住所、湯前町 19 番地。氏名、山本武志さんでございます。生年月日、昭和 31 年 11 月 18 日のお生まれでございます。稲作を中心とした農業経営を行っておられます。現在、農地利用最適化推進委員でございますが、平成 20 年から平成 29 年までの 3 期にわたりまして、農業委員を務められた実績がございます。今回、改めて農業委員として選考されたものでございます。地元区長からの推薦もいただいております、人格識見共に優れており、適任者であり、委員としてお願いしたいと思っておりますので、同意を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。同意第7号でございます。住所、湯前町 1021 番地 1。氏名、稲森英雄さんでございます。生年月日、昭和 42 年 11 月 4 日のお生まれでございます。水稻、キク、野菜などを栽培される専業農家であり、認定農家でございます。平成 20 年 7 月から引き続き農業委員として、御活躍いただいております、特に平成 23 年 7 月から現在まで、会長として会全体をまとめられております。人格識見共に、大変優れておられ、適任者であり、引き続き委員としてお願いしたいと思っておりますので、同意を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。同意8号でございます。住所、湯前町 853 番地 2。氏名、平田トモ子さんでございます。生年月日、昭和 36 年 6 月 10 日のお生まれでございます。中立委員としての選考された方でございます、株式会社クマレイに勤務されております。現在 1 期目の任期中でもございます。もともと実家が農業を営まれており、農業に対する関心も見受けられ、人格識見ともに大変優れておられ、適任者であり、引き続き委員としてお願いしたいと思っておりますので、同意を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。同意第9号でございます。住所、湯前町 2510 番地。氏名、久保田諭さんでございます。生年月日が昭和 45 年 1 月 13 日のお生まれでございます。専業農家として、ブドウ、水稻を中心とした農業経営をされている認定農家です。今回初めての応募でございますが、選考委員会において適任との判断をいただいたところでございます。そして今回選考された方々の中で一番、若手となるところでございます。湯前町農業公社の理事なども経歴されたところでございます。人格識見ともに大変優れておられ、適任者であり、引き続き委員としてお願いしたいと思っておりますので、同意を求めるものでございます。

以上8名の候補者の選考につきましては、湯前町農業委員会委員候補者選考委員会の運営に関する条例及び関係規則等で定めるところによりまして、選考委員会を開催し、全会一致で8名全て適任者である旨の報告を受けたところでございます。

以上、提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（倉本 豊君）** 町長、同意7号の地番が、1021番地1というふうに資料ではなっておりますが、町長は、2021番地1と言われましたので、どちらが本当でしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 大変失礼しました。私、原稿を読み間違えたようでございます。訂正させていただきます。同意7号につきましては、住所は湯前町1021番地1でございます。大変失礼いたしました。

**○議長（倉本 豊君）** それでは、これから質疑を行います。

**○2番（椎葉弘樹君）** 町長の説明の中で、山本武志さんのところで、区長推薦とあったのですが、ホームページ上にある最終公表の中には、それが書いてありません。どちらが正しいのでしょうか。

**○農業委員会事務局長（中園誠二君）** 今回の応募ですけど、個人からの推薦、団体等からの推薦、一般応募と、3種類の中から、今回、農業委員会のほうで同意された方は、全部全員一般応募となります。その一般応募の中で区長からの推薦をいただいているということになります。

**○2番（椎葉弘樹君）** そうしますと、ホームページ上で公表されている農業委員会委員の推薦及び応募の状況といった表にある推薦者名といったのは、これはどのように解釈すればよろしいのでしょうか。

**○農業委員会事務局長（中園誠二君）** あくまでも一般応募の中の、応募となる場所です。

**○2番（椎葉弘樹君）** そこに、山本武志さんのところには、区長さんのお名前がなかったものですから、でも町長の説明では、区長からの推薦がありましたと説明があったもので、どちらが正しいのでしょうかという問いでした。

**○農業委員会事務局長（中園誠二君）** 農業委員会のほうに提出された応募用紙の中に、区長からの推薦がありましたので、この提案理由の中に、組み込んだところでございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

**○議長（倉本 豊君）** これから、同意第2号、「湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

**○議長(倉本 豊君)** 起立全員。したがって、同意第2号は、同意することに決定しました。

**○議長(倉本 豊君)** 同じく、同意第3号、「湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

**○議長(倉本 豊君)** 起立全員。したがって、同意第3号は、同意することに決定しました。

**○議長(倉本 豊君)** これから、同意第4号、「湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

**○議長(倉本 豊君)** 起立全員。したがって、同意第4号は、同意することに決定しました。

**○議長(倉本 豊君)** これから、同意第5号、「湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

**○議長(倉本 豊君)** 起立全員。したがって、同意第5号は、同意することに決定しました。

**○議長(倉本 豊君)** これから、同意第6号、「湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

**○議長(倉本 豊君)** 起立全員。したがって、同意第6号は、同意することに決定しました。

**○議長(倉本 豊君)** 次に、同意第7号、「湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

**○議長（倉本 豊君）** 起立全員。したがって、同意第7号は、同意することに決定しました。

**○議長（倉本 豊君）** 次に、同意第8号、「湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

**○議長（倉本 豊君）** 起立全員。したがって、同意第8号は、同意することに決定しました。

**○議長（倉本 豊君）** 次に、同意第9号、「湯前町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

**○議長（倉本 豊君）** 起立全員。したがって、同意第9号は、同意することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第11 議員派遣について

**○議長（倉本 豊君）** 日程第11、「議員派遣について」を議題とします。本件については、タブレットに議案を掲載しております。

お諮りします、会議規則第128条の規定により、一覧表のとおり議員派遣をしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。したがって、そのとおり議員派遣することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第12 総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

**○議長（倉本 豊君）** 日程第12、「総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

総務常任委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規定によって、所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

#### **日程第 13 厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第 13、「厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

厚生文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

#### **日程第 14 経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第 14、「経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

経済建設常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

#### **日程第 15 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第 15、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。議会運営委員長から会議規則第 74 条の規定によって、「次の議会の会期・会期日程等の議会運営の基本に関する事項、及び前項以外の議長の諮問にかかる事項」について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議

ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本定例会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決しました。

これで、本日の日程は、全部終了しました。会議を閉じます。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 令和2年第3回湯前町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後1時46分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員